

庄原市地域防災計画

(震災対策編)

令和6年6月7日修正

(平成17年6月15日策定)

庄原市防災会議

目 次

第1章 総則

第1節 目的	1
第2節 基本方針	1
第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則	1
1. 基本理念	
2. 基本原則	
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	2
1. 市	
2. 県	
3. 警察	
4. 指定地方行政機関	
5. 指定公共機関	
6. その他の機関等	
第5節 庄原市の自然的条件	7
第6節 被害想定	7
1. 調査内容	
2. 想定結果	

第2章 災害予防計画

第1節 基本方針	21
第2節 防災都市づくりに関する計画	21
1. 方針	
2. 防災上重要な公共施設の整備	
3. 住宅、建築物等の安全性の確保	
4. ライフラインの整備	
5. 防災性の高い都市構造の形成	
第3節 市民の防災活動の促進に関する計画	24
1. 方針	
2. 防災教育	
3. 防災訓練	
4. 消防団への入団促進	
5. 地区防災計画の策定等	
6. 自主防災組織の育成・指導	
7. ボランティア活動の環境整備	
8. 企業防災の促進	
9. 市民運動の推進	
第4節 調査・研究に関する計画	31
1. 方針	
2. 実施責任者	
3. 実施事項	

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画	31
1. 方針	
2. 災害発生直前の応急対策への備え	
3. 災害発生直後の応急対策への備え	
4. 災害派遣、広域的な応援体制への備え	
5. 救助・救急、医療、消火活動への備え	
6. 緊急輸送活動への備え	
7. 避難の受入れ・情報提供活動への備え	
8. 救援物資の調達・供給活動への備え	
9. 燃料確保の備え	
10. 電源の確保	
11. 倒木等への対策	
12. 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定締結	
13. 建設業等の担い手の確保・育成	
14. 空家状況の把握	
15. 男女共同参画センター等との連携	
16. 文教関係	
17. 放射線の測定	
18. 罹災証明書発行体制の整備	
第5節の2 危険物等災害予防計画	41
1. 方針	
2. 実施責任者	
3. 実施内容	
第5節の3 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画	43
1. 方針	
2. 災害対策資機材等の対象	
3. 備蓄に関する基本事項	
4. 備蓄及び調達体制の確立	
第6節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	46
1. 方針	
2. 要配慮者に配慮した環境整備	
3. 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策	
4. 在宅の避難行動要支援者対策	
5. 要配慮者への啓発・防災訓練	
第7節 広域避難の受入に関する計画	49
1. 方針	
2. 被災住民の受入れ	
3. 被災住民の受入れが不要となった場合	
4. 県の支援	

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針	50
第2節 災害発生直前の応急対策	
第1項 配備動員計画	51
1. 方針	
2. 配備動員体制	

第2項 地震に関する情報等の伝達に関する計画	65
1. 方針	
2. 地震に関する情報の収集と内容	
第3項 住民等の避難誘導に関する計画	66
1. 方針	
2. 避難の指示等	
3. 避難の誘導	
4. 再避難の措置	
5. 特定動物や被災動物への対応	
第3節 災害発生後の応急対策	
第1項 災害情報計画	72
1. 方針	
2. 情報の収集伝達手段	
3. 情報の伝達経路	
4. 地震災害発生及び被害状況報告・通報	
第2項 通信運用計画	82
1. 方針	
2. 広島県総合行政通信網の活用	
3. 公衆電気通信設備の優先利用	
4. 通信施設の応急対策	
5. 通信機器の供給の確保	
6. 通信設備の電源の確保	
第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画	84
1. 方針	
2. 活動体制	
3. 活動内容	
4. 活動拠点の確保	
5. 支援要請	
6. 臨時ヘリポートの設定	
第5節 災害派遣・広域的な応援体制	
第1項 自衛隊派遣計画	88
1. 方針	
2. 自主派遣の基準	
3. 災害派遣部隊の活動	
4. 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	
5. 災害派遣要請の手続等	
6. 災害派遣部隊の受入れ	
7. 派遣に要する経費の負担	
8. 派遣部隊の撤収要請	
第2項 相互応援協力計画	90
1. 方針	
2. 実施内容	
第6節 救助・救急、医療及び消火活動	
第1項 救出計画	92
1. 方針	
2. 陸上における救出	
3. 惨事ストレス対策	
4. 部隊間の活動調整	
5. 活動時における感染症対策	

第2項 医療、救護・助産計画	93
1. 方針	
2. 医療救護体制等の整備（平常時）	
3. 災害時における実施責任者及び実施内容	
4. 医療救護等の活動内容	
5. 医薬品・医療資機材の確保	
6. 救護所設置の広報	
7. 惨事ストレス対策	
8. 部隊間の活動調整	
第3項 消防計画	96
1. 目的	
2. 実施責任者	
3. 実施方法	
4. 相互応援協力体制の整備	
5. 惨事ストレス対策	
6. 部隊間の活動調整	
第4項 水防計画	97
1. 目的	
2. 実施責任者	
3. 実施方法	
4. 災害対策本部との関係	
第5項 危険物等災害応急対策計画	97
1. 目的	
2. 実施方法	
第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	99
1. 目的	
2. 交通秩序応急対策	
3. 応急輸送対策	
第8節 避難の受入れ及び情報提供活動	
第1項 避難対策計画	101
1. 方針	
2. 指定避難所の開設	
3. 広域的避難	
4. 指定避難所開設時の報告	
5. 避難行動要支援者の避難等	
6. 帰宅困難者対策	
第2項 災害広報・被災者相談計画	103
1. 目的	
2. 実施方法	
第3項 住宅応急対策計画	105
1. 方針	
2. 実施する応急対策の内容	
3. 実施責任者	
4. 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ	
5. 住宅の応急修理	
6. 市営住宅の提供	
7. 被災建築物応急危険度判定	
8. 民間賃貸住宅の情報提供	
9. 被災宅地危険度判定	

第9節 救援物資の調達・供給活動	
第1項 食料供給計画	109
1. 方針	
2. 実施責任者及び実施内容	
3. 実施方法	
4. 食料供給の適用範囲及び期間	
5. 使途及び経費	
第2項 給水計画	110
1. 方針	
2. 実施責任者	
3. 給水の基準	
4. 飲料水等供給方法	
第3項 生活必需品等供給計画	111
1. 方針	
2. 実施責任者	
3. 実施基準	
4. 実施方法	
第4項 救助物資の調達及び配送計画	112
1. 方針	
2. 物資の調達及び受入体制	
第10節 保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動	
第1項 防疫計画	113
1. 方針	
2. 実施責任者及び実施事項	
3. 防疫活動	
第2項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画	113
1. 方針	
2. 遺体の搜索	
3. 遺体の適切な対応	
4. 遺体の埋火葬	
第11節 応急復旧、二次災害防止活動	
第1項 公共施設等災害応急復旧計画	115
1. 方針	
2. 防災上重要な拠点施設の応急復旧計画	
3. 交通施設の応急復旧活動	
4. 治水設備等の応急復旧活動	
5. 治山施設等の応急復旧活動	
6. その他の公共、公益施設の応急復旧活動	
7. 住民への広報活動	
第2項 電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画	116
1. 方針	
2. 電力施設の応急対策	
3. ガス施設の応急対策	
4. 水道施設の応急対策	
5. 下水道施設の応急対策	
第3項 廃棄物処理計画	118
1. 方針	
2. 災害廃棄物処理計画	
3. 実施主体等	

4. 災害廃棄物の処理	
5. 災害廃棄物処理実行計画の作成	
第4項 有害物質等による環境汚染防止計画	119
1. 方針	
2. 実施方法	
3. 環境汚染防止の推進等	
第12節 ボランティアの受入等に関する計画	120
1. 方針	
2. ボランティアの受入れ	
3. 専門ボランティアの派遣等	
4. ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	
5. 災害情報等の提供	
6. ボランティアとの連携・協働	
7. 市被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制	
8. ボランティア保険制度	
9. 海外からの支援活動の受入れ	
第13節 文教計画	123
1. 方針	
2. 避難対策	
3. 生徒等への相談活動	
4. 応急教育対策	
5. 学校が地域の避難所となる場合の対策	
6. 社会教育施設が地域の避難場所となる場合の対策	
7. 文化財に対する対策	
第14節 保育に関する計画	126
1. 目的	
2. 避難対策	
3. 応急対策	
第15節 災害救助法適用計画	127
1. 方針	
2. 災害救助法の適用基準	
3. 災害救助法の適用手続き	
4. 救助の種類、対象及び期間	
5. 市長への委任	
 第4章 災害復旧計画	
第1節 目的	130
第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画	130
1. 方針	
2. 各種調査の住民への周知	
3. 罹災証明書の交付	
4. 被災者台帳の整備	
5. 各種支援措置等	
6. 市内諸団体の資金の充実	
第3節 被災者の生活確保に関する計画	131
1. 方針	
2. 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策	
3. 被災者等に対する生活相談	

4. 雇用の安定支援	
第4節 施設災害復旧計画	132
1. 方針	
2. 復旧計画	
第5節 激甚災害の指定に関する計画	133
1. 方針	
2. 激甚災害に関する調査	
第6節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画	133
1. 方針	
2. 受入体制の確立	
3. 救援物資及び義援金の配分	
第7節 災害復興計画（防災まちづくり）	134
1. 方針	
2. 被災地における市街地の復興	
3. 学校施設の復興	

第1章 総 則

第1節 目的

この計画は、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、市内において発生が予想される地震災害に対処するため、県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、更に、市民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

1. この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により作成している「庄原市地域防災計画」の別編とする。
2. この計画は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を踏まえ、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、地震災害対策を総合的に推進していくものである。
3. この計画に基づき、各防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努める。
4. この計画は、防災関係機関の地震災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

1. 基本理念
防災関係機関は、災害対策について、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。
 - (1) 本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
 - (2) 災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
 - (3) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
 - (4) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
 - (5) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に配慮するものとする。
 - (6) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
 - (7) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

2. 基本原則

防災関係機関は、基本理念に則り、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、各法令、この計画及び広島県防災対策基本条例によるほか、次の一般原則に従う。

- (1) 市は、基礎的な地方公共団体として、区域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、住民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、市の有するすべての機能を十分に発揮し得るよう、市の地域に係る防災計画を作成してこれに対処する。
- (2) 県は、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その地方行政機関又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。
- (3) 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その所掌する事務については県又は市に対して勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとる。
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その業務の公共性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (5) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令により防災に関し責務を有する者は、その管理する施設の災害に対しては自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (6) 防災関係機関は、その所掌する業務を遂行するにあたって、他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し、応援する。
また、要配慮者や観光客などに対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。
- (7) 庄原市防災会議（以下「防災会議」という。）は、各防災関係機関の行う災害対策が相互に一体的有機性をもつて的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。
また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。
- (8) 市民は、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、災害発生時には、相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の主要なものは、次のとおりである。

1. 市

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 災害広報
- (4) 避難指示等の発令及び避難者の誘導及び避難所の開設
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 消防及び水防活動
- (7) 被災施設の応急復旧
- (8) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (10) 公共的団体及び住民の防災組織の育成指導
- (11) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (12) 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- (13) 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- (14) 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

2. 県

- (1) 津波警報等の伝達
- (2) 災害情報の収集及び伝達
- (3) 被害調査
- (4) 災害広報
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 被災施設の応急復旧
- (7) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (8) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (9) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (11) 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- (12) 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- (13) 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める

3. 警察

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救出、救助等の措置
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- (6) 行方不明者の搜索及び遺体の調査、検視
- (7) 危険箇所の警戒及び住民等に対する避難の指示、誘導
- (8) 不法事案の予防及び取締り
- (9) 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- (10) 広報活動
- (11) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

4. 指定地方行政機関

- (1) 中国四国管区警察局
 - ア. 管内各警察署の指導、調整及び広域緊急援助隊の応援派遣に関する調整
 - イ. 田管区警察局との連携
 - ウ. 関係機関との協力
 - エ. 情報の収集及び連絡
 - オ. 警察通信の運用
 - カ. 津波警報等の伝達
- (2) 中国四国防衛局
 - ア. 米軍の艦船・航空機に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体に連絡すること
 - イ. 災害時における防衛省本省及び米軍等との連絡調整
- (3) 中国総合通信局
 - ア. 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ. 電波の管理及び電気通信の確保
 - ウ. 災害時における非常通信の運用監督
 - エ. 非常通信協議会の指導育成
 - オ. 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請
- (4) 中国財務局

- ア. 被災復旧事業費の査定への立会
 - イ. 地方公共団体に対する被災復旧事業にかかる財政融資資金地方資金の貸付
 - ウ. 国有財産の無償貸付等
 - エ. 金融機関に対する金融上の措置の要請
- (5) 中国四国厚生局
- 国立病院機構等関係機関との連絡調整（災害時における医療の提供）
- (6) 広島労働局
- ア. 工場、事業場における労働災害の防止に関する指導、監督
 - イ. 労働者の業務上の災害補償保険に関する業務
- (7) 中国四国農政局
- ア. 農業関係被害の調査、報告、情報の収集
 - イ. 農地保全施設又は農業水利施設の防災管理
 - ウ. 災害時における生鮮食料品等の供給対策
 - エ. 災害時における家畜の管理、飼料供給の対策及び指導
 - オ. 土地改良機械の緊急貸付
 - カ. 被災した農地・農業用施設の応急対策のための技術職員の派遣
- (8) 近畿中国森林管理局
- ア. 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の管理
 - イ. 災害応急対策用木材の供給
- (9) 中国経済産業局
- ア. 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ. 電気、ガスの供給の確保に必要な指導
 - ウ. 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資機材等）の円滑な供給を確保するため必要な指導
 - エ. 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
- (10) 中国四国産業保安監督部
- ア. 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ. 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導
 - ウ. 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督、指導
- (11) 中国地方整備局
- ア. 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧
 - イ. 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供
 - ウ. 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言
 - エ. 災害に関する情報の収集及び伝達
 - オ. 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達
 - カ. 災害時における交通確保
 - キ. 海洋の汚染の除染
 - ク. 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせの基づく適切な応急措置を実施
- (12) 中国運輸局
- ア. 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ. 運送等の安全確保に関する指導監督
 - ウ. 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整
 - エ. 緊急輸送に関する要請及び支援
- (13) 広島地方気象台
- ア. 気象、地象、地動及び水象の観測並びに、その成果の収集及び発表
 - イ. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報

- 及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - エ. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・援助
 - オ. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
 - カ. 緊急地震速報の利用周知・広報
 - (14) 中国四国地方環境事務所
 - ア. 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達
 - イ. 家庭動物の保護等に係る支援
 - ウ. 災害時における環境省本省との連絡調整
 - (15) 中国地方測量部
 - ア. 地理空間情報の活用に関すること
 - イ. 防災関連情報の活用に関すること
 - ウ. 地理情報システムの活用に関すること
 - エ. 復旧測量等の実施に関すること
5. 指定公共機関
- (1) 日本郵便株式会社中国支社
 - ア. 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ. 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ. 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ. 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - オ. 災害時における災害特別事務取扱い等の窓口業務の確保
 - (2) 日本赤十字社広島県支部
 - ア. 災害時における医療、助産等救護の実施
 - イ. 避難所奉仕及び義援金の募集、配分
 - ウ. 日赤関係医療施設の保全
 - (3) 日本放送協会広島放送局
 - ア. 気象等予警報及び被害状況等の報道
 - イ. 県民に対する防犯知識の普及に関する報道
 - ウ. 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の報道
 - エ. 放送施設の保守
 - オ. 義援金の募集、配分
 - (4) 西日本高速道路株式会社中国支社
 - ア. 管理道路の防災管理
 - イ. 被災道路の復旧
 - (5) 西日本旅客鉄道株式会社
 - ア. 鉄道施設の防災管理
 - イ. 災害時における旅客の安全確保
 - ウ. 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の緊急輸送の協力
 - エ. 被災鉄道施設の復旧
 - (6) 日本貨物鉄道株式会社
 - 災害時における救助物資の緊急輸送の協力
 - (7) 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）中国支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という。）、株式会社NTTドコモ中国支社（以下「NTTドコモ中国支社」という。）
 - ア. 公衆電気通信設備の整備と防災管理
 - イ. 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
 - ウ. 被災公衆電気通信設備の復旧

- エ. 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供
- オ. 「災害用伝言板サービス」の提供
- (8) 日本通運株式会社広島支店
 - 災害時における救援物資の緊急輸送の協力
- (9) 中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社
 - ア. 電力施設の防災管理
 - イ. 災害時における電力供給の確保
 - ウ. 被災施設の応急対策及び応急復旧
- (10) KDDI株式会社中国総支社
 - ア. 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ. 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ. 被災電気通信設備の災害復旧
- (11) ソフトバンク株式会社
 - ア. 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ. 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ. 被災電気通信設備の災害復旧
- (12) 楽天モバイル株式会社
 - ア. 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ. 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ. 被災電気通信設備の災害復旧
- 6. その他の機関等
 - (1) 自衛隊
 - ア. 災害派遣の準備
 - (ア) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
 - (イ) 自衛隊災害派遣計画の作成
 - イ. 災害派遣の実施
 - (ア) 人名及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
 - (イ) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与
 - (2) 自治振興区
 - 災害意識の啓発、災害時の避難などの地域住民に対する連絡など
 - (3) 庄原地区医師会
 - 災害時における医療救護活動の実施
 - (4) ガス供給業者
 - ア. ガス施設の防災管理
 - イ. 災害時におけるガスの供給の確保
 - ウ. 被災ガス施設の応急対策及び災害復旧
 - (5) 旅客・貨物運送業者
 - ア. 災害時における旅客の安全確保
 - イ. 災害時における救助物資、避難者の輸送の協力
 - ウ. 被災鉄道施設等の応急対策及び復旧
 - (6) 民間放送機関
 - ア. 気象等予警報及び被害状況等の報道
 - イ. 市民に対する防災知識の普及に関する報道
 - ウ. 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
 - エ. 放送施設の保守

7. 防災上重要な施設の管理者

(1) 病院、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者

ア. 施設の防災管理

イ. 背説に出入りしている患者、宿泊者その他不特定多数の者に対する避難の誘導等の安全対策の実施

(2) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、核燃料物資の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設の管理者

ア. 施設の防災管理

イ. 被災施設の応急対策

ウ. 施設周辺住民に対する安全対策の実施

(3) 社会福祉施設等の管理者

ア. 施設の防災管理

イ. 施設入所者に対する避難の誘導等安全対策

(4) その他防災上重要な施設の管理者

前記(1)、(2)、(3)に準じた防災対策の実施

第5節 庄原市の自然的条件

本市は、広島県の北東部、中国地方のほぼ中央に位置し、東は岡山県・神石高原町、西は三次市、南は府中市、北は島根県・鳥取県に隣接している。

面積は、1,246.49 km²で、広島県の総面積 8,479.38 km²の約 14%を占め、地勢は、標高 150m～200mの盆地をはじめ、全般に緩やかな起伏の台地を形成しているが、北部の県境周辺部は 1,200m級の山々に囲まれ、急峻で狭い地形となっている。

市域の大部分は林野及び農地となっており、宅地などの利用は、概ね河川に沿った盆地や流域に带状に広がる平坦地に限定されている。

本市を流れる主要な河川は、西城川、比和川、神之瀬川、田総川など江の川水系の各河川と、成羽川、帝釈川など高梁川水系の各河川である。

第6節 被害想定

1. 調査内容

(1) 想定地震

広島県の地震対策において被害想定を行うべき地震として、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震及びどこでも起こりうる直下の地震を選定した。

ア. 既に明らかとなっている断層等を震源とする地震

過去の被害地震や活断層調査結果を踏まえ、次の①、②、③を基準とし、「既に明らかとなっている断層等を震源とする地震」を11ケース選定した。

① 歴史的に繰返し発生し、将来発生する可能性が高い地震

② 地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震

③ 地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

イ. どこでも起こりうる直下の地震

平成12年(2000年)鳥取県西部地震のように、活断層が確認されていない地域においても地震は発生しており、今後、どの地域においても直下の地震が発生する可能性は否定できない。このため、防災対策を行う上での基礎資料として役立てることを目的として、市役所の所在地に震源位置を仮定した「どこでも起こりうる直下の地震」を選定した。

【参考】

■選定した想定地震

想定地震	選定基準※			想定対象		参考
	①	②	③	地震	津波	広島県に被害を及ぼした主な地震
1 プレート間の地震 南海トラフ巨大地震						昭和21年（1946年）南海地震 安政元年（1854年）安政南海地震 宝永4年（1707年）宝永地震
1）南海トラフ巨大地震	○	○	○	○	○	
2 プレート内の地震 日向灘及び南西諸島海溝周辺						平成13年（2001年）芸予地震 昭和24年（1949年）安芸灘 明治38年（1905年）芸予地震 安政4年（1857年）芸予地震
2）安芸灘～伊予灘～豊後水道	○	○	○	○	○	
3 地殻内の地震 中央構造線断層帯						平成12年（2000年）鳥取県西部地震 明治5年（1872年）浜田地震
3）讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部		○	○	○	○	
4）石鎚山脈北縁		○	○	○	－	
5）石鎚山脈北縁西部－伊予灘		○	○	○	○	
五日市断層帯						
6）五日市断層		○	○	○		
7）己斐－広島西縁断層帯		○	○	○		
岩国断層帯						
8）岩国断層帯		○	○	○	－	
安芸灘断層群						
9）主部		○	○	○	○	
10）広島湾－岩国沖断層帯		○	○	○	○	
長者ヶ原断層帯						
11）長者ヶ原断層－芳井断層	－	－	○	○	－	
どこでも起こりうる直下の地震						
どこでも起こりうる直下の地震 （23市町役場直下に震源を配置）	－	－	○	○	－	

※選定基準

- ① 歴史的に繰り返し発生し、将来発生する可能性が高い地震
- ② 地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震
- ③ 震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

想定地震の諸元

地震名	地震タイプ	端部の位置 緯度、経度	一般 走向	傾斜	長さ	幅	上端 深さ	マグニチュード ※1	今後 30 年以内 の発生確率
南海トラフ巨大地震	プレート間	— — , —	—	—	—	—	—	9.0	—
安芸灘～伊予灘～ 豊後水道	プレート内	— — , —	—	—	—	—	—	6.7～7.4	40%
讃岐山脈南縁－ 石鎚山脈北縁東部	地殻内	東端 34° 10' , 134° 39'	N70° E	北傾斜 30-40°	約 130 km	20-30 km	0km	8.0 程度もしくは それ以上	ほぼ 0%～0.3%
石鎚山脈北縁 ※2	地殻内	東端 33° 58' , 133° 25'	N70° E	高角度	約 130 km	不明	0km	7.3～8.0 程度	ほぼ 0%～0.3%
石鎚山脈北縁西部－ 伊予灘	地殻内	東端 33° 56' , 133° 14'	N70° E	高角度 北傾斜	約 130 km	不明	0km	8.0 程度もしくは それ以上	ほぼ 0%～0.3%
五日市断層	地殻内	東端 34° 29' , 132° 23'	N20° E	高角 (西傾斜)	約 20 km	約 25 km	0km	7.0 程度	不明
己斐－広島西縁断層 帯 (M6.5) ※3	地殻内	東端 34° 27' , 132° 27'	N20° E	ほぼ垂直	約 10 km	不明	0km	6.5 程度	不明
岩国断層帯	地殻内	東端 34° 15' , 132° 13'	N60° E	高角 北西傾斜	約 44 km	20 km 程度	0km	7.6 程度	0.03%～2%
安芸灘断層群 (主部)	地殻内	東端 34° 07' , 132° 25'	N50° E	不明	約 21 km	不明	0km	7.0 程度	0.1%～10%
安芸灘断層群 (広島湾－岩国沖断層 帯)	地殻内	東端 34° 19' , 132° 24'	N30° E	不明	約 37 km	不明	0km	7.4 程度	不明
長者ヶ原断層－ 芳井断層 ※4	地殻内	東端 34° 40' , 133° 29'	N43° E	北傾斜 80° (断層露頭)	約 37 km	—	—	7.4 (松田 (1975) の式 (log L=-2.9+0.6M) により計算)	—
どこでも起こりうる 直下の地震 ※5	地殻内	市町役場位置に断層中心	N45° E	—	—	—	—	6.9	—

注:表中の数値等は、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」、地震調査研究推進本部の各断層等の「長期評価」による。

地震動等の計算に用いたモデルの詳細は、第IV編に整理した。

※1: 気象庁マグニチュード。ただし、南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード

※2: 端部の位置、長さは岡村断層部分

※3: 己斐－広島西縁断層帯 (M6.9) は参考として震源を仮定しているため諸元は省略

※4: 長者ヶ原断層－芳井断層は、本調査による結果を表示

※5: どこでも起こりうる直下の地震は、震源を仮定しているため諸元 (傾斜、長さ、幅、上端深さ等) は省略

【出典】地震調査研究推進本部 (2009) : 全国地震動予測値図

地震調査研究推進本部 (2010) : 全国地震動予測値図

地震調査研究推進本部 (2011) : 中央構造線断層帯 (金剛山地東縁－伊予灘) の長期評価 (一部改訂) について

地震調査研究推進本部 (2004) : 五日市断層帯の長期評価について

地震調査研究推進本部 (2004) : 日向灘および南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価について

地震調査研究推進本部 (2004) : 岩国断層帯の長期評価について

地震調査研究推進本部 (2009) : 安芸灘断層群の長期評価について

(2) 地震動予測

想定地震ごとに様々なケースの地震動等の予測を行い、被害が最大となるケースで被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震の地震動等については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の内、「重ね合わせ」を除き、本県の人的被害に直結する揺れによる建物全壊棟数が最も多い想定結果となった「陸側ケース」を用いて被害想定を行った。

なお、揺れによる全壊棟数が同数の場合は、液状化による建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの強震断層モデルの内、揺れによる建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

また、活断層が確認されていない地域においても発生しうる地震として、市役所の所在地に震源位置を仮定した地震による被害想定を行った。

(3) 想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の3シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害は、風速によって被害想定結果が異なるため、広島県の過去の風速を参考に、夏冬の平均的な風速及び平均的な一日の最大風速*で被害想定を行った。

※ 平均的な一日の最大風速：日最大風速の平均に標準偏差 σ を加えたもの（ 2σ を加えることで正規分布の95.45%値となる）

想定シーンとされる被害の特徴

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜 〔平均：風速 8m/s 最大：風速 11m/s〕	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12時 〔平均：風速 7m/s 最大：風速 11m/s〕	・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18時 〔平均：風速 8m/s 最大：風速 11m/s〕	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(4) 被害想定項目と想定単位

各地震における被害想定項目と想定単位は以下のとおりとした。

	想定項目	想定する被害量	想定単位
自然現象	地震動	震度、最大速度、最大加速度、SI 値	250m メッシュごと
	液状化	PL 値、沈下量	250m メッシュごと
	土砂災害	危険度ランク	危険箇所ごと
	津波	最高津波水位、最大波到達時間、津波影響開始時間、浸水深別面積、浸水開始時間、流速	10m メッシュごと
建物被害等	揺れ	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	液状化	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	土砂災害	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	津波(破堤に伴う浸水を含む)	全壊・半壊棟数	10m メッシュごと
	地震火災 *	焼失棟数	250m メッシュごと
	屋外転倒物・屋外落下物	飛散物、非飛散物	250m メッシュごと
人的被害	建物倒壊 *	死者数、負傷者数・重傷者数、軽症者数	市町ごと
	土砂災害 *	死者数、負傷者数・重傷者数、軽症者数	市町ごと
	津波 *	死者数、負傷者数・重傷者数、軽症者数	市町ごと (10m メッシュごとの結果を集計)
	地震火災 *	死者数、負傷者数・重傷者数、軽症者数	市町ごと
	ブロック塀等・自動販売機の転倒、屋外落下物 *	死者数、負傷者数・重傷者数、軽症者数	市町ごと
	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	死者数、負傷者数・重傷者数、軽症者数	市町ごと
	揺れによる建物被害に伴う要救助者(自力脱出困難者)	自力脱出困難者数	市町ごと
	津波被害に伴う要救助者・要捜索者	要救助者数、要捜索者数	市町ごと
ライフライン	上水道	被害箇所数、断水人口	10m メッシュごと(津波)、 250m メッシュごと
	下水道	管渠被害延長、機能支障人口	10m メッシュごと(津波)、 250m メッシュごと
	電力 *	電柱被害本数、停電軒数	10m メッシュごと(津波)、 250m メッシュごと
	通信 *	電柱被害本数、固定電話の不通回線数、 携帯電話の不通ランク	10m メッシュごと(津波)、 250m メッシュごと
	ガス	供給停止戸数	250m メッシュごと
交通施設	道路	被害箇所数	直轄国道、直轄国道以外
	鉄道	被害箇所数	新幹線、在来線
	港湾	港湾岸壁施設等の被害箇所数	港湾施設ごと
生活への影響	避難者 *	避難者数(避難所、避難所外)	市町ごと
	帰宅困難者 *	帰宅困難者数、滞留者数	市区町ごと
	物資不足量(食料、飲料水、毛布、仮設トイレ)	食料、飲料水、毛布、仮設トイレの不足量	市町ごと
	医療機能支障 *	要転院患者数、医療需要過不足数	二次医療圏ごと
災害廃棄物等	災害廃棄物、津波堆積物 *	災害廃棄物発生量、津波堆積物発生量	市町ごと
その他の被害	エレベータ内閉じ込め	エレベータ停止台数・閉込め者数	市町ごと
	道路閉塞	幅員 13m 以下道路リンク閉塞率	250m メッシュごと
	災害時要援護者	災害時要援護者数(避難所)	市町ごと
	危険物施設・コンビナート施設	被害箇所数	市町ごと
	文化財 *	被害件数	文化財ごと
	孤立集落	孤立集落数	孤立集落ごと
	ため池の決壊	危険度ランク	ため池ごと
	漁船・水産関連施設	漁船被害数、かき筏被害数	漁業施設ごと
	重要施設 *	災害対策拠点施設、避難拠点施設、 医療拠点施設の機能支障の程度	重要施設ごと
経済被害	直接被害 *	被害額	市町ごと
	間接被害 *	被害額	県域

* : 条件により被害量が異なる想定項目

被害想定項目（定性評価）

想定項目		想定単位
建物被害	津波火災	県域
交通施設被害	空港の使用可能性	空港単位
生活への影響	物資不足（生活必需品）、燃料不足	県域
	医療機関の機能及び医療活動	
	保健衛生、防疫、遺体処理等	
その他の被害	長周期地震動	
	道路上の自動車への落石・崩土	
	交通人的被害（道路）	
	交通人的被害（鉄道）	
	震災関連死	
	宅地造成地	
	大規模集客施設等	
	地下街・ターミナル駅	
	災害応急対策等	
	地盤沈下による長期湛水	
	複合災害	
	時間差での地震発生	
	治安	

2. 想定結果

（1）地震動等の予測

ア. 地震動

想定地震の規模、震源からの距離、地盤条件等をもとに、250mメッシュ毎の震度分布を想定した。各想定地震における県全面積に対する震度別の面積割合を次表に示した。

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の地震動の予測を行い、これらの中から最も震度が大きくなる「陸側ケース」について記した。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの地震動の予測を行い、このうち震度が大きくなるケースについて記した。

震度別の面積割合（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

想定地震		マグニ チュード	震度 面積割合 (%)					
			4 以下	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7
南海トラフ巨大地震	基本ケース	9.0	75.6	18.8	5.5	0.0	0.0	0.0
	陸側ケース		5.9	46.0	38.3	9.0	0.8	0.0
	東側ケース		63.8	29.6	6.4	0.2	0.0	0.0
	西側ケース		64.7	27.7	7.4	0.2	0.0	0.0
	経験的手法※1		16.5	51.4	24.7	7.4	0.0	0.0
	重ね合わせ※2		5.9	44.8	38.9	9.5	0.8	0.0
安芸灘～伊予灘～豊後水道	南から破壊	7.4	31.8	39.2	20.6	8.0	0.4	0.0
	北から破壊		19.8	44.6	24.3	10.6	0.7	0.0
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	東から破壊	8.0	94.1	3.7	1.8	0.4	0.0	0.0
	西から破壊		82.9	10.3	4.5	2.1	0.2	0.0
石鎚山脈北縁	東から破壊	8.0	92.0	6.0	2.0	0.0	0.0	0.0
	西から破壊		92.9	5.8	1.3	0.0	0.0	0.0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	東から破壊	8.0	83.9	12.0	4.1	0.1	0.0	0.0
	西から破壊		94.1	5.6	0.4	0.0	0.0	0.0
五日市断層	南から破壊	7.0	77.4	14.3	6.6	1.7	0.0	0.0
	北から破壊		76.3	15.2	6.4	2.0	0.1	0.0
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）	南から破壊	6.5	84.9	9.8	3.6	1.6	0.1	0.0
	北から破壊		84.9	10.0	3.5	1.5	0.1	0.0
岩国断層帯	東から破壊	7.6	85.6	10.2	3.4	0.8	0.1	0.0
	西から破壊		90.4	7.4	2.0	0.2	0.0	0.0
安芸灘断層群（主部）	南から破壊	7.0	93.1	4.6	2.1	0.1	0.0	0.0
	北から破壊		92.3	5.3	2.2	0.2	0.0	0.0
安芸灘断層群 （広島湾－岩国沖断層帯）	南から破壊	7.4	79.8	12.6	6.0	1.5	0.0	0.0
	北から破壊		75.4	14.1	7.4	2.9	0.2	0.0
長者ヶ原断層－芳井断層	東から破壊	7.4	71.8	13.2	8.7	3.8	2.4	0.0
	西から破壊		69.2	14.2	9.0	4.9	2.7	0.0
（参考） 己斐－広島西縁断層帯（M6.9）	南から破壊	6.9	76.3	14.7	6.2	2.5	0.3	0.0
	北から破壊		75.6	15.4	6.3	2.4	0.3	0.0

※1：震源からの距離に従い、地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて

震度を簡便に推定する手法で震度を表示したケース

※2：基本、陸側、東側、西側、経験的手法の5ケースを重ね合わせて最大となる震度を表示したケース

震度別の面積割合（どこでも起こりうる直下の地震）

想定地震	震度 面積割合 (%)					
	4 以下	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7
庄原市直下	74.8	15.5	7.3	2.2	0.2	0.0

イ. 液状化

震度分布と土質状況をもとに、250mメッシュごとの液状化の危険度を示すPL値分布を想定した。

各想定地震における県全面積に対する危険度判定基準別の面積割合を下表に示した。このとき、液状化の危険度の判定は、液状化可能性のある震度5弱以上の範囲で行った。

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」のPL値分布の想定を行い、これらの中から最もPL値が大きくなる「陸側ケース」について記した。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの地震動のPL値分布の想定を行い、このうちPL値が大きくなるケースについて記した。

PL 値による液状化危険度判定基準は次のとおりである。

液状化危険度

液状化危険度	PL 値
液状化危険度が極めて高い（以下「極めて高い」）	$30 < PL$
液状化危険度がかなり高い（以下「かなり高い」）	$15 < PL \leq 30$
液状化危険度が高い（以下「高い」）	$5 < PL \leq 15$
液状化危険度が低い（以下「低い」）	$0 < PL \leq 5$
液状化危険度がかなり低い（以下「かなり低い」）	$PL = 0$

液状化危険度別の面積割合 (PL 値)

想定地震		マグニ チュード	液状化危険度 面積割合 (%)					
			対象外	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
				PL=0	0<PL≤5	5<PL≤15	15<PL≤30	30<PL
南海トラフ巨大地震	基本ケース	9.0	75.6	4.9	13.9	4.4	1.1	0.1
	陸側ケース		5.9	60.6	21.8	6.7	3.4	1.6
	東側ケース		63.8	12.3	18.0	4.5	1.2	0.2
	西側ケース		64.7	12.8	15.8	4.5	2.0	0.2
	経験的手法※1		16.5	50.3	23.9	4.5	4.0	0.8
	重ね合わせ※2		5.9	60.6	21.8	6.6	3.5	1.6
安芸灘～伊予灘～豊後水道	南から破壊	7.4	31.8	38.4	10.4	13.4	3.5	2.5
	北から破壊		19.8	48.1	11.5	14.5	3.6	2.5
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	東から破壊	8.0	94.1	1.2	2.2	2.0	0.5	0.0
	西から破壊		82.9	5.5	7.1	3.1	1.4	0.1
石鎚山脈北縁	東から破壊	8.0	92.0	2.1	3.5	2.3	0.1	0.0
	西から破壊		92.9	1.5	3.6	1.9	0.1	0.0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	東から破壊	8.0	83.9	6.0	6.7	3.1	0.4	0.0
	西から破壊		94.1	0.9	4.1	0.9	0.1	0.0
五日市断層	南から破壊	7.0	77.4	11.6	5.6	3.7	0.7	1.0
	北から破壊		76.3	12.4	5.7	3.8	0.7	1.0
己斐－広島西縁断層帯 (M6.5)	南から破壊	6.5	84.9	6.0	4.4	3.3	0.3	1.1
	北から破壊		84.9	5.8	4.8	3.1	0.3	1.1
岩国断層帯	東から破壊	7.6	85.6	7.7	3.7	1.9	1.0	0.2
	西から破壊		90.4	4.3	2.6	2.0	0.6	0.1
安芸灘断層群 (主部)	南から破壊	7.0	93.1	2.2	1.6	1.8	1.2	0.0
	北から破壊		92.3	2.6	1.9	2.0	1.0	0.1
安芸灘断層群 (広島湾－岩国沖断層帯)	南から破壊	7.4	79.8	9.8	5.7	2.1	1.6	1.0
	北から破壊		75.4	13.1	6.4	2.4	1.5	1.2
長者ヶ原断層－芳井断層	東から破壊	7.4	71.8	13.6	8.0	4.7	1.8	0.2
	西から破壊		69.2	15.0	8.6	5.2	1.7	0.3
(参考) 己斐－広島西縁断層帯 (M6.9)	南から崩壊	6.9	76.3	11.3	6.3	4.4	0.5	1.2
	北から破壊		75.6	11.9	6.5	4.2	0.6	1.2

注：震度5弱以上の地域を危険度判定の対象としている

※1：震源からの距離に従い、地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定する手法で震度を表示したケース

※2：基本、陸側、東側、西側、経験的手法の5ケースを重ね合わせて最大となる震度を表示したケース

液状化危険度の面積割合 (PL 値) (どこでも起こりうる直下の地震)

想定地震	液状化危険度 面積割合 (%)					
	対象外	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
		PL=0	0<PL≤5	5<PL≤15	15<PL≤30	30<PL
庄原市直下	74.8	13.2	7.6	4.3	0.0	0.0

(3) 想定される被害の特徴（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

ア. 南海トラフ巨大地震（陸側ケース、津波ケース1）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.8%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は9.8%である。さらに県南部の大半の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が12,474haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約86%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により69,210棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり14,759人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約59万人となる。ライフライン被害、経済被害等については、他の想定地震と比較しても圧倒的に被害量が大きく、地震発生直後においては、断水人口が1,069,382人、停電が119,836軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約8.9兆円となる。

イ. 安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.7%、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は11.3%と今回の想定地震中最大となり、県南部の大半の地域が震度5強以上の揺れとなる。また津波の発生によって、浸水深1cm以上の浸水がある面積が7,921ha（その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%）と南海トラフ巨大地震に次いで広い範囲が浸水する。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により29,012棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜で最大11,206人となるが、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約40万人となる。地震発生直後においては、断水人口が342,755人、停電が132,193軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約5.9兆円となる。

ウ. 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.2%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は2.3%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が6,520haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により7,689棟の建物が全壊し、死者は夏の12時が最大となり2,084人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約29万人となる。地震発生直後においては、断水人口が52,139人、停電が53,103軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約2.1兆円となる。

エ. 石鎚山脈北縁（西から破壊）

県内の南部の地域が震度5強以上の強い揺れとなるが、6弱以上となる地域は発生しない。また、津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により1,693棟の建物が全壊し、死者は0人、負傷者が36人発生し、避難を必要とする人は約0.4万人となる。地震発生直後においては、断水人口が3人、停電が255軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約0.5兆円となる。

オ. 石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）

県内の6強以上となる地域存在しないが、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は0.1%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が6,032haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により3,002棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり192人で、そのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする人は約28万人となる。地震発生直後においては、断水人口が750人、停電が45,683軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1兆円となる。

カ. 五日市断層（北から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は2.1%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により6,820棟の建物が全壊し、死者が179人、負傷者が4,552人発生し、避難を必要とする人が約3万人となる。地震発生直後においては、断水人口が2,304人、停電が26,680軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.9兆円となる。

キ. 己斐－広島西縁断層帯 (M6.5) (北から破壊)

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 0.1% であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 1.6% である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により 7,612 棟の建物が全壊し、死者が 249 人、負傷者が 5,302 人発生し、避難を必要とする人は約 3 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 3,681 人、停電が 31,859 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 1.9 兆円となる。

ク. 岩国断層帯 (東から破壊)

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 0.1% であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 0.9% である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により 4,498 棟の建物が全壊し、死者が 72 人、負傷者が 1,073 人発生し、避難を必要とする人は約 1 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 22,020 人、停電が 2,761 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 1.0 兆円となる。

ケ. 安芸灘断層群 (主部) (北から破壊)

県内の 6 強以上となる地域存在しないが、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 0.2% である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深 1cm 以上の浸水がある面積が 5,382ha あり、その内、浸水深 30cm を超える地域の割合が約 89% となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により 2,987 棟の建物が全壊し、死者は夏の 12 時が最大となり 45 人で、そのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする人は約 25 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 556 人、停電が 39,865 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 0.8 兆円となる。

コ. 安芸灘断層群 (広島湾－岩国沖断層帯) (北から破壊)

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 0.2% であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 3.1% である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深 1cm 以上の浸水がある面積が 5,844ha あり、その内、浸水深 30cm を超える地域の割合が約 88% となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により 8,335 棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり 3,495 人で、その 9 割が津波によるものである。避難を必要とする人が約 28 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 50,465 人、停電が 69,582 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 2.4 兆円となる。

サ. 長者ヶ原断層－芳井断層 (西から破壊)

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 2.7% であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 7.6% である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により 46,629 棟の建物が全壊し、死者が 2,840 人、負傷者が 22,170 人発生し、避難を必要とする人が約 12 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 553,671 人、停電が 44,585 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 3.9 兆円となる。

シ. (参考) 己斐－広島西縁断層帯 (M6.9) (南から破壊)

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 0.32% であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 2.8% である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により約 12,603 棟の建物が全壊し、死者が 539 人、負傷者が 9,131 人発生し、避難を必要とする人が約 5 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 10,814 人、停電が 49,426 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 2.4 兆円となる。

被害想定結果一覧表（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

想定項目		想定地震	南海トラフ 巨大地震	安芸灘～ 伊予灘～ 豊後水道	讃岐山脈南縁 ―石鎚山脈北 縁東部	石鎚山脈北縁 西部―伊予灘	五日市断層	
			陸側ケース 津波ケース1	北から破壊	西から破壊	西から破壊	東から破壊	北から破壊
		マグニチュード	9.0	7.4	8.0	8.0	8.0	7.0
		地震タイプ	プレート間	プレート内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内
		今後30年以内の発生確率	－	40%	ほぼ0～0.3%	ほぼ0～0.3%	ほぼ0～0.3%	不明
地震動・ 液状化	震度6弱以上のエリア		福山市 坂町 大崎上島町他	呉市 海田町 大崎上島町他	三原市 尾道市 福山市他	－	呉市 竹原市 三原市他	広島市 府中町 海田町他
	県全面積に対する面積率		9.8%	11.3%	2.3%	0.0%	0.1%	2.1%
	県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）		5.0%	6.1%	1.5%	0.1%	0.4%	1.7%
土砂 災害	①急傾斜地		483	418	62	0	2	58
	②地すべり		5	1	2	0	0	0
	③山腹崩壊		619	547	167	0	1	77
	危険度ランクが高い箇所							
津波 被害	津波の浸水面積（ha）		12,474	7,921	6,520	－	6,032	－
建物 被害	全壊の主な原因		液状化	揺れ	揺れ	液状化	液状化	液状化
	全壊棟数（棟）		69,210	29,012	7,689	1,693	3,002	6,820
	半壊棟数（棟）		200,572	120,894	40,659	3,266	9,294	28,340
	焼失棟数（棟）		351	315	90	0	0	108
人的 被害	死者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜
	死者の主な原因		津波	津波	津波	－	津波	建物倒壊
	死者数（人）		14,759	11,206	2,013	0	192	179
	負傷者数（人）		22,220	20,691	6,002	36	470	4,552
	重傷者数（負傷者の内数）（人）		3,426	2,259	732	0	46	307
ライフ ライン 施設 被害	上水道（1日後の断水人口）（人）		1,046,761	323,150	46,663	3	718	2,304
	下水道（1日後の機能支障人口）（人）		779,794	665,462	137,035	65,493	239,856	441,551
	電力（直後の停電軒数）		119,836	132,193	53,103	255	45,683	26,680
	通信（直後の固定電話不通回線数）		76,806	76,064	30,098	138	22,889	14,266
	ガス（1日後の供給停止戸数）		150,069	129,308	84,254	0	79,002	0
交通施 設被害	道路（被害箇所数）		1,699	1,428	455	100	341	419
	鉄道（被害箇所数）		844	781	225	50	179	290
	港湾（揺れによる被害箇所数）		191	231	131	26	44	74
生活 支障	避難所避難者数（当日・1日後）（人）		386,814	261,823	192,410	2,179	183,639	16,717
	帰宅困難者数（人）		165,911	165,911	145,475	150,986	157,472	148,773
	食料の不足量（当日・1日後）（食）		569,818	235,322	56,786	312,571	32,649	292,363
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基）		10,015	8,067	2,605	79	3,484	3,960
	医療機能支障（医療需要過不足数）（＜0：不足）		1,240	2,953	23,113	31,035	27,859	25,860
災害廃 棄物	災害廃棄物発生量							
	可燃物（万t）		124.40	49.70	13.32	2.75	4.82	11.33
	不燃物（万t）		372.17	172.89	44.86	11.00	19.84	43.12
その他 施設等 被害	エレベータ内閉じ込め者数（人）		240	260	42	16	47	165
	道路閉塞（幅員13m未満）（%） 道路リンク10～50%以下		5.7	1.8	0.5	0.0	0.0	0.2
	災害時要援護者数（当日・1日後）（人）		76,404	51,548	37,562	443	35,739	3,249
	危険物施設の被害箇所数（箇所）		96	106	26	0	0	23
	文化財の被害件数（件）		11	9	6	0	4	0
	孤立集落（集落）		0	5	3	0	0	3
	ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）		126	234	44	0	0	0
	重要施設	①災害対策本部等	61	70	15	0	0	35
		②避難拠点施設	618	791	92	1	6	472
		③医療施設	63	77	15	0	2	36
経済 被害	直接被害（億円）		89,030	58,776	20,514	4,779	9,953	18,511
	間接被害（億円）		37,477	28,082	15,267	3,862	5,743	8,522
	合計（億円）		126,507	86,858	35,781	8,641	15,696	27,033

※ は、被害の最大値を示す

*1：冬 18時，風速11m/s

*2：冬 深夜，風速11m/s

*3：昼12時

*4：朝7時～8時

被害想定結果一覧表（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

想定項目			想定地震	己斐－広島西 縁断層帯 (6.5)	岩国断層帯	安芸灘断層群 (主部)	安芸灘断層群 (広島湾－岩 国沖断層帯)	長者ヶ原断層 －芳井断層	(参考) 己斐－広島西 縁断層帯 (6.9)	
				北から破壊	東から破壊	北から破壊	北から破壊	西から破壊	南から破壊	
				マグニチュード	6.5	7.6	7.0	7.4	7.4	6.9
				地震タイプ	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内
今後30年以内の発生確率			不明	0.03～2%	0.1～10%	不明	不明	不明		
地震動・ 液状化	震度6弱以上のエリア		広島市 府中町 坂町他	大竹市 廿日市市	呉市 江田島市	大竹市 江田島市 坂町他	尾道市 福山市 府中市他	府中町 海田町 坂町他		
	県全面積に対する面積率		1.6%	0.9%	0.2%	3.1%	7.6%	2.8%		
	県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）		1.4%	1.2%	1.1%	2.7%	2.0%	1.7%		
土砂 災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	79	16	3	61	786	159		
	②地すべり		0	0	0	0	8	0		
	③山腹崩壊		90	9	7	86	734	168		
津波 被害	津波の浸水面積（ha）		－	－	5,382	5,844	－	－		
建物 被害	全壊の主な原因		揺れ	液状化	液状化	液状化	揺れ	揺れ		
	全壊棟数（棟）		7,612	4,498	2,987	8,335	46,629	12,603		
	半壊棟数（棟）		30,565	10,166	6,534	39,380	76,429	46,746		
	焼失棟数（棟）＊1		144	36	0	99	945	261		
人的 被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜		
	死傷者の主な原因		建物倒壊	建物倒壊	津波	津波	建物倒壊	建物倒壊		
	死者数（人）＊2		249	72	43	3,495	2,840	539		
	負傷者数（人）＊2		5,302	1,073	230	5,962	22,170	9,131		
	重傷者数（負傷者の内数）（人）＊2		429	131	9	744	4,809	924		
ライフ ライン 施設 被害	上水道（1日後の断水人口）（人）＊1		3,681	21,327	530	48,585	544,113	10,814		
	下水道（1日後の機能支障人口）（人）＊1		433,144	219,826	200,642	455,622	168,735	504,304		
	電力（直後の停電軒数）＊1		31,859	2,761	39,865	69,582	44,585	49,426		
	通信（直後の固定電話不通回線数）＊1		16,068	2,527	19,987	37,493	38,675	25,105		
	ガス（1日後の供給停止戸数）＊1		0	0	79,002	80,995	0	0		
交通施 設被害	道路（被害箇所数）		341	194	229	535	659	483		
	鉄道（被害箇所数）		285	130	122	342	320	358		
	港湾（揺れによる被害箇所数）		68	36	30	94	120	76		
生活 支障	避難所避難者数（当日・1日後）（人）＊1		19,169	7,494	163,203	186,001	70,362	31,646		
	帰宅困難者数（人）＊3		142,368	142,234	144,883	156,268	96,775	150,204		
	食料の不足量（当日・1日後）（食）＊1		289,219	302,781	17,577	－36,469	151,648	271,790		
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基）＊1		－3,897	－1,670	－2,927	－5,523	－1,752	－4,707		
	医療機能支障（医療需要過不足数）（＜0：不足）＊2		25,268	30,310	32,119	22,714	7,538	19,812		
災害廃 棄物	災害廃棄物発生量	可燃物（万t）＊1	12.83	7.28	4.67	13.80	85.10	21.82		
		不燃物（万t）＊1	47.02	29.49	20.57	52.86	245.75	74.18		
その他 施設等 被害	エレベータ内閉じ込め者数（人）＊4		158	53	19	128	86	208		
	道路閉塞（幅員13m未満）（％） 道路リンク10～50%以下		0.4	0.1	0.0	0.3	7.7	1.2		
	災害時要援護者数（当日・1日後）（人）＊1		3,742	1,470	31,701	36,176	13,519	6,173		
	危険物施設の被害箇所数（箇所）		23	36	0	64	86	43		
	文化財の被害件数（件）＊1		0	0	4	4	30	1		
	孤立集落（集落）		0	4	0	2	28	0		
	ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）		1	2	0	8	175	5		
	重要施設	①災害対策本部等	36	15	5	37	22	37		
		②避難拠点施設	484	141	46	498	217	607		
		③医療施設	37	14	3	44	33	49		
経済 被害	直接被害（億円）＊1		18,522	10,359	7,914	24,434	38,838	24,181		
	間接被害（億円）＊1		8,206	5,417	6,017	12,379	18,744	9,610		
	合計（億円）		26,728	15,776	13,931	36,813	57,582	33,791		

※ は、被害の最大値を示す

*1：冬 18時，風速11m/s

*2：冬 深夜，風速11m/s

*3：昼12時

*4：朝7時～8時

想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震）

想定項目	想定項目	想定地震		庄原市 直下地震
		マグニチュード		6.9
		地震タイプ		地殻内
地震動・ 液状化	震度6弱以上のエリア		三次市 庄原市	
	県全面積に対する面積率			2.4%
	県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）			0.0%
土砂 災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	67	
	②地すべり		3	
	③山腹崩壊		60	
建物 被害	全壊の主な原因		揺れ	
	全壊棟数（棟）		2,467	
	半壊棟数（棟）		7,238	
	焼失棟数（棟）		*1 27	
人的 被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜	
	死傷者の主な原因		建物倒壊	
	死者数（人）	*2	124	
	負傷者数（人）	*2	1,494	
	重傷者数（負傷者の内数）（人）	*2	200	
ライフ ライン 施設 被害	上水道（1日後の断水人口）（人）	*1	9,016	
	下水道（1日後の機能支障人口）（人）	*1	39,879	
	電力（直後の停電軒数）	*1	1,551	
	通信（直後の固定電話不通回線数）	*1	860	
	ガス（1日後の供給停止戸数）	*1	0	
交通施設 被害	道路（被害箇所数）		349	
	鉄道（被害箇所数）		179	
	港湾（揺れによる被害箇所数）		3	
生活 支障	避難所避難者数（当日・1日後）（人）		*1 1,868	
	帰宅困難者数（人）		*3 86,439	
	食料の不足量（当日・1日後）（食）		*1 312,936	
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基）		*1 180	
	医療機能支障（医療需要過不足数）（＜0：不足）		*2 33,528	
災害廃 棄物	災害廃棄物発生量	可燃物（万t）	*1 4.45	
		不燃物（万t）	*1 13.20	
その他 施設等 被害	エレベータ内閉じ込め者数（人）		*4 5	
	道路閉塞（幅員13m未満）（％）道路リンク10～50%以下		0.4	
	災害時要援護者数（当日・1日後）（人）		*1 408	
	危険物施設の被害箇所数（箇所）		3	
	文化財の被害件数（件）		*1 1	
	孤立集落（集落）		0	
	ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）		1	
	重要施設	①災害対策本部等	使用に支障のある施設数 （棟）	*1
		②避難拠点施設		
③医療施設				
経済 被害	直接被害（億円）	*1	3,079	
	間接被害（億円）	*1	3,420	
	合計（億円）		6,499	

*1：冬 18時，風速11m/s

*2：冬 深夜，風速11m/s

*3：昼12時

*4：朝7時～8時

第2章 災害予防計画

第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（指定行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

1. 防災都市づくりに関する事項
2. 市民の防災活動の促進に関する事項
3. 調査、研究に関する事項
4. 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する事項
5. 地震災害の予防に関する事項
6. 危険物等災害予防に関する事項
7. 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
8. 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事項

第2節 防災都市づくりに関する計画

1. 方針

地震発生時には、建物の倒壊、火災、ライフラインの寸断、交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、各防災関係機関は、相互の緊密な連携のもとに、これらの被害をできるだけ防止し、市民が安心して生活できるよう災害に強い都市づくりに努めるものとする。

この場合、阪神・淡路大震災での、密集市街地における住宅や防災上重要な公共施設などの倒壊・延焼等を踏まえ、個々の施設等について、耐震性・防災性の向上を図るとともに、密集市街地の計画的な再開発により災害を防止・緩和するオープンスペースの整備を進め、広域的・総合的に防災性の高い都市構造の形成を目指していくものとする。

なお、この防災都市づくりは、既成市街地及び既存施設等を対象とするものや新たに取り組むべきものがあり、長期的視点に立ち、個々の施設整備に連携を持たせながら、緊急性、重要性等にも配慮し、計画的に行うものとする。

2. 防災上重要な公共施設の整備

(1) 防災上重要な建築物の整備

ア. 防災上重要な建築物の整備及び耐震化

市は、庁舎や、警察署、病院、学校、消防署等、地震発生時において情報伝達、避難誘導、及び救助等の防災業務のために利用する公共建築物について、耐震化及び耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成などに努める。

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとするとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

また、庁舎をはじめとする公共建築物を整備する場合には、地震発生時における情報伝達、避難誘導及び救助等のために活用できる施設・設備の整備に努めるとともに、その機能を維持する必要最低限のエネルギーを確保するため太陽光発電等の導入にも努める。

イ. 市及び民間の防災上重要な建築物の耐震化の向上

県及び市は、市庁舎、病院、学校、劇場、百貨店等の市及び民間の防災上重要な建築物について、耐震性の調査、耐震補強方法に関しての市及び民間建築関係団体等の指導に努める。

また、各施設の管理者は、各々施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

(2) 緊急輸送道路等の整備

ア. 橋梁の耐震性の向上

幹線市道の橋梁の点検を行い、耐震性の向上が必要であれば、順次補修、補強、架替等を行う。

イ. 幹線市道の整備

災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するため、幹線市道の整備を進める。

ウ. 緊急輸送ヘリポートの整備

ヘリコプターによる人員・患者・物資の搬送を行うため、災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他重要な施設に緊急輸送ヘリポートを整備する。

エ. 沿道建築物の耐震化対策の推進

市は、庄原市耐震改修促進計画（第3期計画）に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

また、それぞれ耐震改修促進計画を定め、沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

(3) 河川の整備

地震による堤防決壊での二次災害を防止するため、堤防強化の整備を国・県の指導のもとに実施する。

3. 住宅、建築物等の安全性の確保

(1) 一般建築物の耐震性の向上

ア. 建築物の耐震性の向上

庄原市耐震改修促進計画により、耐震化による被害軽減効果が高いと考えられる大規模建築物、不特定多数が利用する公共施設、避難施設等については、建築時期が古い建築物の耐震改修や建て替え等を引き続き促進する。

また、早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物に加え、耐震性不足の住宅のうち多数を占める木造戸建住宅について耐震化を促進する。

イ. 居住空間内外における安全確保

(ア) 家具固定の推進

地震発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒のおそれがある家具等の固定を促進する。

(イ) 落下防止策

建築物等の所有者又は管理者に対して、窓ガラス、看板等の落下防止対策について周知徹底する。

(ウ) 通学路沿い等の倒壊などの危険があると思われるブロック塀等の所有者等に対し、倒壊等防止措置の安全対策を指導する。

(エ) 管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防止するため、所有者等に対する除去や適正管理の啓発など、空き家対策を推進する。

(2) 文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上

市は、市内に所在する国・県・市指定等の文化財及びそれらを収容する資料館等の建築物について、耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

(3) 市営住宅の耐震化の推進

既設市営住宅について、昭和56年の建築基準法改正以前の耐震基準で建設された住宅の耐震診断を行い、耐震化を図るとともに、市街地の防災性の向上を図るため、密集市街地に重点を置いて老朽公営住宅の建替えを推進する。

(4) 土砂災害の防止対策の推進

がけ崩れ、土石流等のおそれがある土砂災害警戒区域について、地震による土砂災害の発生を未然に防止するため、避難場所等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業及び治山事業を推進するとともに、住民に対しては土砂災害のおそれがある箇所等についての情報提供を行う。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法及び避難地に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上での必要な事項を住民に周知するための措置を講ずるものとする。

4. ライフラインの整備

(1) 各ライフラインの整備

ア. 上水道管の耐震化等供給体制の強化

災害時の被害を最小限とするため、水道施設を耐震化していくとともに、水源の多系統化、配水池容量の増強や水運用ラインの強化、事業体間相互の連絡管整備等のバックアップ機能を強化する。

また、主要配水池への緊急遮断弁の設置や避難場所への耐震性貯水槽の設置等を推進するとともに、被害の限定化や復旧の迅速化を図るため、機動的な水道システムの構築に努める。広島県水道広域連携が予定されており、危機管理体制の維持・強化を促進する。

イ. 下水道

(ア) 耐震性の向上

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、必要に応じて補強、更新、改築工事を推進する。また、新施設については、最新の耐震基準に基づき、特に優先度の高い施設から、耐震化や耐水化などの防災対策を進める。

(イ) 災害復旧の迅速化

災害時の通信手段を確保するとともに、下水道施設管理情報のネットワーク化を進めることにより応急復旧対策の迅速化を図る。

ウ. 電力

(ア) 耐震性の向上

変電設備については、その地域で想定される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。送電設備、配電設備の架空電線路については、氷雪、風圧及び不平均張力によって設計する。

(イ) 災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

エ. ガス

ガス設備全般について、耐震性が確保できるよう整備を進める。

既設の設備については、耐震性評価に基づき、必要に応じて、補強、更新を行うとともに、地震発生時の緊急対策として、地震計や緊急遮断弁の整備を行い、また、地震発生後の効率的な復旧対策のためにガス管のブロック形成を行う。

オ. 通信

(ア) 電気通信設備等の高信頼化

- a. 豪雨、洪水の恐れのある地域について、耐水構造化を行う。
- b. 暴風又は豪雪の恐れのある地域について、耐風・耐火構造化を行う。
- c. 地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

(イ) 電気通信システムの高信頼化

- a. 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。
- b. 主要な中継交換機を分散設置する。
- c. 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- d. 災害時優先電話について、加入者と協議し、2ルート化を推進する。
- e. 移動体通信設備の高信頼化

5. 防災性の高い都市構造の形成

市は、都市の災害危険度を把握した上で、防災関係機関や住民の理解と協力を得て、防災都市づくり計画を策定し、地域防災計画に位置づけるとともに、都市計画のマスタープランにその内容を反映させるよう努める。

また、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

(1) 防災上重要な公共施設等の整備

ア. 防災公園の整備

市は県と連携して、地域防災計画に位置付けられた避難場所となる都市公園の整備を促進するとともに、これらの公園に、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の整備を推進し、防災機能の充実を図る。

イ. 避難路ネットワークの整備

地域住民の円滑な避難を確保するため、指定された避難場所への避難路ネットワークを計画的に整備する。

ウ. 防災性を高めた住宅宅地開発の推進

防災公園等地域の防災性の向上を図る施設の整備と一体となった住宅宅地開発事業、市街化区域内農地の計画的市街化を推進する。

エ. 防災活動拠点の整備

ヘリポートや救援物資の集配所等応急時に活用できる防災活動の拠点として、インターチェンジ周辺、下水処理場敷地、学校敷地等のオープンスペースの利用について検討を進める。

オ. 所有者不明土地の活用等

県及び市町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

(2) 都市の不燃化の促進

ア. 防火地域、準防火地域の指定

都市の重要施設が集合し、土地利用度や建築密度が高い地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物等建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

イ. 延焼遮断帯の形成

火災の延焼拡大を抑制するため道路や緑地の整備を推進し、河川・耐火建築物などとの組み合わせにより延焼遮断帯の形成を図る。

ウ. 建築物の防火の促進

新築、増改築等の機会をとらえて、建築基準法及び消防法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物等についても、防火避難施設の改善指導を行う。

(3) 密集市街地における防災性の向上

都市に散在する密集市街地について防災性の向上を図るとともに、土地の高度利用や都市機能の更新を図るための市街地再開発事業及び公共施設の整備改善を目的とした土地区画整理事業を推進するほか、防災機能及び良好な居住環境の確保を目的とする住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）を一層推進し、健全な市街地の創造と防災機能の充実を図る。

第3節 市民の防災活動の促進に関する計画

1. 方針

市民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織や女性防火クラブの育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。これらにあたっては、様々なニーズへの対応に十分配慮するように努めるものとする。

なお、防災ボランティアについては、県、市、住民、他の支援団体が連携・協働して、自主性に基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提

とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2. 防災教育

地震災害について、広島県地震被害想定については、「正しく恐れて備えることが大切であること」の認識と防災・減災対策による被害軽減効果などの知識の普及と啓発を、災害予防責任者及び防災業務に従事する者のみならず、市民等に徹底することにより、地震災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため、防災教育を推進する。

(1) 実施責任者

災害予防責任者（指定地方行政機関の長、市長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下同じ。）

(2) 実施内容

ア. 防災思想の普及、徹底

市民は、自らの身の安全は自らが守るという自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めることが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

イ. 市民等に対する防災知識の普及・啓発

市は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、地震災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、社会教育施設を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(ア) 啓発内容

- a. 想定される地震被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- b. 地震に対する心得
- c. 地震に対する一般知識
- d. 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- e. 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- f. 飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難、避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の家庭での予防・安全対策
- g. 災害情報の正確な入手方法
- h. 災害時の家庭内の連絡体制の事前確保
- i. 出火の防止及び初期消火の心得
- j. 外出時における地震発生時の対処方法
- k. 自動車運転時の心得
- l. 救助・救援に関する事項

- m. 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- n. 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- o. 高齢者、障害者などへの配慮
- p. 避難行動要支援者に対する避難支援
- q. 各防災関係機関が行う地震災害対策
- r. その他必要な事項

(イ) 啓発方法

- a. ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターの作成・配布
- b. 住民告知放送の活用
- c. 広報紙、インターネット等の活用
- d. 映画、スライド等の活用
- e. 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催
- f. その他の方法

ウ. 職員に対する教育

市及び防災関係機関は、職場内における防災体制を確立するため、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、次の内容を含んだ地震教育の周知徹底を図る。

- (ア) 地震に関する一般的な知識
- (イ) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (ウ) 職員等が果たすべき役割
- (エ) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (オ) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

エ. 児童生徒等に対する教育

市は、児童生徒等に対して、学校教育等（少年消防クラブ、幼年消防クラブの育成・強化を含む。）を通じて、地震に関する知識や避難の方法等についての周知徹底を図る。

オ. 自動車運転者に対する啓発

庄原警察署及び市は、運転免許更新時の講習や各種広報紙等により、地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について周知徹底を図る。

カ. その他の防災関係機関による普及啓発

水道、電力、ガス、通信、鉄道、道路等に関わる防災関係機関は、それぞれの業務に関する地震災害対策や利用者等が実施すべき事項等について、利用者等へ普及啓発活動を行う。

3. 防災訓練

地震災害について、定期的に防災訓練を実施し、地震災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効性のあるものとする。

(1) 実施責任者

災害予防責任者

(2) 実施内容

ア. 防災訓練の実施

- (ア) 市は、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、災害対策本部の設置・運用訓練、要配慮者への情報伝達訓練等の防災訓練を行う。
- (イ) 各防災関係機関は、それぞれ防災業務計画等に基づき、防災訓練を行う。

イ. 職員の動員訓練

市及び防災関係機関は、地震災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

ウ. 通信運用訓練

市及び防災関係機関は、地震災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

エ. 防災訓練に対する協力等

- (ア) 市は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。
- (イ) 各防災関係機関は、県や市が実施する防災訓練に積極的に協力する。

4. 消防団への入団促進

(1) 目的

消防団員数を確保するための取組みとして、地域の実態に即した団員確保方策を検討し、住民の更に幅広い層から消防団の入団促進を図ることを目的とする。

(2) 実施責任者

市長

(3) 実施内容

市長は、消防団員数の確保とともに、消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組を積極的に推進する。

ア. 地方公共団体職員及び公共的団体職員の入団促進

イ. (社)全国消防機器協会等会社社員の入団促進

ウ. 女性消防団員の入団促進

エ. 大学生等の若年層及びOB消防職団員等の入団促進

オ. 消防団員の活動環境の整備

カ. 消防団と事業所の協力体制の推進

5. 地区防災計画の策定等

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

6. 自主防災組織の育成・指導

(1) 目的

災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民又は施設の関係者等による自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の組織化を支援するとともに、その育成、指導を推進することを目的とする。

(2) 実施責任者

ア. 市長

基本法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成、指導に努める。

イ. その他災害予防責任者

市が行う自主防災組織の育成、指導に協力する。

(3) 実施事項

各実施責任者は、具体的な実施計画を作成し、次の実施事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

ア. 自主防災組織の規約、活動計画等訓練の作成指導

イ. リーダー養成のための講習会等の開催

ウ. 情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導

エ. その他自主防災組織の育成、指導に必要な事項

(4) 実施方法

ア. 自治振興区、事業所等を単位とし、地域連帯をもってそれぞれの防災活動が効果的に実施できる組織とし、組織の育成・強化について、市はこれを強力に推進する。

イ. 編成

自主防災組織は概ね次のような任務分担を編成する。

班 名	分担事項
情 報 班	情報の収集、伝達
消 防 班	初期消火
救 護 班	負傷者の救護班
避 難 誘 導 班	住民の避難誘導等
給 食、給 水 班	給食、給水活動等

ウ. 活動内容

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき、平常時及び災害時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(ア) 平常時の活動

- a. 情報の収集及び伝達体制の確立
- b. 防災知識の普及
- c. 防災訓練の実施
- d. 火災使用設備機具等の点検
- e. 防災資機材等の備蓄、整備

(イ) 災害時の活動

- a. 被害の状況等情報の収集及び伝達
- b. 出火防止、初期消火
- c. 避難誘導活動
- d. 避難行動要支援者の避難支援
- e. 救出救護活動
- f. 給食給水や救援物資の配分への協力

7. ボランティア活動の環境整備

(1) 目的

ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時からボランティアの組織化を行い、ボランティア活動の環境整備に努めることを目的とする。

(2) 実施責任者

市、日本赤十字社広島県支部及び庄原市社会福祉協議会

(3) 実施内容

ア. 市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

イ. 市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社広島県支部、庄原市社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

ウ. 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの予定場所については、市防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

エ. 市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

オ. 市は、庄原市社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

カ. 日本赤十字社広島県支部及び庄原市社会福祉協議会は、災害時に個人参加のボランティアの活動を調整し、効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

キ. 広島県社会福祉協議会及び庄原市社会福祉協議会は、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成に努め、県及び市は、それを支援する。

ク. 災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、県、市、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びボランティア団体等で構成する「広島県被災者生活サポートボラネット」において、平常時から緊密な連携を図り、ボランティアが速やかに活動できる体制づくりに努める。

8. 企業防災の促進

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における企業の防災活動の推進を図るものとする。

(1) 実施責任者

市、企業、商工会・商工会議所

(2) 実施内容

企業は、地震災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品等を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県・市等との協定の締結や防災訓練の実施等に努めるものとする。

このため、県、市及び民間団体は、こうした取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

9. 市民運動の推進

(1) 目的

市民、自主防災組織等、事業者、行政が一体となって「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」に取り組むことにより、市民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行

動をとることができるよう、減災の推進を図ることを目的とする。

(2) 内容

市民、自主防災組織等、事業者、県及び市が相互に連携し、一体的に運動を推進するものとする。

ア．災害から命を守るための行動目標

(ア) 災害危険箇所、避難場所、避難経路などを知ること。

(イ) 災害発生危険性をいち早く察知すること。

(ウ) 自ら判断して適切な行動を取ること。

イ．普段から災害に備えるための行動目標

(ア) 防災教室や防災訓練などで災害から命を守る方法を学ぶこと。

(イ) 非常持出品を準備するなど災害へ備えること。

第4節 調査、研究に関する計画

1. 方針

この計画は、地震災害の被害を最小限にとどめるために、地震災害について常時必要な調査研究を行うことにより、災害予防対策並びに災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期することとする。

2. 実施責任者

災害予防責任者

3. 実施事項

市は、県が実施する地震被害想定調査結果等を踏まえ、大規模な災害を想定した市街地の地震に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。また、この調査結果は、防災都市づくり計画の基礎資料とするとともに、これを住民に公表し、防災意識の高揚を図ることとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画

1. 方針

防災関係機関は、地震が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとする。

2. 災害発生直前の応急対策への備え

(1) 職員の動員配備体制の整備

ア. 職務代理者

災害対策本部の本部長・副本部長・各対策部長及び班長については、あらかじめ職務代理者を定めておくものとする。

イ. 現地対策本部

本部長が必要と認める場合は、被災地に現地対策本部を設置するものとする。

ウ. 措置すべき事項

各実施部の部長は、災害対策本部が設置された場合における所掌事務等をあらかじめ所属職員に対して周知徹底させておくものとする。

エ. 初動体制

勤務時間外における地震発生時等に迅速な対応を行うため、動員配備の特例として職員の勤務時間外における地震発生時等の参集基準を別に定め、初動体制を確立しておく。

オ. 業務継続性の確保

市等の防災関係機関は、地震災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水・食料等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくと共に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

(2) 緊急地震速報の伝達関係

県及び市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、住民告知端末等をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努めるものとする。

(3) 住民等の避難誘導関係

市は、都市公園、自治振興センター、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

ア. 指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図り、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

イ. 指定避難所の指定・周知

市は、自治振興センター、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

(ア) 指定避難所

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(イ) 福祉避難所

- a. 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- b. 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者及び施設管理者に対して円滑

かつ正確な情報伝達ができるよう、多様な情報手段の確保に努めるものとする。

- c. 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

ウ. 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

- (ア) 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね8m以上の幅員を有する道路を選定する。（避難住民の安全性を確保するため、幅員が15～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。）

- (イ) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (ウ) 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- (エ) 洪水等による浸水や土砂災害等も考慮し、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

エ. ハザードマップの作成・周知

市は、地震動の大きさ、地震災害の程度に関する事項、指定緊急避難場所等に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップを作成し、市民に周知する。

なお、ハザードマップの作成にあたっては、広島県地震被害想定図を基に作成し、次の事項について記載するものとする。

- (ア) 市地域防災計画において定められた地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法
- (イ) 指定緊急避難場所に関する事項
- (ウ) その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- (エ) 浸水想定区域内の地下街等及び主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地

オ. 避難計画の作成

- (ア) 病院、学校、劇場、百貨店、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ指定緊急避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難の指示等を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。
- (イ) 幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。
 - a. 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。
 - b. 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

カ. 避難の誘導

- (ア) 要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、市は、避難の連絡方法や避難補助の方法を

あらかじめ定めておくものとする。

(イ) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。県及び市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(ウ) 興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

(4) 行動計画（タイムライン）の作成・運用関係

国、地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証などを踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

3. 災害発生直後の応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・被災者等への的確な情報伝達関係

ア. 情報ネットワーク等の整備

市は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

イ. 住民告知端末等による情報伝達

市は、住民告知端末等による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

指定避難所との情報連絡についても同様とする。

ウ. 災害広報実施体制の整備

市は、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質の向上に努める。

また、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

(2) 情報の分析整理

ア. 県及び市は、非常通信協議会とも連携し、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

イ. 国、公共機関及び市は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク:Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努める。

(3) 通信機能の整備関係

ア. 市は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめNTT西日本に災害時優先電話の申込み及び変更手続きを行うものとする。

また、緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。

イ. 市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備や住民告知端末等のシステムの構築を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。

また、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、その利用について協議して、マニュアルを作成しておくものとする。

ウ. 県及び市は、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系

ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県、市、消防本部等を通じた一体的な整備に努めることとする。

エ．県及び市は、地震災害による通信網の途絶や輻輳に備え、衛星通信等の導入を図り、災害対策本部間等の連絡を確保する。

オ．市は、各種の情報連絡を行うために移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

この場合において、既存ネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進するものとする。

カ．通信施設について、市は、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。非常用電源の整備に当たっては、専門的な知見・技術を基に耐震性があり浸水する危険性が低い場所へ設置するとともに、保守点検を行い、操作の習熟の徹底を図る。

キ．市及び通信機能を保有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の定期的な訓練等を実施し、平常時からの連携体制の構築を図るものとする。

4. 災害派遣、広域的な応援体制への備え

(1) 自衛隊災害派遣関係

ア．市は、平素から、自衛隊災害派遣部隊等の受け入れ担当部署（職員）の指定及び配置を行うものとする。

イ．市は、平素から、自衛隊災害派遣部隊等の宿営地を選定しておくものとする。

ウ．市は、平素から、ヘリポートを選定しておくものとする。なお、ヘリポートを選定する際は、指定緊急避難場所との競合を避けることとする。

(2) 相互応援協力関係

ア．市は、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとし、それぞれの応急対策実施項目に関係する防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「庄原市災害時受援計画」に基づき、実効性の確保に努め、必要な準備を整えとともに、応援計画の作成に努めるものとする。

県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

イ．県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ウ．県及び市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(3) 建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備

ア．市は、関係機関と連携しながら、迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るため、震災時の連絡体制の整備、被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上のための講習会等の開催、被災建築物応急危険度判定士の確保に向けた取組を推進する。

イ．余震による倒壊など人命にかかる二次被害を防止する観点から、被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う被災建築物危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援体制の整備等、実施体制の充実並びに判定

士の技術力の保持・向上に努める。

5. 救助・救急、医療、消火活動への備え

(1) 医療、救護活動関係

ア. 連携体制

市及び県は、災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するための医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

イ. 通信手段の確保

県及び市は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

(2) 消防活動体制の整備関係

ア. 市及び備北地区消防組合（以下「市等」という。）は、大地震等発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知しておくものとする。

(ア) 出火防止及び初動消火

住民及び事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

(イ) 火災の拡大防止

大地震等により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

イ. 市等は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

(ア) 大地震等発生直後の消防職（団）員の初動体制、初動消火活動の実施計画を定める。

(イ) 大地震等発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

(ウ) 大地震等発生直後の火災を早期に見るとともに、防火水槽の破損及び道路の状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

(エ) 大地震等発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽（耐震性貯水槽）の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

(オ) 救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努める。

(カ) 緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、県及び防災関係機関との連携による実践的な訓練の実施に努める。

(キ) 大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。

(3) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内にある消防施設の対策

消防施設は、災害時においても消防活動拠点として消防機能の喪失、停止があってはならない施設であることから、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内にある消防施設は、ハザードマップ等を考慮し、安全な区域への移転整備等を行う。

(4) 危険物等災害応急対策関係

災害の発生に備え、事業所においては平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、消防署はこれらに対して、必要な指導を行うものとする。

6. 緊急輸送活動への備え

市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに救援物資輸送拠点を選定するものとする。

また、庄原市耐震改修促進計画（第3期計画）により、沿道建築物の耐震診断を義務付ける緊

急輸送道路を指定する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

7. 避難の受入れ・情報提供活動への備え

(1) 避難対策のための整備関係

ア. 指定避難所の開設・運営

市は、指定避難所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。

また、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努めるものとする。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

イ. 指定避難所の整備

市は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者と調整を行い、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

(ア) 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備

(イ) 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、通信機器等

(ウ) 要配慮者にも配慮した施設・設備

(エ) テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器

(オ) 食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資
(指定避難所又はその近傍で確保できるように努める。)

(カ) 必要に応じて、指定避難所における家庭動物の受入れや飼養について、担当部局や運営担当（施設管理者など）との検討や調整を行う。

(キ) 指定避難所の電力容量の拡大

(ク) 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

ウ. 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

エ. 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保、育成に努めるものとする。

オ. 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(2) 住宅対策関係

県及び市は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

また、発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

(3) 帰宅困難者対策関係

地震等により、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、県及び市は、市民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」

という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

(4) 孤立集落対策関係

地震等により、道路等が被害を受け、集落が孤立する場合に備え、市は、学校区や自治会など、地域の状況に適した単位で、孤立可能性のある集落を把握し、次の対策の推進に努める。

- ア．指定避難所、集落、世帯での水、食糧、日用品等の備蓄
- イ．衛星通信など情報通信手段の整備
- ウ．臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立
- エ．避難計画の整備や避難訓練の実施

(5) 被災者支援等対策

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとし、県は、市が進める仕組みの整備等に対して協力や支援等に努めるものとする。

8. 救援物資の調達・供給活動への備え

県及び市等は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房機器、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

(1) 食料供給関係

- ア．市は、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。
- イ．市は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(2) 給水関係

市長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、災害時に備えて、次のとおり水道システム全体の安定性の向上に努めるものとする。

- ア．水道施設の耐震性向上
 - (ア) 浄水場、基幹管路等基幹施設の耐震化
 - (イ) 老朽管路の更新等
- イ．緊急時の給水確保
 - (ア) 配水池の増強
 - (イ) バックアップ機能の強化
 - (ウ) 応急給水拠点の整備
 - (エ) 遊休井戸等緊急時用水源の確保・管理等
- ウ．迅速な緊急対応体制の確立
 - (ア) 他市町等からの受援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法等を明確にした計画の策定
 - (イ) 訓練の実施
 - (ウ) 広域的な相互応援体制等

特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

(3) 生活必需品等供給関係

市は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるような体制の確立に努める。

（４）救援物資の調達・配送関係

市内で大規模な災害が発生し、市単独では必要な物資の確保が困難な場合に備え、市は、民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達方法や救援物資輸送拠点の運営方法、県や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保の仕組み等の整備に努める。

県及び市は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手段を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

９．燃料確保の備え

県は、災害応急対策を円滑に実施するために必要となる緊急車両及び防災拠点施設の燃料の確保について、「災害時における石油類燃料の確保に関する協定」を締結する団体等とともに、緊急車両への優先給油及び防災拠点施設への燃料配送に関する計画をあらかじめ策定しておくものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。

10．電源の確保

県及び市は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとし、大規模停電発生時には直ちに、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

また、県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。

11．倒木等への対策

県、市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障を生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

12．災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定締結

県及び市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

13．建設業等の担い手の確保・育成

県及び市は、災害応急対策への協力が期待できる建設業等の担い手の確保・育成に取り組むも

のとする。

14. 空家状況の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

15. 男女共同参画センター等との連携

男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局、男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターが連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時においては、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

16. 文教関係

(1) 避難計画の作成

市教育委員会は、あらかじめ市長等と協議のうえ、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、災害など地域の状況を十分考慮して、避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。避難計画においては、学校内・外における避難場所、避難責任者及び指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法を定める。

(2) 応急教育計画の作成

市教育委員会は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について地域の状況を十分に考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないよう配慮する。

(3) 園児・児童・生徒・学生に対する防災教育

ア. 市教育委員会は、園児・児童・生徒に対する地震防災教育の実施について、公立学校の管理者を指導する。

イ. 公立学校の管理者は、地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努め、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に、教科・学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体をつうじて、地震の基礎的な知識及び地震発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について、指導する。

ウ. 高等学校の生徒を対象にして、応急看護の実践的技能の習得を図る。

(4) 学校施設の耐震化

学校施設の管理者は、できるだけ早い時期に耐震化を完了させるよう取組を進める。併せて、建物の天井材や外装材等の非構造部材の耐震化も進める。

(5) 文化財の保護

ア. 災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、文化財の把握、災害時の避難や救出体制の想定、計画立案を指導する。

イ. 所有者等に対して耐震診断等の措置の対策の必要性を啓発するとともに、補助金を活用した耐震診断・耐震補強等の実施を積極的に促進する。

(6) 地域の避難所となる場合の対策

ア. 学校又は自治振興センター等社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受け入れ場所・受け入れ人員等の利用計画を作成する。

イ. 学校又は自治振興センター等社会教育施設の管理者は、市長と協議のうえ、飲料水及び非常食の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

(7) 教職員に対する研修

県及び市教育委員会は、生徒等に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について教職員の研修を行う。

(8) 社会教育等を通じての啓発

市教育委員会は、PTA、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会等を通じて、地

震防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震災害から守るため、平素から文化財保護団体の活動等を通じて、文化財に対する防災知識の普及を図る。

17. 放射線の測定

市は、環境中の放射線の状況について、環境放射能調査を行い、測定結果をホームページ等で公表する。

18. 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

第5節の2 危険物等災害予防計画

1. 方針

地震による被害を最小限にとどめるためには、危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全対策の徹底を図る必要がある。

そのため、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関は、これらに対して必要な指導を行う。

2. 実施責任者

災害予防責任者

3. 実施内容

（1）危険物施設の災害予防対策

ア. 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の向上に努める。

イ. 大規模タンクの耐震化

容量 500 k l 以上の準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定めた「新基準」に適合しているか否かの調査を行い、基準に適合していないタンクについては、必要な改修、補修を実施するなど、耐震性の向上に努める。

ウ. 保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取り扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者に対し、災害予防上必要な助言又は指導を行う。

エ. 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

オ. 自主保安体制の確立

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規定の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

(2) 高圧ガス及び火薬類取扱施設の災害予防対策

ア. 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

これらの対策については、市及び関係団体との連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

(ア) 防災マニュアルの整備

事業者の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売設備及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

(イ) 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

(ウ) 事業所間の相互応援体制の検討、整備

地震時の被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業所間又は液化石油ガス販売業者間の相互応援協力体制の整備を検討する。

(エ) 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

(オ) LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

イ. 火薬類取扱施設の予防対策

県及び市は、火薬類取扱施設の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

(ア) 火薬類取扱施設への対策

定期自主点検、保安教育の確実な実施、緊急時連絡体制の整備を指導し、自主保安体制の確立を図る。

(イ) 点検及び通報

一定規模以上の地震が県内で発生した場合は、火薬庫、製造所等の所有者等は、速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県（移譲事務を実施する市を含む）へ通報するよう指導する。

(3) 毒物劇物取扱施設の予防対策

ア. 毒物劇物多量取扱施設に対する指導の強化

(ア) 登録施設に対する指導

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録が義務付けられている施設の所有者等に対しては、その登録申請時等に施設の耐震性の向上等について理解を求めるものとする。また、併せて危害防止規定の整備を指導する。

(イ) 登録外施設に対する指導

県は、上記登録施設以外の業務上取扱施設であって毒物及び劇物を多量に取り扱う施設に対し、防災体制の整備を指導する。

(ウ) 毒物劇物取扱施設の管理者に対する保安教育

県は、毒物劇物取扱施設の管理者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施し、管

理者の資質の向上に努める。

イ. 毒物劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

(ア) 毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規定を整備する。

- ア. 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項
- イ. に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項
 - (a) 毒物若しくは劇物の製造、貯蔵又は取り扱いの作業を行う者
 - (b) 設備等の点検・保守を行う者
 - (c) 事故時における関係機関への通報を行う者
 - (d) 事故時における応急措置を行う者
- ウ. 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項
製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等
- エ. 前記ウに掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項
- オ. 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
- カ. 前記イに掲げる者に対する教育訓練に関する事項

(イ) 防災訓練の実施

前記エに掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう、定期的に防災訓練を実施する。

ウ. 毒物劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

第5節の3 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

1. 方針

地震の発生時における市民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくものとする。

2. 災害対策資機材等の対象

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。）
- (2) 医薬品等医療資機材
- (3) 防災資機材
 - ア. 救助・救難用資機材
 - イ. 消火用資機材
 - ウ. 水防関係資機材
 - エ. 流出油処理用資機材
 - オ. 陸上建設機械
 - カ. 被災建築物応急危険度判定資機材
 - キ. 被災宅地危険度判定資機材

3. 備蓄に関する基本事項

(1) 備蓄数量

備蓄数量は、市内に被害をもたらすと考えられる地震を対象とし、地域特性を考慮した被害想定調査結果や過去の災害事例を基に、設定するものとする。

(2) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、広島県地震被害想定調査報告書や近年発生した地震の教訓を参考に品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等市民生活

に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

(3) 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業、市、県の3者が行うものとする。

ア. 家庭・企業

各家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品等について、3日分程度を備蓄し、自らの身の安全は自ら守るよう努める。

イ. 市

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

なお、この計画で定める品目や数量のほか、国内で発生している大規模災害等を踏まえ、この計画とは別に「備蓄計画」を策定し、備蓄する品目や目標数量等を定めるものとする。

ウ. 県

原則として市への緊急支援を目的として備蓄に努める。

また、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

(4) 備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとする。

(5) 備蓄場所

市庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる学校、自治振興センター等にも可能な限り備蓄するよう努める。

備蓄場所の確保にあたっては、広島県地震被害想定による地震動の大きさ等を考慮する。

また、備蓄に当たっては孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

4. 備蓄及び調達体制の確立

(1) 食料

ア. 食料の備蓄

地震発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

イ. 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の食料の備蓄に努める。

市は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

アルファ化米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

また、備蓄品目の選定にあたっては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとする。

ウ. 食料の調達体制の確立

「食料供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(2) 飲料水

ア. 飲料水等の備蓄

地震発生時には、水道施設等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭・企業、市は平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、市は迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努めるものとする。

イ. 飲料水の調達体制の確立

「給水計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(3) 生活必需品等

ア. 生活必需品等の備蓄

地震発生時には、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市は備蓄に努めるものとする。

イ. 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の生活必需品等の備蓄に努める。

市は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用・雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット等

ウ. 生活必需品等の調達体制の確立

「生活必需品等供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(4) 医薬品等医療資機材

地震発生時には、「医療・救護計画」に基づく応急対策を円滑に実施するために、市及び災害拠点病院・協力病院その他の医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア. 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

イ. 備蓄品目

地震による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

備蓄に当たっては、家屋倒壊等による負傷者を想定して、包帯・ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療薬等のほか、特に災害拠点病院・災害協力病院においては、多数患者の受け入れや医療救護班の派遣等に必要な資機材について備蓄を行うものとする。

ウ. 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行うものとする。

(5) 防災資機材

市及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア. 救助・救援用資機材

市及びその他防災関係機関は、エンジンカッター・エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動に必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

イ. 消火用資機材

市及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

ウ. 水防関係資機材

市及びその他防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

エ. 流出油処理用資機材

市及びその他防災関係機関は、吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

オ. 陸上建設機械

市及びその他防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立に努める。

カ. 被災建築物応急危険度判定資機材

市は、被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

キ. 被災宅地危険度判定資機材

市は、被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

第6節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

1. 方針

近年の災害においては、要配慮者が犠牲になるケースが目立つ。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、要配慮者への啓発などの対策を積極的に推進するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援等の対策を進めるものとする。

2. 要配慮者に配慮した環境整備

(1) 県内に「避難指示」が発令された場合等、その他、(公財)ひろしま国際センターと県が協議して必要と認める場合に、「災害多言語支援センター」を設置し、災害関連情報の多言語での発信や、避難所での通訳支援等を行う。

(2) 市は、避難場所、避難地、避難路の指定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。

また、災害時において要配慮者が避難しやすいように、避難場所等の案内板の設置や、「やさしい日本語(普段使われている日本語をより簡単な言葉に言い換える等して、外国人のほか、子どもや高齢者などにも分かりやすく伝えられることば)」あるいは外国語の付記などの環境づくりに努める。

(3) 市は、新たな都市開発を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、避難場所、避難所、避難路との位置関係を考慮する。

3. 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

(1) 組織体制の整備

市は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福

社施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

(2) 避難体制の整備

市は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関（他市町、県関係団体等）と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(3) 施設等の整備

市は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、市は、社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

また、市及び社会福祉施設、病院等の管理者等は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

4. 在宅の避難行動要支援者対策

(1) 組織体制の整備

県及び市は、連携して在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体での避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

(2) 通報体制の整備

市は、在宅の避難行動要支援者、特に聴覚障害者等情報入手が困難な者の安全を確保するための緊急時の通報体制の整備に努める。

(3) 環境の整備

市は、避難行動要支援者が被災時に安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置など、環境の整備に努めるものとする。

(4) 防災器具等の普及・啓発

市は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、防災器具や防災製品の普及・啓発に努める。

(5) 避難行動要支援者名簿

ア. 市は、防災担当課や福祉担当課など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

イ. 避難行動支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援が必要となる事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ. 市は、平常時における名簿情報等に整備・更新の効率化及び被災者支援業務に名簿情報等を活用する際の迅速化等の向上を図るため、デジタル技術を活用した情報管理の方法などについて、積極的に検討するものとする。

エ. 作成した避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の同意、又は、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災

組織など避難支援等に携わる関係者に提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(6) 個別避難計画

ア. 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、地域の実情等を踏まえて、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民・自治組織、医療・介護等の関係施設・事業所、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携・協力して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、避難経路及び避難先の環境等、地域特有の課題等に留意するものとする。

イ. 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ. 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

エ. 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

オ. 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

カ. 市は、福祉避難所の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

キ. 市における個別避難計画に係る取組に関し、県は事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

(7) 避難行動要支援者の避難誘導

市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

5. 要配慮者への啓発・防災訓練

(1) 防災知識等の普及啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布により災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるなど、災害発生時に取るべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発する。

また、市は、地域で生活する外国人に対し、「やさしい日本語」あるいは外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への外国語の付記などの対策を推進するよう努める。

(2) 防災訓練

市は、要配慮者を想定した、避難誘導、情報伝達などの訓練に努める。

第7節 広域避難の受入に関する計画

1. 方針

基本法の規定に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から本県に対して、被災住民の受入れ要請があった場合、被災住民の円滑な受入れを実施する。

2. 被災住民の受入れ

(1) 県は、被災都道府県から被災住民の受入れに関する協議があった場合、被災住民の受入れについて、市と協議するものとする。

この場合、市は、市自らが被災するなどの被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れし、避難所を提供するものとする。

(2) 市は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

3. 被災住民の受入れが不要となった場合

(1) 県は、被災都道府県から受入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、市へ通知する。

(2) 市は、県から通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

4. 県の支援

被災住民の受入れを行う場合において、市の受入体制が十分確保できない場合、市は、県に対して支援要請を行う。

要請を受けた県は、被災住民の円滑な受入れを行うため、必要な支援を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

この計画は、地震が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

1. 災害発生直前の応急対策に関する事項
2. 災害発生後の応急対策に関する事項
3. ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
4. 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
5. 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
6. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
7. 避難の受入れ及び情報提供活動に関する事項
8. 救援物資の調達・供給活動に関する事項
9. 保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動に関する事項
10. 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
11. 自発的支援の受入れに関する事項
12. 文教計画に関する事項
13. 災害救助法適用に関する事項

第2節 災害発生直前の応急対策

第1項 配備動員計画

1. 方針

この計画は、市内に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の推進に万全を期すために職員の配備動員及び防災組織等に関する事項を定める。

2. 配備動員体制

(1) 配備体制

地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、市は、次の体制によって地震災害に対処する。動員にあたっては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害対策本部が長期にわたって設置されることを想定し、交代要員やローテーションなどについて、あらかじめ定めるように努める。

種別	配備体制の基準	配備体制の内容
注意体制	震度4以上の地震を観測したとき	情報収集及び連絡活動を主として行い、状況により更に高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。（本庁、各支所災害関係部署職員による。班編成等は、各課長、各支所長の指示による。）
警戒体制	① 震度5弱以上の地震を観測したとき ② 長周期地震動階級3が観測され、市長が必要と認めたとき。	情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替え得る体制とする。（本庁、各支所災害関係部署職員による。班編成等は、各課長、各支所長の指示による。）
緊急非常体制	① 勤務時間外に市内で震度5強以上の地震を観測したとき ② 長周期地震動階級3以上が観測され、市長が必要と認めたとき。	勤務時間外に市内で震度5強以上の地震が発生した場合等に、警戒体制又は非常体制を確保するまでの初動活動を円滑に行うための体制とする。（全職員参集）
非常体制	① 震度6弱以上の地震を観測したとき ② 長周期地震動階級4が観測され、市長が必要と認めたとき。 ③ 総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めたとき	災害対策本部が設置されたときの体制とする。（災害対策事務分掌に従い活動する。）

(2) 緊急非常体制（震度5強以上の地震発生時）

ア. この体制は、勤務時間外に市内で震度5強以上の地震を観測した場合等に、警戒体制又は非常体制を確保するまでの初動活動を円滑に行うための体制とする。

イ. 全職員は、安全を確認した上で速やかに参集し、配備につくものとし、参集する職員区分、参集場所及び担当業務は、原則として次のとおりとする。

職員の居住地	参集場所	担当業務
本庁・支所に勤務する居住地から4km以内の職員	本庁（危機管理課）、各支所（地域振興室）	本部の設置、本部の通信連絡等 初期活動体制の確立
それ以外の場所に居住する 本庁・各支所の職員	当該職員の勤務場所	各部（局）の応急対応業務

ウ. 交通機関の途絶、火災等により勤務場所に参集できない職員の場合

（ア）居住地に隣接した参集可能な市の機関（本庁又は各支所）に参集し、当該勤務に従事する。

この場合、参集する機関は、現在所属している部の関係機関を原則とするが、関係する市の機関がない場合は、市のその他の機関に参集し、その機関の長等の指示に従う。

（イ）市の機関に参集できない職員の場合は、地域の自主防災活動に従事するとともに、その地域の被災状況等を可能な範囲で災害対策本部へ連絡するものとする。

エ. 職員の中から、あらかじめ初動要員を指定しておくものとする。

(3) 勤務時間外の配備の方法

庄原市災害対策運営要領に基づき実施する。

(4) 災害対策本部設置前の措置

各課において、災害対策本部の設置前に応急対策に従事した場合は、人員の配備及び災害状況を危機管理課に連絡し応急対策の連携を確保する。

(5) 非常体制

ア. 非常体制に基づく措置

(ア) 災害対策本部長は、基本法第23条の2の規定により市長をもって充て、副本部長には副市長及び教育委員会教育長を、本部員に各部長、各支所長、議会議務局長、西城市民病院長、庄原消防署長（署長に相当する職員を含む。以下この章について同じ。）、消防団長及び広島県水道広域連合企業団庄原事務所長をもって充てる。

(イ) 災害対策本部の本部長に事故があった場合等指揮を執ることが困難な場合は、副本部長が指揮を執るものとする。

(ウ) 本部に部、班を設け、部に部長、副部長を、班に班長を置く。

(エ) 各支所に支所部を設け、支所部に部長、副部長を、班に班長を置き、部長は支所長をもって充てる。

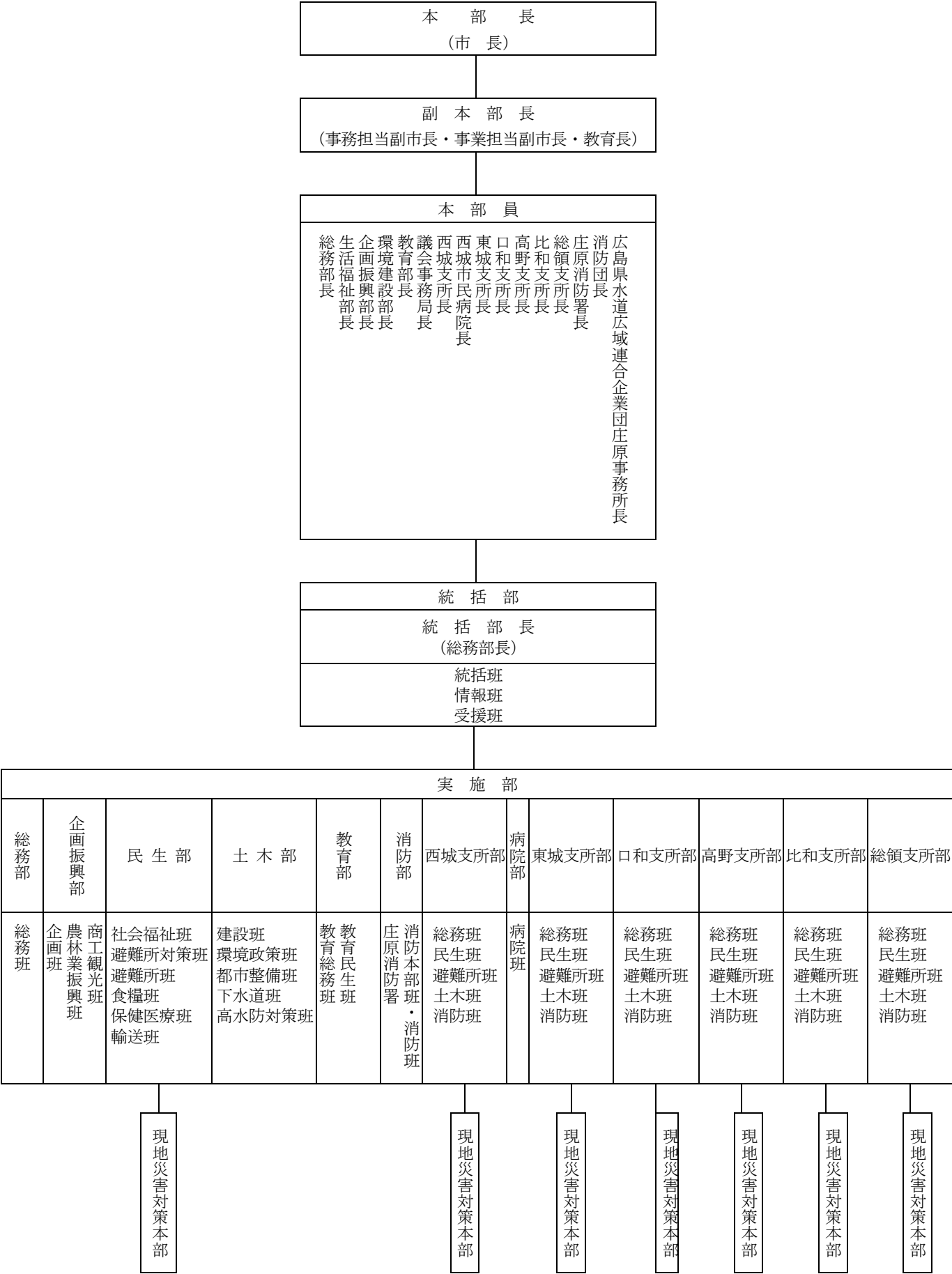
(オ) 災害の規模その他の状況により、特に現地での応急対策を必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置くことができる。

(カ) 現地本部の所管区域、現地本部、構成員及び事務局の所在地は、その都度本部長が定める。

(キ) 災害対策本部は、県が現地災害対策本部を設置した場合には、必要に応じて合同会議を開催するなどし、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携を図る

(ク) 以上による災害対策本部の組織を図示すれば次のとおりである。

庄原市災害対策本部組織図



(6) 災害対策本部の任務

庄原市災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元体制を確立するとともに、本計画並びにその他法令の規定に定めるところにより、災害予防及び災害応急対策を実施する。

(7) 設置及び廃止の手続

ア. 災害対策本部を設置した場合、市長は、本部の名称、設置場所等を公示する。

イ. 設置した場合、市長は、防災会議を構成する各委員に通知するとともに防災関係機関等に通知する。

また、知事（危機管理監。ただし、県災害対策本部が設置されたときは、県災害対策本部情報連絡班（以下この章において同じ。））に通知する。

ウ. 本部を廃止した場合も前号と同様の手続を行う。

(8) 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部の部、班及び事務分掌は次のとおりとする。

(9) 災害予防又は災害応急対策に必要な協力の求め

災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策に的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、防災関係機関などに対し、資料又は情報の提供、意見の表明等の必要な協力を求めることができる。

災害対策本部の機構及び事務分掌

災害対策本部長 市長

災害対策副本部長 事務担当副市長・事業担当副市長・教育長

本部員 庄原消防署長・消防団長・広島県水道広域連合企業団庄原事務所長・市民病院長・
各部長・各支所長

1. 統括部 部長…総務部長 副部長…危機管理課長		
班 名	班 員	事 務 分 掌
統括班 危機管理係長	危機管理課 管財課	1. 災害対策本部の運営並びに本部会議に関すること 2. 防災会議その他関係機関に対する連絡調整並びに協力要請に関すること 3. 県災害対策本部に対する報告及び連絡に関すること 4. 各種気象警報の收受・伝達に関すること 5. 指揮指令に関すること 6. 災害対策の総合企画に関すること 7. 自衛隊等の災害派遣要請に関すること 8. 広域消防相互応援協定に基づく応援要請に関すること 9. 広域緊急援助隊の派遣要請に関すること 10. 市民の避難指示等の判断に関すること 11. 本部職員の動員に関すること 12. 各部との調整及び指示に関すること 13. 隣接市町との災害情報の交換に関すること 14. 本部の庶務一般に関すること
情報班 財政課長	財政課 行政管理課	1. 災害情報の収集・被害状況のとりまとめ及び伝達に関すること (専任職員を配置) 2. 動員市民等の経費に関すること 3. 災害関係の予算に関すること 4. 災害救助法の国県との予算調整に関すること 5. その他財政措置に関すること 6. 報道機関に対する各種情報の提供に関すること 7. 市民の避難伝達・周知・広報に関すること 8. 災害広報に関すること 9. 災害写真等の収集に関すること
受援班 総務課長	総務課 高齢者福祉課 管財課 社会福祉課 市民生活課	1. 人的・物的支援の要請・受入れ等の受援にかかる総合調整に関すること

2. 総務部 部長…総務部長 副部長…議会事務局長		
班 名	班 員	事 務 分 掌
総務班 総務課長	総務課 議会事務局 会計課	1. 市議会との連絡に関すること 2. 自動車の調達及び配車計画に関すること 3. 市有財産の災害対策及び被害調査に関すること 4. 車両の集中管理に関すること 5. 非常用消耗品の購入に関すること 6. 非常用備品の調達・保管に関すること 7. 救助隊の宿舎設置に関すること 8. 一般市民の動員に関すること 9. 労務供給に関すること 10. 本部長及び副本部長の秘書に関すること 11. 被災地視察、災害見舞に関すること 12. 支所との連絡に関すること 13. 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関すること 14. 総務部内関係災害の情報収集及び被害調査に関すること

3. 企画振興部 部長…企画振興部長 副部長…企画課長		
班 名	班 員	事 務 分 掌
企画班 デジタル推進 係長	企画課	1. 企画振興部関係災害の情報収集及び被害調査に関すること 2. 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関すること 3. 地域イントラの保全に関すること 4. 庁内LANの保全に関すること
農林業振興班 農業振興課長	農業振興課 林業振興課 農業委員会事務局	1. 産業関係災害の情報収集及び被害調査に関すること 2. 農畜水産物の災害対策・被害調査に関すること 3. 被害農家等の営農指導に関すること 4. 被害農家等の融資に関すること 5. 農畜水産物の集荷計画に関すること 6. 営農研修施設等に対する災害対策及び被害調査に関すること 7. 農業団体に関する被害の調査に関すること 8. 災害時における種苗・生産資材・肥料及び農薬等の調達あっせんに関すること 9. 農産物の病虫害・家畜伝染病及び森林病虫害等の予防・防除に関すること 10. 林産物の災害対策・被害調査に関すること 11. 林産物の集荷計画に関すること
商工観光班 商工観光課長	商工観光課	1. 観光施設等の災害対策・被害調査に関すること 2. 商工鉱業の災害対策・被害調査に関すること 3. 中小企業被災者に対する融資に関すること

4. 民生部 部長…生活福祉部長 副部長…社会福祉課長		
班 名	班 員	事 務 分 掌
社会福祉班 社会福祉係長	社会福祉課	1. 民生部関係災害の情報収集及び被害調査に関すること 2. 災害救助法の適用に関すること 3. 災害救助法に基づく命令及び立入検査等に関すること 4. 社会福祉施設等に関する被害の調査に関すること 5. 福祉施設の応急対策に関すること 6. 被災者に対する生活保護法・その他福祉関係法の適用に関すること 7. 応急対策物資の給与及び貸与に関すること 8. 救援物資・義援金の受入及び配分に関すること 9. 被災者の安否問合せに関すること 10. 生業資金の貸付に関すること 11. 被災世帯の緊急生活支援に関すること 12. 災害時要援護者の避難に関すること 13. 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関すること 14. 災害見舞に関すること
避難所対策班 児童福祉課長	児童福祉課 高齢者福祉課 監査委員事務局 選挙管理委員会 いちばんづくり課 自治定住課	1. 児童福祉施設等に関する被害の調査に関すること 2. 保育児童の避難に関すること 3. 老人福祉施設等に関する被害の調査に関すること 4. 避難所班の支援に関すること 5. 避難所における相談支援被災者の厚生一般に関すること 6. 自治振興区との連絡調整に関すること
避難所班 (庄原地域)		1. 避難所の開設、管理及び閉鎖に関すること 2. 避難所の感染症対策に関すること
保健医療班 保健医療課長	保健医療課	1. 医療・保健関係者の動員に関すること 2. 医療器具・薬剤の調達に関すること 3. 救護所の設置に関すること 4. 被災者の医療及び助産救護に関すること 5. 避難者及び被災者の保健指導に関すること 6. 災害地の感染症予防対策に関すること 7. 死体の処理及び埋葬に関すること 8. 感染症患者の隔離・消毒に関すること
食糧班 市民生活課長	市民生活課 地域交通課	1. 被災者・災害対策従事者の応急給食に関すること 2. 応急主要食糧の保管配給に関すること 3. 応急給食用食糧品の調達に関すること 4. 応急給食用燃料及び器具等の調達整備に関すること
輸送班 税務課長	税務課 収納課	1. 罹災者物資等の輸送に関すること 2. 避難所等への食料及び必要物品の輸送に関すること 3. 救援物資の輸送に関すること 4. 応急対策物資の輸送に関すること 5. 避難者及び被災者の輸送に関すること 6. 罹災証明の受付、交付に関すること 7. 罹災証明にかかる非住家被災の調査に関すること

5. 土木部 部長…環境建設部長 副部長…建設課長		
班 名	班 員	事 務 分 掌
建設班 建設課主幹	建設課 地籍用地課	1. 土木部関係災害の情報収集及び被害調査に関する事 2. 土木関係業者に対する協力要請に関する事 3. 土木・建築用資材及び機械の調達に関する事 4. 部内の庶務一般及び連絡調整に関する事 5. 道路・橋梁・河川・堤防・山崩れ等の公共土木施設の災害対策に関する事 6. 災害公共土木施設の応急復旧に関する事 7. 砂防設備・地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の災害対策に関する事 8. ダムの保全に関する事 9. 農地及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関する事 10. 災害農地及び農業用施設の応急復旧に関する事 11. 林道の災害対策及び被害調査に関する事 12. 林道の応急復旧に関する事
環境政策班 環境政策課長	環境政策課	1. 飲料水の消毒・汚水地帯への薬剤散布に関する事 2. 汚物及びし尿処理に関する事 3. 廃棄物の処理に関する事 4. 衛生施設の災害対策及び被害調査に関する事 5. 被災地域の清掃衛生一般に関する事 6. 被災地域の防疫及び衛生に関する事 7. 被災車両の撤去等に関する事 8. 広島県水道広域連合企業団との連絡調整に関する事
都市整備班 都市整備課長	都市整備課	1. 避難所・救護所・仮設住宅等の建築修理に関する事 2. 市有建物の災害防止と応急対策に関する事 3. 市営住宅の災害対策及び被害調査に関する事 4. 災害救助法の適用による被災者の住宅改修等に関する事 5. 被災者の市営住宅への入居に関する事 6. 被災者の県営住宅等への入居調整に関する事 7. 街路・公園緑地の災害対策に関する事 8. 街路・公園緑地の応急復旧に関する事 9. 罹災証明にかかる住家被害の調査に関する事 10. 被災住家の診断に関する事
下水道班 下水道課長	下水道課	1. 下水道施設の災害対策に関する事 2. 下水道施設の応急復旧に関する事
高水防対策班		1. 高町郷地域の浸水対策に関する事 2. 高町郷地域浸水対策時の交通誘導に関する事

6. 教育部 部長…教育部長 副部長…教育総務課長		
班 名	班 員	事 務 分 掌
教育総務班 教育総務係長	教育総務課 教育指導課	1. 教育部関係災害の情報収集及び被害調査に関する事 2. 学校の災害対策に関する事 3. 学校の応急復旧に関する事 4. 教育関係義援金金品の受付・配布に関する事 5. 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関する事 6. 災害応急教育の実施に関する事 7. 児童・生徒の避難に関する事 8. 教科用図書等の確保・配分に関する事 9. 教職員の動員に関する事 10. 児童・生徒の応急救護及び保健衛生対策に関する事 11. 学校給食に関する事
教育民生班 生涯学習課長	生涯学習課	1. 社会教育施設の災害対策に関する事 2. 社会教育施設の応急復旧に関する事 3. 文化財の応急対策及び被害調査に関する事 4. 市ボランティアセンターとの調整に関する事 5. 県ボランティアセンターとの調整に関する事 6. ボランティアの受入に関する事

7. 消防部 常備部部長…消防署長 非常備部部長…消防団長		
班 名	班 員	事 務 分 掌
消防本部班 副団長	消防団本部員	1. 災害情報の収集及び通報連絡並びに災害状況の把握に関すること 2. 団員の非常招集・動員指令に関すること 3. 関係機関との連絡調整に関すること 4. 消防警戒区域の設定に関すること 5. 消防団員の動員に関すること
消防班 庄原方面隊長	庄原方面隊団員	1. 以下の区域を除く庄原市区域の一線活動に関すること

8. 西城支所部 部長…支所長 副部長…総務係長		
班 名	班 員	事 務 分 掌
総務班 総務係長	総務係 西城教育室	1. 災害対策本部に対する報告及び連絡に関すること 2. 各種気象警報の収受に関すること 3. 支所内の指揮指令に関すること 4. 災害情報の収集・被害状況のとりまとめ及び伝達に関すること 5. 各班との調整及び指示に関すること 6. 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関すること 7. 本庁との連絡に関すること 8. 庶務一般及び各班の連絡調整に関すること 9. 市民の避難伝達・周知・広報に関すること 10. 自治振興区との連絡調整に関すること 11. 学校の災害対策に関すること 12. 児童・生徒の避難に関すること 13. 社会教育施設の災害対策に関すること 14. 社会教育施設の応急復旧に関すること
民生班 市民生活係長	市民生活係 保健福祉係	1. 避難所の管理及び避難所班の支援に関すること 2. 被災者の収容に関すること 3. 被災者の安否問合せに関すること 4. 児童福祉施設及び老人福祉施設等に関する被害の調査に関すること 5. 福祉施設の応急対策に関すること 6. 保育児童の避難に関すること 7. 被災者・災害対策従事者の応急給食に関すること 8. 応急主要食糧の保管配給に関すること 9. 応急給食用食糧品の調達に関すること 10. 応急給食用燃料及び器具等の調達整備に関すること 11. 災害時要援護者の避難に関すること 12. 罹災証明に関すること
避難所班 (西城地域)		1. 避難所の開設、管理及び閉鎖に関すること 2. 避難所の感染症対策に関すること
土木班 産業建設係長	産業建設係	1. 道路・橋梁・河川・堤防・山崩れ等の公共土木施設の災害対策に関すること 2. 砂防設備・地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の災害対策に関すること 3. 農地及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関すること 4. 災害農地及び農業用施設の応急復旧に関すること 5. 伝染病患者の隔離・消毒に関すること 6. 飲料水の消毒・汚水地帯への薬剤散布に関すること 7. 汚物及びし尿処理に関すること 8. 廃棄物の処理に関すること 9. 市営住宅の災害対策及び被害調査に関すること 10. 農林畜水産物の災害対策・被害調査に関すること 11. 被害農家等の営農指導に関すること 12. 営農研修施設等に対する災害対策及び被害調査に関すること 13. 農業団体に関する被害の調査に関すること 14. 観光施設等の災害対策・被害調査に関すること 15. 商工鉱業の災害対策・被害調査に関すること
消防班 西城方面隊長	西城方面隊団員	1. 庄原市西城町区域の一線活動に関すること

9. 西城病院部 部長…病院長 副部長…事務長		
班 名	班 員	事 務 分 掌
病院班 医療総務係長	西城市民病院	1. 傷病者の医療等に関すること

10. 東城支所部 部長…支所長 副部長…産業建設室長		
班 名	班 員	事 務 分 掌
総務班 総務係長	総務係 東城教育室	1. 災害対策本部に対する報告及び連絡に関すること 2. 各種気象警報の収受に関すること 3. 支所内の指揮指令に関すること 4. 災害情報の収集・被害状況のとりまとめ及び伝達に関すること 5. 各班との調整及び指示に関すること 6. 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関すること 7. 本庁との連絡に関すること 8. 庶務一般及び各班の連絡調整に関すること 9. 市民の避難伝達・周知・広報に関すること 10. 自治振興区との連絡調整に関すること 11. 学校の災害対策に関すること 12. 児童・生徒の避難に関すること 13. 社会教育施設の災害対策に関すること 14. 社会教育施設の応急復旧に関すること
民生班 保健福祉係長	市民生活係 保健福祉係	1. 避難所の管理及び避難所班の支援に関すること 2. 被災者の収容に関すること 3. 被災者の安否問合せに関すること 4. 児童福祉施設及び老人福祉施設等に関する被害の調査に関すること 5. 福祉施設の応急対策に関すること 6. 保育児童の避難に関すること 7. 被災者・災害対策従事者の応急給食に関すること 8. 応急主要食糧の保管配給に関すること 9. 応急給食用食糧品の調達に関すること 10. 応急給食用燃料及び器具等の調達整備に関すること 11. 災害時要援護者の避難に関すること 12. 罹災証明に関すること
避難所班 (東城地域)		1. 避難所の開設、管理及び閉鎖に関すること 2. 避難所の感染症対策に関すること
土木班 管理係長	産業建設室	1. 伝染病患者の隔離・消毒に関すること 2. 飲料水の消毒・汚水地帯への薬剤散布に関すること 3. 汚物及びし尿処理に関すること 4. 廃棄物の処理に関すること 5. 道路・橋梁・河川・堤防・山崩れ等の公共土木施設の災害対策に関すること 6. 砂防設備・地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の災害対策に関すること 7. 農地及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関すること 8. 災害農地及び農業用施設の応急復旧に関すること 9. 市営住宅の災害対策及び被害調査に関すること 10. 農林畜水産物の災害対策・被害調査に関すること 11. 被害農家等の営農指導に関すること 12. 営農研修施設等に対する災害対策及び被害調査に関すること 13. 農業団体に関する被害の調査に関すること 14. 観光施設等の災害対策・被害調査に関すること 15. 商工鉱業の災害対策・被害調査に関すること
消防班 東城方面隊長	東城方面隊団員	1. 庄原市東城町区域の一線活動に関すること

11. 口和支所部 部長…支所長 副部長…総務係長		
班 名	班 員	事 務 分 掌
総務班 総務係長	総務係長 口和教育室	1. 災害対策本部に対する報告及び連絡に関すること 2. 各種気象警報の収受に関すること 3. 支所内の指揮指令に関すること 4. 災害情報の収集・被害状況のとりまとめ及び伝達に関すること 5. 各班との調整及び指示に関すること 6. 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関すること 7. 本庁との連絡に関すること 8. 庶務一般及び各班の連絡調整に関すること 9. 学校の災害対策に関すること 10. 児童・生徒の避難に関すること 11. 社会教育施設の災害対策に関すること 12. 社会教育施設の応急復旧に関すること 13. 市民の避難伝達・周知・広報に関すること 14. 自治振興区との連絡調整に関すること
民生班 市民生活係長	市民生活係 みどり園保育所	1. 避難所の管理及び避難所班の支援に関すること 2. 被災者の収容に関すること 3. 被災者の安否問合せに関すること 4. 児童福祉施設及び老人福祉施設等に関する被害の調査に関すること 5. 福祉施設の応急対策に関すること 6. 保育児童の避難に関すること 7. 被災者・災害対策従事者の応急給食に関すること 8. 応急主要食糧の保管配給に関すること 9. 応急給食用食糧品の調達に関すること 10. 応急給食用燃料及び器具等の調達整備に関すること 11. 災害時要援護者の避難に関すること 12. 罹災証明に関すること
避難所班 (口和地域)		1. 避難所の開設、管理及び閉鎖に関すること 2. 避難所の感染症対策に関すること
土木班 産業建設係長	産業建設係	1. 道路・橋梁・河川・堤防・山崩れ等の公共土木施設の災害対策に関すること 2. 砂防設備・地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の災害対策に関すること 3. 農地及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関すること 4. 災害農地及び農業用施設の応急復旧に関すること 5. 伝染病患者の隔離・消毒に関すること 6. 飲料水の消毒・汚水地帯への薬剤散布に関すること 7. 汚物及びし尿処理に関すること 8. 廃棄物の処理に関すること 9. 市営住宅の災害対策及び被害調査に関すること 10. 農林畜水産物の災害対策・被害調査に関すること 11. 被害農家等の営農指導に関すること 12. 営農研修施設等に対する災害対策及び被害調査に関すること 13. 農業団体に関する被害の調査に関すること 14. 観光施設等の災害対策・被害調査に関すること 15. 商工鉱業の災害対策・被害調査に関すること
消防班 口和方面隊長	口和方面隊団員	1. 庄原市口和町区域の一線活動に関すること

12. 高野支所部 部長…支所長 副部長…総務係長		
班 名	班 員	事 務 分 掌
総務班 総務係長	総務係 高野教育室	1. 災害対策本部に対する報告及び連絡に関すること 2. 各種気象警報の收受に関すること 3. 支所内の指揮指令に関すること 4. 災害情報の収集・被害状況のとりまとめ及び伝達に関すること 5. 各班との調整及び指示に関すること 6. 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関すること 7. 本庁との連絡に関すること 8. 庶務一般及び各班の連絡調整に関すること 9. 学校の災害対策に関すること 10. 児童・生徒の避難に関すること 11. 社会教育施設の災害対策に関すること 12. 社会教育施設の応急復旧に関すること 13. 市民の避難伝達・周知・広報に関すること 14. 自治振興区との連絡調整に関すること
民生班 市民生活係長	市民生活係	1. 避難所の管理及び避難所班の支援に関すること 2. 被災者の収容に関すること 3. 被災者の安否問合せに関すること 4. 児童福祉施設及び老人福祉施設等に関する被害の調査に関すること 5. 福祉施設の応急対策に関すること 6. 保育児童の避難に関すること 7. 被災者・災害対策従事者の応急給食に関すること 8. 応急主要食糧の保管配給に関すること 9. 応急給食用食糧品の調達に関すること 10. 応急給食用燃料及び器具等の調達整備に関すること 11. 災害時要援護者の避難に関すること 12. 罹災証明に関すること
避難所班 (高野地域)		1. 避難所の開設、管理及び閉鎖に関すること 2. 避難所の感染症対策に関すること
土木班 産業建設係長	産業建設係	1. 道路・橋梁・河川・堤防・山崩れ等の公共土木施設の災害対策に関すること 2. 砂防設備・地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の災害対策に関すること 3. 農地及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関すること 4. 災害農地及び農業用施設の応急復旧に関すること 5. 伝染病患者の隔離・消毒に関すること 6. 飲料水の消毒・汚水地帯への薬剤散布に関すること 7. 汚物及びし尿処理に関すること 8. 廃棄物の処理に関すること 9. 市営住宅の災害対策及び被害調査に関すること 10. 農林畜水産物の災害対策・被害調査に関すること 11. 被害農家等の営農指導に関すること 12. 営農研修施設等に対する災害対策及び被害調査に関すること 13. 農業団体に関する被害の調査に関すること 14. 観光施設等の災害対策・被害調査に関すること 15. 商工鉦業の災害対策・被害調査に関すること
消防班 高野方面隊長	高野方面隊団員	1. 庄原市高野町区域の一線活動に関すること

13. 比和支所部 部長…支所長 副部長…総務係長		
班 名	班 員	事 務 分 掌
総務班 総務係長	総務係 比和教育室	1. 災害対策本部に対する報告及び連絡に関すること 2. 各種気象警報の収受に関すること 3. 支所内の指揮指令に関すること 4. 災害情報の収集・被害状況のとりまとめ及び伝達に関すること 5. 各班との調整及び指示に関すること 6. 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関すること 7. 本庁との連絡に関すること 8. 庶務一般及び各班の連絡調整に関すること 9. 学校の災害対策に関すること 10. 児童・生徒の避難に関すること 11. 社会教育施設の災害対策に関すること 12. 社会教育施設の応急復旧に関すること 13. 市民の避難伝達・周知・広報に関すること 14. 自治振興区との連絡調整に関すること
民生班 市民生活係長	市民生活係 比和保育所	1. 避難所の管理及び避難所班の支援に関すること 2. 被災者の収容に関すること 3. 被災者の安否問合せに関すること 4. 児童福祉施設及び老人福祉施設等に関する被害の調査に関すること 5. 福祉施設の応急対策に関すること 6. 保育児童の避難に関すること 7. 被災者・災害対策従事者の応急給食に関すること 8. 応急主要食糧の保管配給に関すること 9. 応急給食用食糧品の調達に関すること 10. 応急給食用燃料及び器具等の調達整備に関すること 11. 災害時要援護者の避難に関すること 12. 罹災証明に関すること
避難所班 (比和地域)		1. 避難所の開設、管理及び閉鎖に関すること 2. 避難所の感染症対策に関すること
土木班 産業建設係長	産業建設係	1. 道路・橋梁・河川・堤防・山崩れ等の公共土木施設の災害対策に関すること 2. 砂防設備・地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の災害対策に関すること 3. 農地及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関すること 4. 災害農地及び農業用施設の応急復旧に関すること 5. 伝染病患者の隔離・消毒に関すること 6. 飲料水の消毒・汚水地帯への薬剤散布に関すること 7. 汚物及びし尿処理に関すること 8. 廃棄物の処理に関すること 9. 市営住宅の災害対策及び被害調査に関すること 10. 農林畜水産物の災害対策・被害調査に関すること 11. 被害農家等の営農指導に関すること 12. 営農研修施設等に対する災害対策及び被害調査に関すること 13. 農業団体に関する被害の調査に関すること 14. 観光施設等の災害対策・被害調査に関すること 15. 商工鉱業の災害対策・被害調査に関すること
消防班 比和方面隊長	比和方面隊団員	1. 庄原市比和町区域の一線活動に関すること

14. 総領支所部 部長…支所長 副部長…総務係長		
班 名	班 員	事 務 分 掌
総務班 総務係長	総務係 総領教育室	1. 災害対策本部に対する報告及び連絡に関すること 2. 各種気象警報の収受に関すること 3. 支所内の指揮指令に関すること 4. 災害情報の収集・被害状況のとりまとめ及び伝達に関すること 5. 各班との調整及び指示に関すること 6. 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関すること 7. 本庁との連絡に関すること 8. 庶務一般及び各班の連絡調整に関すること 9. 学校の災害対策に関すること 10. 児童・生徒の避難に関すること 11. 社会教育施設の災害対策に関すること 12. 社会教育施設の応急復旧に関すること 13. 市民の避難伝達・周知・広報に関すること 14. 自治振興区との連絡調整に関すること
民生班 市民生活係長	市民生活係 総領診療所	1. 避難所の管理及び避難所班の支援に関すること 2. 被災者の収容に関すること 3. 被災者の安否問合せに関すること 4. 児童福祉施設及び老人福祉施設等に関する被害の調査に関すること 5. 福祉施設の応急対策に関すること 6. 保育児童の避難に関すること 7. 被災者・災害対策従事者の応急給食に関すること 8. 応急主要食糧の保管配給に関すること 9. 応急給食用食糧品の調達に関すること 10. 応急給食用燃料及び器具等の調達整備に関すること 11. 災害時要援護者の避難に関すること 12. 罹災証明に関すること
避難所班 (総領地域)		1. 避難所の開設、管理及び閉鎖に関すること 2. 避難所の感染症対策に関すること
土木班 産業建設係長	産業建設係	1. 道路・橋梁・河川・堤防・山崩れ等の公共土木施設の災害対策に関すること 2. 砂防設備・地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の災害対策に関すること 3. 農地及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関すること 4. 災害農地及び農業用施設の応急復旧に関すること 5. 伝染病患者の隔離・消毒に関すること 6. 飲料水の消毒・汚水地帯への薬剤散布に関すること 7. 汚物及びし尿処理に関すること 8. 廃棄物の処理に関すること 9. 市営住宅の災害対策及び被害調査に関すること 10. 農林畜水産物の災害対策・被害調査に関すること 11. 被害農家等の営農指導に関すること 12. 営農研修施設等に対する災害対策及び被害調査に関すること 13. 農業団体に関する被害の調査に関すること 14. 観光施設等の災害対策・被害調査に関すること 15. 商工鉱業の災害対策・被害調査に関すること
消防班 総領方面隊長	総領方面隊団員	1. 庄原市総領町区域の一線活動に関すること

第2項 地震に関する情報等の伝達に関する計画

1. 方針

この計画は、市内に地震が発生し、又は地震の発生するおそれがある場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震に関する情報、その他災害に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2. 地震に関する情報の収集と内容

(1) 伝達基準

ア. 市内で震度1以上の地震を観測したとき。

イ. その他地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

なお、公衆の利便を更に増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁本庁、大阪管区気象台の情報に付加して発表する。

(2) 種類及び内容

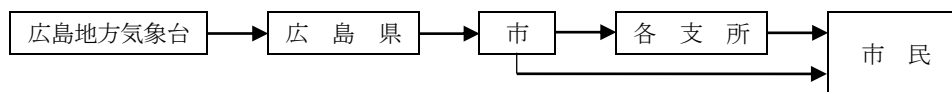
地震に関する情報の種類と内容

情報の種類		発表内容
地震情報 (注1)	震度速報	地震発生約1分半後に震度3以上を観測した地域名(全国を約190に区分)と震度、地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)、その規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
	長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級1以上を観測した場合に、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約10分後に発表)

(注1) 国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合にも、地震の発生時刻、発生場所(震源)、及びその規模(マグニチュード)を「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。

(3) 伝達経路

広島地方気象台は、必要と認める場合には、地震に関する情報を発表し、次の経路により関係機関に通知する。



(4) 緊急地震速報が発表された場合の措置

市は、受信した緊急地震速報を住民告知端末等で伝達可能な場合には、市民へ伝達する。

第3項 住民等の避難誘導に関する計画

1. 方針

地震により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流等が発生した場合には、市長又はその他関係法令に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

特に、市長は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ指定緊急避難場所等の指定を行い、平素から市民への周知徹底を図るとともに、市民を含めた訓練に努めることとする。

この計画では、避難指示等、避難誘導について定める。

2. 避難の指示等

(1) 避難等の指示権者

ア. 災害対策基本法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
市 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合。	立退き、立退き先又は緊急安全確保を指示する。	災害対策基本法第56条、第60条第1項・第3項
知 事	同上的場合 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同 上	災害対策基本法第60条第6項
警 察 官 海 上 保 安 官	同上的場合 市長が指示できないとき又は市長が要求したとき。	同 上	災害対策基本法第61条
市 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合。	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立ち入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法第63条第1項
警 察 官 海 上 保 安 官	同上的場合 市長又は委任を受けた市の吏員現場にいないとき又は市長等が要求したとき。	同 上	災害対策基本法第63条第2項
自 衛 官	同上的場合 市長又は市長その他の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	同 上	災害対策基本法第63条第3項

イ. その他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
消 防 吏 員 消 防 団 員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合。	区域から退去を命令。	消防法 第28条第1項
警 察 官	同上の場合 消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同 上	消防法 第28条第2項
水防団長、水防 団員、消防機関 に 属 す る 者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合。	区域から退去を命令。	水防法 第21条第1項
警 察 官	同上の場合 水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき。	同 上	水防法 第21条第2項
知事、その命を 受けた県職員、 水 防 管 理 者	洪水、高潮の氾濫により著しい危険が切迫したとき。	必要と認める区域の居住者に立退きを指示。	水防法 第29条
知事、その命を 受けた県職員	地すべりの危険が切迫した場合。	必要と認める区域内の居住者に立退きを指示。	地すべり等 防止法 第25条
警 察 官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合。	関係者に警告を発する。 危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官 職務執行法 第4条
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する場合。	同 上	自衛隊法 第94条

(2) 緊急安全確保

保冷により権限を有する者は、災害が発生又は切迫している状況において、立退き避難することがかえって危険である場合、「立ち退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう促したいときに、必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保を指示することができる。

(3) 避難の指示等

避難の措置の実施責任者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示等を行う。

ア. 市長は、火災、がけ崩れ、土石流等の事態が発生し、又は発生のおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに立退きの避難指示等を発令する。

なお、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

イ. 市長は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合は、速やかに避難指示等を発令する。

ウ. 地震の発生により、降雨等による二次災害のおそれのある地域については、雨量・水位等による避難指示等を発令する基準を設けておく。

■ 全般的な発令の基準（各発令にあたっては、気象情報等を含め総合的に判断する）

区 分	基 準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	災害が発生するおそれがあり、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者が危険な場所からの避難することが望ましいと判断されるとき。
避難指示 【警戒レベル4】	災害が発生するおそれが高く、危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）することが望ましいと判断されるとき。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	災害発生又は切迫している状況で、指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険なおそれがある場合等、緊急安全確保（命の危険・直ちに安全確保）することが望ましいと判断されるとき。

■ 河川水位に応じた発令基準

《水位観測所に水位計が設置された河川》

【基準水位及び発令基準】

基準水位	発令基準	備考
氾濫開始相当水位	緊急安全確保	
氾濫危険水位	避難指示	
避難判断水位	高齢者等避難	
氾濫注意水位		
水防団待機水位		避難所開設準備

《水位観測所や水位計がない河川》

・洪水警報の危険度分布（気象庁ホームページ）により対応します。

【発令基準】

	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
その他河川 (一級河川)	河川水位が河岸高5割以上となり、かつ、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤色）」が表示された場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）	河川水位が河岸高5割以上となり、かつ、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫色）」が表示された場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）	（災害が切迫） ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が表示された場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） ・堤防に異常な漏水・浸水の進行や亀裂・すべりの発生により決壊のおそれが高まった場合 ・大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 （災害発生を確認） ・堤防の決壊又は越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）

※「洪水警報の危険度分布」は、流域雨量指数の予測値を使用しているため、実際の河川水位とは必ずしも一致しないことから、目視による河川水位の確認が必要です。

■ 水害による具体的な発令の基準《水位観測所に水位計が設置された河川》

対象情報 河川名	高齢者等避難 【警戒レベル 3】	避難指示 【警戒レベル 4】	緊急安全確保 【警戒レベル 5】
西城川	西城水位観測所の水位が2.95m(避難判断水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	西城水位観測所の水位が3.65m(氾濫危険水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	西城水位観測所の水位が4.52m(氾濫開始相当水位)に到達した場合。
西城川	高水位観測所の水位が2.30m(避難判断水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	高水位観測所の水位が2.60m(氾濫危険水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	高水位観測所の水位が2.96m(氾濫開始相当水位)に到達した場合。
西城川	石丸水位観測所の水位が4.15m(避難判断水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	石丸水位観測所の水位が4.85m(氾濫危険水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	石丸水位観測所の水位が5.75m(氾濫開始相当水位)に到達した場合。
西城川	—	—	—
比和川	比和水位観測所の水位が1.45m(避難判断水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	比和水位観測所の水位が1.70m(氾濫危険水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	比和水位観測所の水位が1.94m(氾濫開始相当水位)に到達した場合。
成羽川	東城水位観測所の水位が3.75m(避難判断水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	東城水位観測所の水位が4.00m(氾濫危険水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	東城水位観測所の水位が4.33m(氾濫開始相当水位)に到達した場合。
戸郷川	戸郷川水位観測所の水位が1.60m(避難判断水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	戸郷川水位観測所の水位が2.10m(氾濫危険水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	戸郷川水位観測所の水位が2.62m(氾濫開始相当水位)に到達した場合。
庄原ダム	降雨状況及び降雨予測により、非常用洪水吐から越流するおそれがある場合。(ダム管理者から急激な水位上昇による通報があった場合)	ダム管理者から非常用洪水吐からの越流の予告(1時間前)通報があった場合。	ダム管理者から非常用洪水吐からの越流の通報があった場合。

■ 土砂災害に関する発令基準

【土砂災害危険度情報及び発令基準】

危険度情報	発令基準	備考
黒色	緊急安全確保	
最も濃い紫色		
濃い紫色		
紫色	避難指示	
最も薄い紫色		
赤色	高齢者等避難	避難所開設又は開設準備
黄色		

■土砂災害による具体的な発令の基準

発令区分	判断基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害危険度情報が赤色の表示（現在から2時間先までの予測降雨指数が、大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した状態）となった場合。 ・数時間後に、避難経路等の事前通行規制等の基準に達することが想定される場合。 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）。 ・市域の一部又は全部が暴風圏に入る台風が接近・通過することが予想される場合。
避難指示 【警戒レベル4】	・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害危険度情報が紫色の表示（降雨指数が「今後2時間以内に土砂災害危険度情報の発表基準を超過する」と予想される状態）となった場合。 ・避難指示の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）。 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合。 ・土砂災害の前兆現象（山鳴り・湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化等）が発見された場合。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合。 ・土砂災害危険度情報が黒色の表示（現在の降雨指標が、大雨特別警報（土砂災害）の基準を超過した状態）となった場合。 （災害発生を確認） ・土砂災害の発生が確認された場合。

（4）高齢者等避難の伝達

市は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応をしつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

（5）伝達方法

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を住民告知放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、サイレン、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ、携帯電話（登録制メール、エリアメール、緊急速報メールを含む。）、インターネットなど、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接住民に伝達する。

また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を。この場合において、避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。

（6）避難指示等の発令・伝達マニュアルの作成

市は、県と連携のもと、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、発令基準を明確にし、どの地域の、誰に、こういったタイミングで、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示等の発令・伝達マニュアルを作成する。

（7）避難指示等についての注意事項

ア．避難指示等は、発表者、避難を命ずる理由、避難対象地域、指定緊急避難場所及び経路を明確にし、避難場所はあらかじめ選定しておく。避難等の指示権者は、不在等により避難指示等の発令が遅れることがないよう、あらかじめ職務代理者を明確にしておくものとする。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の

構築に努めるものとする。

イ. 市は、あらかじめ災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難指示等を発するための情報の収集方法等について定めておく。

ウ. 市は、土砂災害警戒区域等、あらかじめ危険が予想される地域について、避難指示等の発令単位として事前に設定し、雨量、水位、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、避難指示等を発する場合の具体的基準を設定しておく。特に、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とする。

エ. 市は、あらかじめ避難指示等を住民に伝達する方法を明らかにし、住民に周知徹底しておく。

オ. 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ. 市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、緊急安全確保といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

キ. 各法令に定める措置権者は、相互の連絡を密にして、災害時に混乱を生じないよう事前に協議しておく。

(8) 避難先の確保

市は、公共施設に加え商業施設などの民間施設の活用や地元住民が自主的な開設・運営を行う「自主避難所」や車で避難を想定した避難先の確保、学校を避難所とする場合には体育館だけではなく教室も開放するなど、引き続き、多くの避難先の確保や既存施設の有効活用を働きかけていく。

(9) 分散避難の啓発

避難場所にこだわらず、安全な場所にある親戚や知人宅など、複数の避難先の確保や避難先での感染症防止対策について、様々な広報媒体を通じて、引き続き分散避難の周知・啓発を行う。

3. 避難の誘導

(1) 避難誘導に当たる者

ア. 市職員、警察官、消防職員、その他の避難措置の実施者

イ. 自主防災組織のリーダー等

(2) 避難誘導の方法

ア. 自治防災組織との連携・協力のもと、指定緊急避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかで円滑な避難を図る。なお、あらかじめ指定緊急避難場所を選定した市長は、指定緊急避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。また、帰宅困難者に対しても、交通情報を伝達するとともに帰宅困難な場合は、適切な指定緊急避難場所への誘導を行う。

イ. 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。

ウ. 避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

エ. 避難の指示等に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

オ. 指定緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

カ. 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じて実施する。

4. 再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講じる。

5. 特定動物や被災動物への対応

- (1) 放浪・逸走動物、負傷動物の保護・収容や避難所における動物の適正飼育の指導等を実施できるように、引き続き災害時の被災動物等への対応体制を整備する。
- (2) ペットの同伴避難等について、引き続き、市町、獣医師会及び動物愛護団体等と検討を進めていく。

第3節 災害発生後の応急対策

第1項 災害情報計画

1. 方針

この計画は、市内に地震が発生した場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震に関する災害情報、その他災害に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2. 情報の収集伝達手段

地震災害情報の収集及び伝達手段は次のとおりである。

(1) 情報の収集手段

- ア. 住民、自治組織等からの電話、ファクシミリ、口頭による通報
- イ. パトロール車等の巡回による報告
- ウ. 市防災行政無線による収集
- エ. 登録制メール、エリアメール、緊急速報メールの活用
- オ. 消防団、消防署、警察署からの電話、ファクシミリ等による通報
- カ. その他地元関係機関からの電話、ファクシミリ等による通報
- キ. タクシー会社等無線施設所有者からの通報
- ク. マスコミの報道
- ケ. 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- コ. 広島県防災情報システムの活用

(2) 関係機関への伝達手段

- ア. 電話、ファクシミリ、口頭による伝達
- イ. 防災行政無線の活用
- ウ. 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- エ. 登録制メール、エリアメール、緊急速報メールの活用

(3) 災害情報伝達手段の多様化

市民に対し、防災情報メールの効能のほか、その登録方法などについても、継続的に分かりやすく説明するとともに、イベント等での直接的な登録支援等も積極的に取り組む。なお、受け手側に、より能動的に情報収集して頂くことも重要であると考えられるため、県の防災情報メールへの登録に加え、防災情報アプリの登録等も促進していく。

3. 情報の収集伝達

(1) 通常の場合（災害対策本部を設置していない場合）の経路

- ア. 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報
 - (ア) 基本法第54条第4項の規定により、通報を受けた各支所地域振興室は総務部危機管理課へ通報する。危機管理課は情報を取りまとめ、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。
 - (イ) その他の情報
災害応急対策責任者は、災害に関係ある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の概要を県危機管理監に通報する。

(ウ) 災害に関する民間団体への通知

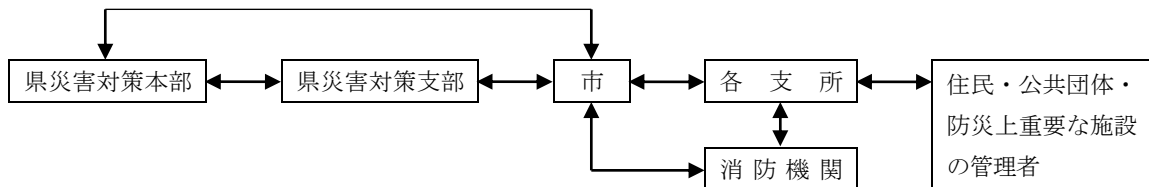
前各号の経路により情報を受けた関係機関は、必要と認めたときは、関係のある民間団体に通報する。

(エ) 災害応急対策責任者相互の被害状況の情報交換

災害応急対策責任者は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、災害に関係のある事故又は情報を知ったとき及び自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対してとった措置をできるだけ相互に通報しあう。

(2) 災害対策本部を設置した場合の経路

災害対策本部を設置した場合の災害情報の収集伝達は、次の経路によって行うものとする。



4. 地震災害発生及び被害状況報告・通報

地震災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は災害対策基本法及びその他の関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。

なお、市からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、市は、地震発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。おって、報告は県へ行うことを原則とするが、震度5強以上を記録したものについては、直接、総務省消防庁へも報告することとする。

県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（消防庁経由）へ報告するものとする。

大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市が県への被害報告を行うことが困難となった場合、県は、多様な手段を用いて、直接、情報収集に努める。

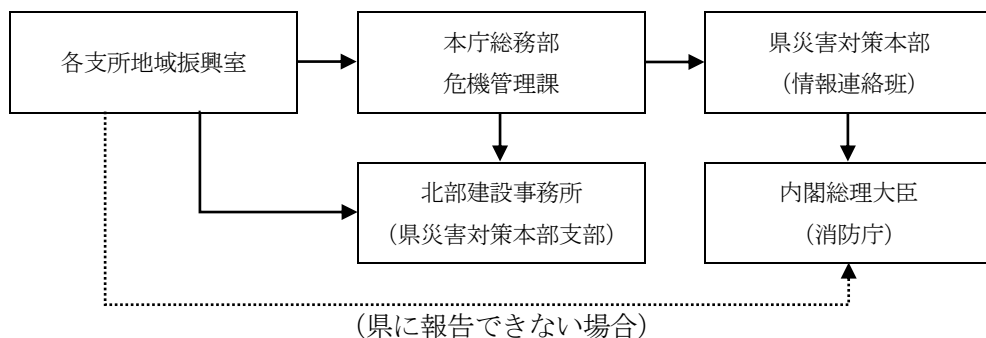
県及び市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(1) 災害発生報告

災害応急対策実施のため、基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

ア. 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。）



(ア) 県が災害対策本部を設置していない場合の連絡先（県危機管理監）

NTT回線	電 話 F A X	082-513-2784～2786（直通） 082-228-2510（時間外） 082-227-2122
地域衛星通信 ネットワーク	電 話 F A X	82-101-2784～2785 「内線指定」-8-101-119

(イ) 県が災害対策本部を設置した場合の連絡先

NTT回線	電 話 F A X	082-511-6720（直通） 082-228-4483（情報連絡班） 082-227-2122
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	82-101-2784～2785

(ウ) 内閣総理大臣（消防庁）へ連絡する場合の連絡先

区 分 回線別		平日(9:30～18:15) 応急対策室	左記以外 宿直室
NTT回線	電 話 F A X	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話 F A X	77-048-500-90-49013 77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49101～49103 77-048-500-90-49036

イ. 災害発生報告の様式

災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期すため、原則として次の様式（表１）により行う。

- ① 各支所各室→各支所地域振興室→本庁総務部危機管理課→県危機管理監
- ② 本庁各課→本庁総務部危機管理課→県危機管理監
- ③ 本庁総務部危機管理課→内閣総理大臣（消防庁）

ウ. 消防機関への通報が殺到した場合の報告

災害により、備北地区消防組合庄原消防署（各出張所）・東城消防署への通報が殺到した場合、その状況を市は直ちに消防庁及び県に対し報告する。この場合、即報の迅速性を確保するため、備北地区消防組合消防本部から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

エ. 県に報告することができない場合の災害発生の報告

市が県に報告できない場合の災害発生の報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(2) 被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア. 伝達経路

被害状況報告及び通報は、災害発生報告に示したとおりである。

イ. 被害状況の報告等

(ア) 市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得

て、積極的に情報収集を行うものとする。

(イ) 被害状況については、様式（表 2）を用い、各部・各支所は総務部危機管理課へ報告する。総務部危機管理課は、各部・各支所からの被害状況を取りまとめて、災害応急対策及び災害復旧に資する。

(ウ) 県に報告することができない場合の被害状況の報告

市が県に報告できない場合の災害発生の報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

ウ. 人の被害についての即報

各支所は、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県総合行政通信網等を利用して、速やかに総務部危機管理課に伝達する。

また、市は、各支所・各課からの災害による人の被害情報を取りまとめ、広島県防災情報システム等を利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監）に伝達する。

人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行うものとするとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

各支所 → 市 → 県災害対策本部（情報連絡班） → 内閣総理大臣（消防庁経由）

(表1)

災 害 発 生 報 告

()

月 日 時 分 受信				13 火災の発生 状 況					
発信者 職氏名				14 交通途絶と なった路線					
受信者	情報連絡班	氏名		15 破 堤 溢 水 し た 河 川 海岸ため池					
1 調 査 日 時	月 日 時 分			16 その他の 被 害					
2 発 生 場 所									
人 の 被 害	3 死 者	人	氏名（生年月日）		災害に 対しと つてい る措 置	17 災害対策 本部設置	月 日 時 分		
	うち 災害関連死者	人	氏名（生年月日）			18 避 難 指 示 状 況	地区名	避難場所	人員
	4 行 方 不 明 者	人	氏名（生年月日）						人
	5 重 症 者	人	氏名（生年月日）			消防職員等 の出動状況	19 消 防 職 員		人
	6 軽 症 者	人	氏名（生年月日）				20 消 防 団 員		人
住 家 の 被 害	7 全 壊 (全焼・流出)	棟 ()	世帯 ()	人 ()			21 警 察 官		人
	8 半 壊 (半焼)	棟 ()	世帯 ()	人 ()			22 そ の 他		人
	9 床上浸水	棟 ()	世帯 ()	人 ()		計		人	
	10 床下浸水	棟 ()	世帯 ()	人 ()					
非住家 の被害	11 学 校 等 公共建物			23 その他の 応急措置					
	12 そ の 他								

(表2)

被 害 総 括 表

月 日 時 分 現在													
()													
被 害 区 分			被 害 内 容				被 害 区 分			被 害 内 容		被害額(千円)	
① 人の被害	ア 死 者		人	氏名		④ 公共建物の被害	キ 幼 稚 園	公	棟				
		うち災害関連死者	人	氏名				私	棟				
	イ 行方不明者		人	氏名			ク 専修学校 各種学校	公	棟				
	ウ 重 傷 者		人	氏名				私	棟				
	エ 軽 傷 者		人	氏名			ケ 病 院		棟				
② 住家の被害	ア 全 壊 (全焼・流失)	棟	世帯	人		コ 官公庁その他		棟					
	イ 半壊(半焼)	棟	世帯	人		⑤ 神社・仏閣・ 文化財の被害		棟					
	ウ 一部破損	棟	世帯	人		ア 道 路 被 害		か所					
	エ 床上浸水	棟	世帯	人		イ 橋 梁 被 害		橋					
	オ 床下浸水	棟	世帯	人		ウ 河 川 被 害		か所					
③ 非住家の被害	ア 全 壊 (全焼・流失)	公 共 建 物		棟		⑥ 公共土木施設の被害	エ 砂防設備被害		か所				
		そ の 他		棟			オ 地すべり防止施設被害		か所				
	イ 半壊(半焼)	公 共 建 物		棟			カ 急傾斜地崩壊防止施設被害		か所				
		そ の 他		棟			キ 治山設備被害		か所				
④ 公共建物の被害	被 害 区 分		被 害 内 容				被害額(千円)		⑦ 農林水産施設の被害	ク 港湾施設被害		か所	
	ア 小 学 校	公	か所							ケ 漁港施設被害		か所	
		私	か所								コ 海岸施設被害		か所
	イ 中 学 校	公	か所							サ そ の 他			か所
		私	か所								ア 流 失 ・ 埋 没	ha	
	ウ 高等学校	公	か所							田 冠 水	ha		
		私	か所							イ 流 失 ・ 埋 没	ha		
	エ 大 学	公	か所							畑 冠 水	ha		
		私	か所							ウ 農 道 被 害	か所		
	オ 高等専門学校		か所							エ 溜池・水路被害	か所		
	カ 特別支援学校		か所							オ 頭 首 工 被 害	か所		

被 害 区 分			被 害 内 容	被害額(千円)	被 害 区 分			被 害 内 容	被害額(千円)	
⑦ 農 林 水 産 施 設 の 被 害	カ 林 道	路 面 被 害	か所		⑧	二 ブロック堀等被害		か所		
		橋 梁 被 害	橋			ヌ そ の 他		〃		
	キ	水産施設被害	か所		罹災世帯数		世帯			
	ク	そ の 他			罹災者数		人			
					被害総額		千円			
⑧ そ の 他 の 被 害	ア 農 産 被 害				⑨ 火 災 発 生	ア 建 物		件		
	イ 林 産 被 害					イ 危 険 物		件		
	ウ 水 産 被 害					ウ そ の 他		件		
	エ 商 工 被 害									
	オ	山 崩 れ	山腹崩壊	ha	災 害 に 対 し て と つ た 措 置	災害対策本部設置	月 日 時 分			
	カ	土 石 流		溪流						
	キ	地 す べ り		か所						
	ク	が け 崩 れ		か所						
	ケ	木 材 流 出		m³		避難指示状況	地区名	避難場所	世帯数	人 数
	コ	山 林 消 失		ha						
	サ	鉄 軌 道 被 害		か所						
	シ 船 舶	沈 没		隻			合 計			
		流 失		隻						
		破 損		隻						
		ス	清掃施設被害		か所	消防職員等出動状況	消 防 職 員		人	
	セ	都市施設被害		か所	消 防 団 員		人			
	ソ	自然公園施設被害		か所	警 察 官		人			
	タ	工業用水道被害		か所	そ の 他		人			
	チ	水道施設被害		か所	計		人			
	ツ	水道（断水）		か所	そ の 他					
	テ	電話（不通）		回線						
	ト	電気（停電）		戸						
	ナ	ガス（停止）		戸						

用 語 の 定 義

人 の 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
	安 否 不 明 者	当人と連絡が取れず安否がわからない者
住 家 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊 （全焼・流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用が困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家全体の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊 （半 焼）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家に占める損害割合で表し、その住家全体の損害割合が20%以上70%未満のものとする。
	一 部 損 壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊、半壊に該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住できないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、自治振興センター、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらに施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	官公庁、学校、病院、自治振興センター、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	

公 共 土 木 施 設	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道 路 被 害	高速自動車道路、一般国道、県道及び市町道の一部が損壊し、車両の通行が不能になった程度の被害とする。
	橋 梁 被 害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能になった程度ものとする。
	河 川 被 害	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂 防 設 備 被 害	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	地すべり防止施設被害	地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
農 林 水 産 業 施 設	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流失埋没	田畑の耕土流失、砂利等のたい積、畦畔の崩壊等により耕作が不能になったものとする。
	田 畑 の 冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
そ の 他	溜池・水路被害	溜池及び水路の堤防の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商 工 被 害	商 工 被 害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

その他の	土石流	土石流危険渓流において土石流等が発生したものまたは土石流危険渓流以外において、土砂流出により、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたもの及び被害を受けるおそれが生じたものとする。
	地すべり	地すべりが発生したものとする。
	がけ崩れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したものまたは急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部損壊以上の被害を受けたものとする。
	鉄軌道被害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自然公園等施設被害	自然公園法（昭和32年法律第161号）、広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例に定める施設等の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水道（断水）	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能した時点における回線数とする。
	電気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス（停止）	一般ガス導管事業又はガス小売事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	その他	各項の該当しない被害とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
被害総額		物的被害の概算額とする。（千円単位）
火災発生		火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。

第2項 通信運用計画

1. 方針

市及びその他防災関係機関は、震災時の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、広島県総合行政通信網の活用、公衆電気通信設備の優先利用及び防災関係機関保有の無線通信施設などの適切な利用により、非常通信の確保を図る。

2. 広島県総合行政通信網の活用

市は、広島県総合行政通信網の活用により、震災時における迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

3. 公衆電気通信設備の優先利用

(1) 加入電話の優先利用の申し込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

申 込 先	申込みダイヤル番号
116センタ	「116」

(2) 非常・緊急電報の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記(1)の「災害時優先電話」から、非常・緊急電報の申し込みを行う。

申 込 先	申込みダイヤル番号
電報センタ	「115」

(3) 特設公衆電話（無償）の要請

防災関係機関は、災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無料）を要請する。

要 請 先	電 話 番 号
NTT西日本広島支店設備部災害対策室	082-511-1377

(4) 臨時電話（有償）等の申込み

防災関係機関は、必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申込み。

区分	申 込 先	申込みダイヤル番号
固定電話	116センタ	「116」
携帯電話	株式会社ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

4. 通信施設の応急対策

(1) 非常通信の確保

ア. 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合、避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

イ. 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

(2) 通信施設の応急復旧

被害を受けた通信施設の応急復旧は、施設の設置者が関係機関の協力を得て実施の責務を有する。

(3) 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「We b 171」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否連絡が多発すると想定される場合等に、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「We b 171」の提供を運用する。

(4) 広報活動（拡大防止策）

広報車、住民告知端末等による広報活動を行う。広報する主な内容は次のとおりとする。

- a. 被災地域と被災模様
- b. 復旧のための措置と復旧見込時期

5. 通信機器の供給の確保

市は、災害応急対策に必要な通信機器について、必要に応じて、中国総合通信局に応急貸与を要請する。また、貸与された通信機器は、適切に配分する。

6. 通信設備の電源の確保

県及び市は、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、必要に応じて、中国総合通信局に移動電源車の貸与を要請する。

第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

1. 方針

大規模災害時には、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、県及び広島市は、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動等を行う。

2. 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時等には他の都道府県及び消防機関の消防・防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するために、関係機関は連携して、ヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう体制整備に努める。

3. 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他に特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

4. 活動拠点の確保

市は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点ヘリポートを早急に確保する。

また、緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの候補地を把握し、離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

5. 支援要請

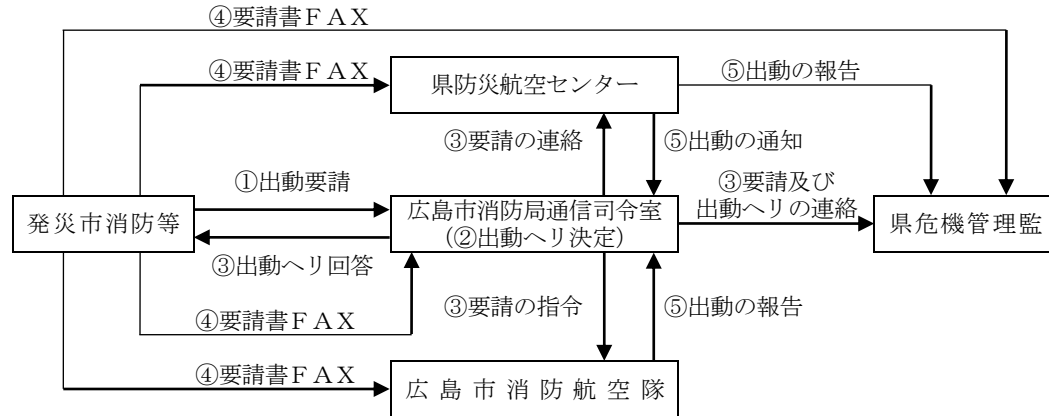
(1) 支援の原則

市長から出動要請を受けた県及び広島市は、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援又は応援の有効性及び必要性が認められる場合に支援又は応援を行うものとする。

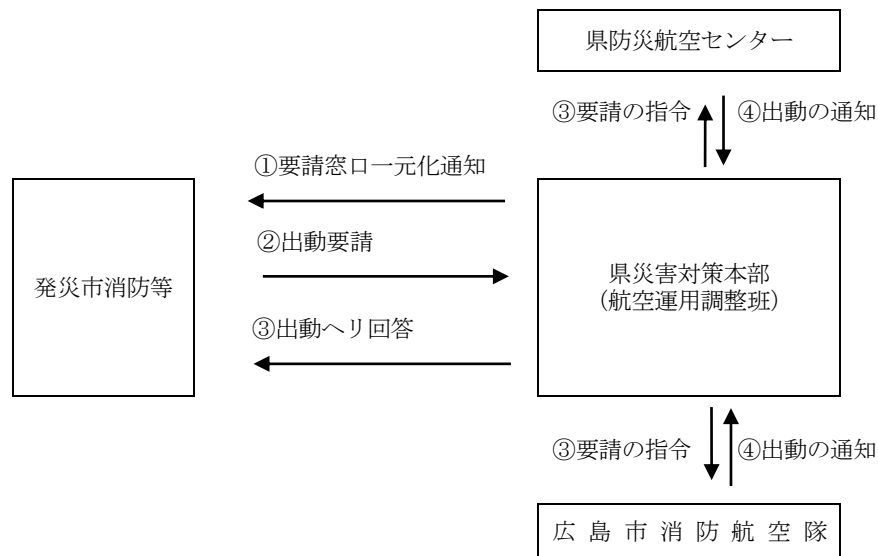
(2) 要請方法

県及び広島市に対するヘリコプターの支援又は応援要請は次の図による。

ア. 通常災害時



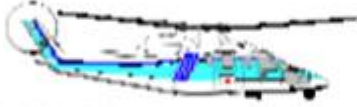
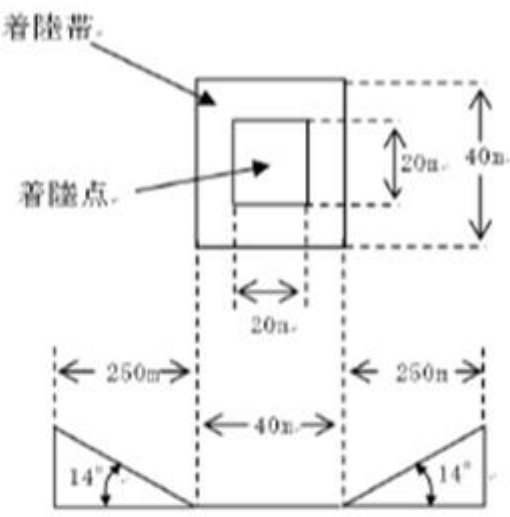
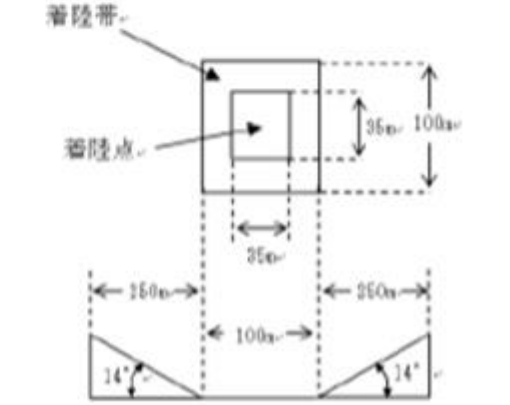
イ. 大規模災害時



6. 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポートの設定基準

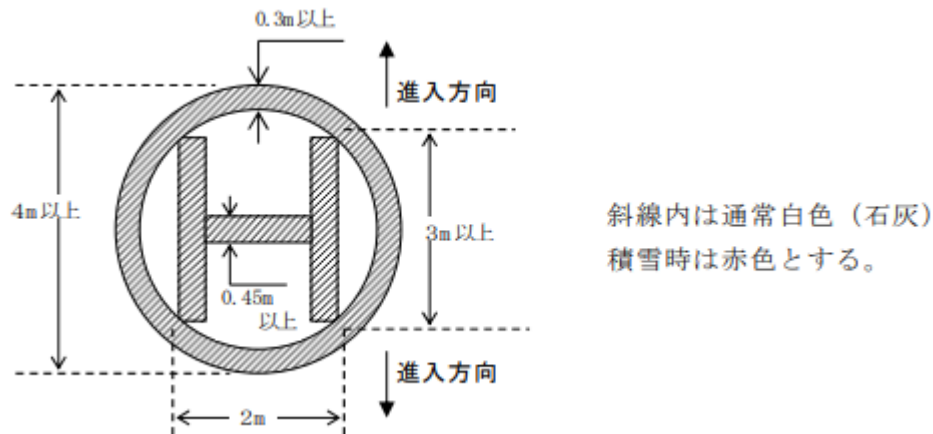
臨時ヘリポートの設定基準は（地積）は、次のとおりである。

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
小中 型	 広島県防災航空隊 アグスタAW139  広島市消防航空隊 AS365N3  広島県警察航空隊 AS365N2  海上保安庁広島航空基地 シコルスキーS76D  陸上自衛隊 UH-1	
大型	 陸上自衛隊 CH-47  海上自衛隊 UH-60  海上自衛隊 MCH-101	

(2) 臨時ヘリポートの準備

災害派遣要請をした関係機関は、次の事項に留意して受入れ体制に万全を期する。

- ア. 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがある時は、十分に散水しておく。また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。
- イ. 離着陸時は、安全確保のため関係者以外の者を接近させないようにする。
- ウ. 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊と調整する。
- エ. 風向風速を上空から判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。
これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。
- オ. 着陸地点には次図を標準としたⓂを表示する。



カ. 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。

キ. 臨時ヘリポートの使用に当たっては、災害対策本部（危機管理監）及び施設等管理者に連絡すること。

(3) 臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合を避けることとする。

第5節 災害派遣・広域的な応援体制

第1項 自衛隊災害派遣計画

1. 方針

陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等（以下「旅団長等」という。）は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定により、知事、第六管区海上保安本部長及び広島空港長（以下「要請者」という。）から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

2. 自主派遣の基準

自主派遣の基準は、次のとおりである。

- （1）災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- （2）災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- （3）航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人名救助に関するものであること。
- （4）その他の災害に際し、前記（1）から（3）に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、部長等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

3. 災害派遣部隊の活動

災害派遣部隊は、緊急性、公共性を重視して関係機関と緊密な連携のもと、相互に協力して次の救援活動を実施する。

- （1）被災状況の把握及び通報
- （2）遭難者等の捜索・救助
- （3）人員及び救援物資の緊急輸送
- （4）炊飯及び給水支援
- （5）道路及び水路の啓開
- （6）水防活動
- （7）応急の医療、救護、防疫
- （8）救援物資の無償貸与又は譲与
- （9）危険物の保安及び除去

4. 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等又は警察官がその場にいない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。この場合において、市長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- （1）警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令
- （2）市の区域内の他人の土地等の一時使用等
- （3）現場の被災工作物等の除去等
- （4）市の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

5. 災害派遣要請の手続等

（1）派遣要請の手続

要請に当たっては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づく、所定

事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

- ア．災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ．派遣を希望する期間
 - ウ．派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ．その他参考となるべき事項
- (2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア．要請先及び連絡方法

(ア) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町 2-1

第3部（防衛班）

電話 082-822-3101 内線 2410 （夜間・土日・祝日等）内線 2440（当直幕僚）

(イ) 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町 8-1

オペレーション

電話 0823-22-5511 内線 2823、2222（当直）

(ウ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町 3-1-1

司令部防衛部運用課

電話 092-581-4031 内線 2348 （課業時間外）内線 2203（SOC当直）

イ．要請者連絡先及び連絡方法

(ア) 県危機管理監危機管理課 広島市中区基町 10-52

電話 082-228-2111 内線 2783～2786

082-228-2159 （直通）

082-511-6720 （直通）

(イ) 大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺 64-34

電話 0848-86-8650

(3) 災害派遣要請の要求等

ア．市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

イ．市長は、前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの（陸上自衛隊第13旅団長）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣をすることができる。

ウ．市長は、前記イの通知をしたときは、速やかに県知事に通知しなければならない。

(4) 生活関連支援活動に係る協定

倒壊家屋の処理等の生活関連支援活動において、被災者の財産権等にかかわる支援活動については、震災後、要請者と旅団長等が事前に協議し、協定書等を締結するものとする。

6. 災害派遣部隊の受入れ

(1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、市長に派遣部隊の受入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊と市との連絡に当たる職員を現地に派遣する。

(2) 災害派遣を依頼した市又は関係機関の長は、派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期することとする。

ア．派遣部隊到着前

(ア) 派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）

- (イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が市と緊密な連絡をとるに必要な適切な施設（場所）の提供
 - (ウ) 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（平常時から宿营地候補の検討を含む。）
 - (エ) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備
 - (オ) 臨時ヘリポートの設定（第3章第4節ヘリコプターによる災害応援対策計画による。）
- イ. 派遣部隊到着後
- (ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
 - (イ) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
 - (ウ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

7. 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他部隊に直接必要な経費

8. 派遣部隊の撤収要請

- (1) 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

第2項 相互応援協力計画

1. 方針

地震が発生し、被害が広範囲に及び、市のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や県、近隣市町の協力を得て応急措置を実施する。

2. 実施内容

市、県、県警察及び防災関係機関は必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

(1) 知事等に対する応援要請

市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

ア. 災害の状況及び応援を必要とする理由

イ. 応援を必要とする職種別人員

ウ. 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

エ. 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

オ. 応援を必要とする期間

カ. その他必要な事項

(2) 他の市町に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

(3) 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

市長は、大規模災害により、市内の消防力及び県内応援隊だけでは対応できず、大規模な消

防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

(4) 相互応援協定等の締結

市は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ他の関係機関と相互応援に関する協定などを締結するとともに、共同訓練の実施やその他円滑に相互応援を実施するために必要な措置及び、平常時から担当部署の指定、体制の整備などに努めるものとする。

(5) 応援要員の受入体制

市が、災害応急対策を実施するに際して、市外から必要な応援要員等を導入した場合、市長はこれらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて可能な限り、準備、あつ旋する。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(6) 応急措置の代行

県は、災害の状況により、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

県は、災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行うものとする。

国は、被災により、県及び市が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行うものとする。

(7) 被災地への職員の派遣

市は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる市職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救出計画

1. 方針

地震による家屋等の崩壊、がけ崩れ等により多数の要救出者が発生した場合には、市、県、庄原警察署及びその他の防災関係機関等は、相互に協力し、迅速かつ的確に救出・救助活動を実施する。

なお、被災現地においては、原則として、市長が救出活動の指揮をとるものとする。

2. 陸上における救出

(1) 消防職（団）員等による救出隊を編成するとともに、救出に必要な車両舟艇、特殊機械器具その他の資機材を調達し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

(2) 市による救出が困難なときは、速やかに庄原警察署に連絡し、合同で救出に当たる。

(3) 前項によってもなお救出が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両舟艇、特殊機械器具等を要するときは、原則として次の事項を示して県及び他市町に応援を要請し、必要な場合には、県に対して自衛隊の派遣を要求する。なお、原則として文書により行うこととなるが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

(県及び他の市町に応援要請する場合)

ア. 災害の状況及び応援を必要とする理由

イ. 応援を必要とする期間

ウ. 応援を必要とする人員、車両舟艇、特殊機器その他資機材の概数

エ. 応援を必要とする区域及び活動内容

オ. その他参考となるべき事項

(自衛隊に派遣要請する場合)

「自衛隊災害派遣計画」参照

(4) 救護機関及び庄原警察署と連携協力し、負傷者の救護等の応急措置を行う。

(5) 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

なお、市は、自主防災組織及び事業所等に対して、平素から自主的な救出活動に関する啓発を行うものとする。

ア. 自主防災組織及び事業所内の被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努める。

イ. 要救出者等を発見した場合は、迅速に救助活動を開始するとともに、消防機関又は警察等に連絡し、早期救出に努める。

ウ. 可能な限り消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

3. 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

4. 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

5. 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底するものとする。

第2項 医療、救護・助産計画

1. 趣旨

地震のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、被災地の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、被災地の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

2. 医療救護体制等の整備（平常時）

災害拠点病院は、平常時から防災関係機関や他の災害拠点病院および近隣医療機関との連携関係を構築するとともに、災害時に速やかに情報共有できるよう広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）等の操作訓練等を実施する。

3. 災害時における実施責任者及び実施内容

【第Ⅰステージ（災害発生直後の被災地域及び避難所開設時の支援）】

（1）市

- ア. 市長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、庄原市医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。
- イ. 市の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。
- ウ. 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。
- エ. 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

（2）災害拠点病院

- ア. 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集・患者受入体制の構築を行う。
- イ. 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら、院内DMAT及び参集する院外DMATと協力し、患者搬送など必要な対応を行う。
- ウ. 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら、重篤患者の受入やDMATの派遣等による医療救護活動の実施に対応する。
- エ. 自院がDMAT活動拠点本部となる場合には、統括DMATを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、参集する院外DMATの支援の下で医療救護活動を実施する。
- オ. 自院及び近隣医療機関の被災・稼働状況などの情報をEMISへの登録などにより提供する。

【第Ⅱステージ（被災地の医療機関、避難所の支援）】

（1）市

- ア. 市長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、庄原市医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。
- イ. 市の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。
- ウ. 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。
- エ. 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

（2）災害拠点病院

- ア. 病院で定める災害対応計画に従い、患者受入体制を確保する。
- イ. 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合は、県と密接に連携を図りながら、DMATの派遣や医療救護活動を継続実施する。
- ウ. 自院がDMAT活動拠点本部となっている場合には、統括DMATの指示のもと、医療救護活動を継続実施する。

- エ. 県DMA T調整本部がDMA T活動拠点本部の閉鎖を判断した場合は、DMA T活動拠点本部を撤収する。
- オ. 傷病者の受入要請がある場合は、引き続き受入を行う。

4. 医療救護等の活動内容

(1) 医療救護

【基本原則】

- ア. 県内7つの二次保健医療圏を「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。
- イ. 医療救護活動を円滑に実施するため、県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」や「災害薬事コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む）や市に助言や支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。
- ウ. 県災害対策本部（県保健医療福祉調整本部）には、必要に応じて県内の統括DMA T、DMA T隊員医師、日赤災害医療コーディネートチーム（日本赤十字社広島県支部連絡調整員）、県医師会担当役員、県外から支援の統括DMA T等が参画し、情報収集やDMA T、医療救護班の調整を行う等、医療救護活動の調整を図る。
- エ. 医療救護活動に当たっては、災害時医療救護活動マニュアルに従って、迅速かつ適切な活動を実施する。

① DMA T・ドクターヘリ

【第Ⅰステージ】

- ア. 被災地で活動するDMA Tは、原則として、被災地域内の災害拠点病院等に設置されるDMA T活動拠点本部に参集し、病院支援、域内搬送、現場活動を行う。
- イ. 広域医療搬送の要請を受けたDMA Tは、広域医療搬送拠点に参集し、主にSCUでの活動、航空機内の医療活動、SCUへの患者搬送を行う。
- ウ. 被災地に派遣されたドクターヘリは、医師・看護師等医療従事者の派遣、患者の後方病院への搬送、医薬品等医療器材の輸送等を行う。

【第Ⅱステージ】

- ア. 統括DMA Tが被災地域内の医療機関及び避難所において、継続支援が必要であると判断した場合は、病院支援や域内搬送支援等の医療救護活動を継続する。
- イ. 県DMA T調整本部がDMA T活動の終了を判断した時は、DMA T県調整本部を解散する。
- ウ. ドクターヘリ調整部で継続運用が必要であると判断した時は、患者の後方病院搬送等を実施する。
- エ. ドクターヘリの運用を終了する場合は、ドクターヘリ調整部を解散し、平時の運航体制を再開する。

② 医療救護班

【第Ⅰステージ】

- ア. 医療救護班の派遣が可能な施設は、市の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMISに入力する。
- イ. 医療救護班の出動は、市が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点から、DMA Tメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。
- ウ. 最初に現場到着した医療救護班の医師は、消防関係諸機関の現場指揮本部（コマンドポスト）の構成員となり、災害規模の把握、情報収集・発信、エリア設定、医療救護活動の統括に協力する。
- エ. 後続の医療救護班は、現場指揮に従って各活動拠点等で、DMA T、救急隊員とともに3T活動（トリアージ、治療、搬送）を実施する。
- オ. 医療救護班が撤収する時期については、市が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。

カ. 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた主要医療薬品卸業者との調達の方法により、あつせん確保に努める。

【第Ⅱステージ】

ア. 市は必要に応じて避難所等に救護所を設けるものとする。

イ. 医療救護班の派遣が可能な施設は、市の派遣要請があつた場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMISに入力する。

ウ. 医療救護班の出動は、市が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、DMATメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

エ. 医療救護班は、避難所において、被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。生活環境の悪化に伴う内科的疾患や災害後の精神的ストレス対策、慢性疾患の管理が中心となる。特に、肺血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)の予防や慢性疾患の管理は重要となり、巡回診療を必要に応じて実施する。

オ. その他必要に応じて、医療救護班は、避難所又は近隣において、被災者に対し、巡回診療やニーズ調査、生活指導などを実施する。

カ. 医療救護班が撤収する時期については、市が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断し、連絡する。

キ. 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた主要医療薬品卸業者との調達の方法により、あつせん確保に努める。

(2) DPATの派遣

ア. 災害時の精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を行うため、必要に応じて、医師、看護師等により組織するDPATを被災地に派遣する。

イ. DPATが不足するときは、県内医療機関、他都道府県等に対して、DPATの編成及び派遣を求める。

ウ. DPATの派遣・受入れを行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

(3) 公衆衛生活動

① 災害時公衆衛生チーム

ア. 公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、災害による被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。

イ. 県保健所職員からなる調査班を先行して避難所等に派遣し、公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種、人数などの状況把握を行う。

ウ. 調査班の調査結果に基づき、必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し、避難所等に派遣する。

エ. 保健衛生班は、医療救護班と連携し、被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を実施する。

② こども支援チーム

ア. 災害時の子供の心のケアのため、必要に応じて、医師、臨床心理士等により組織することも支援チームを被災地に派遣する。

イ. 必要に応じて被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受け付け、地域住民の利便性を確保する。

ウ. 学校、保育所及び幼稚園等、子供の支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により子供の心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

③ 保健師

ア. 市災害対策本部民生部保健医療班班長は、保健師が行う活動の総合調整を行う。

イ. 県保健所保健師は、災害時公衆衛生チームの一員として活動すると共に、被災市の保健師が行う活動を支援する。

5. 医薬品・医療資機材の確保

(1) 地震発生後初期段階への対応

市及び県は、家屋倒壊等による負傷者を想定して、平常時から包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療薬湯の確保に努めるものとする。

また、県は、重篤患者の救命に必要な医療資機材等については、特に災害拠点病院・協力病院への備蓄を推進するものとする。医薬品・医療資機材等（以下「医薬品等」という。）の管理については、備蓄先医療機関又は県医師会等に協力を依頼するものとする。

(2) 地震発生後中期以降への対応

避難場所の被災者に対するいわゆる家庭の常備薬（風邪薬、胃腸薬、解熱鎮痛剤等）等については、県薬剤師会、県医薬品卸協同組合等の協力により、流通時等の在庫を供給源とする。

なお、県は、前記（1）の場合も含め、医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じた場合又は医療機関及び市町等からの要請があった場合は、関係業者等から速やかに調達できるよう努めるものとする。

(3) 救護医薬品等の集積

県は、被災地外からの救援医薬品等について、専用の集積場所を指定するものとする。

6. 救護所設置の広報

救護所を開設した場合は、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、住民に救護所開設の広報を行う。

7. 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

8. 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第3項 消防計画

1. 目的

この計画は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災等の災害による被害を軽減するための必要事項を定めることを目的とする。

2. 実施責任者

消防については、市がその責に任じ、県は非常事態の場合において、緊急の必要があるとき、災害防御の措置に関して、必要な指示をすることができる。

3. 実施方法

応急対策は、庄原市消防計画に定めるところにより実施する。

4. 相互応援協力体制の整備

市は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定」（昭和62年10月1日締結）により県内で発生した災害に対して、その消防機関の消防力を活用して、消防機関相互の応援協力体制の強化を図る。

5. 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

6. 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第4項 水防計画

1. 目的

この計画は、洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため必要事項を定めることを目的とする。

2. 実施責任者

市は、水防法の定めるところにより、それぞれの責任を有する。

3. 実施方法

応急対策の実施は、庄原市水防計画の定めるところによる。

4. 災害対策本部との関係

災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の所轄に属するところとし、水防の有機的一体性の確保に努める。

第5項 危険物等災害応急対策計画

1. 目的

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取り扱いを行う事業所においては、危険物等の流出、出火、爆発等の災害が発生した場合、自衛消防組織等の活動により、被害を最小限にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、関係行政機関は、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

2. 実施方法

(1) 危険物災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、危険物施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア. 市又は消防署は、県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。

イ. 市又は消防署は、危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、次に掲げる措置をとるよう指示し、又は自らその措置を行う。

(ア) 危険物の流失あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

(イ) 危険物の流失、出火、爆発等の防止措置

(ウ) 危険物施設の応急点検

(エ) 異常が認められた施設の応急措置

また、必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

ウ. 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

エ. 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

(2) 高圧ガス災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、危険物施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア. 市は、県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。

イ. 市は、製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

ウ. 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

エ. 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

(3) 火薬類災害応急対策

火薬類関係施設等（火薬類の製造所、販売所、貯蔵所、運搬車両、消費事業所）の事業者及び関係行政機関は、火薬類関係施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に地域住民等への公共の安全と確保するため、次の措置を実施する。

ア. 市は、県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。

イ. 火薬類の所有者及び占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

ウ. 製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命ずる。

エ. 製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

オ. 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。

カ. 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずる。

キ. 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

ク. 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

(4) 毒物劇物災害応急対策

当該事業者及び関係行政機関は、毒劇物施設等が火災、漏洩事故等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア. 市又は消防署は、県、北部保健所及び庄原警察署へ災害発生について、直ちに報告する。

イ. 市は、県、施設管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、危害防止のため必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の指示等を行う。

ウ. 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

エ. 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1. 目的

この計画は、災害時において、交通、輸送の機能が途絶し、又は混乱した場合において、これらの機能又は秩序を速やかに回復し、緊急輸送を円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

2. 交通秩序応急対策

(1) 実施責任者

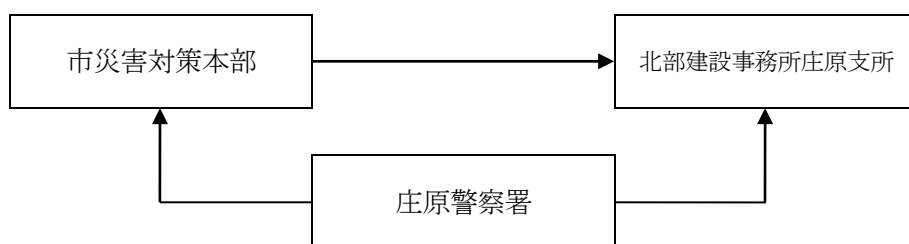
市は、震災時等の円滑な道路交通を確保するため、庄原警察署及び道路管理者と協力し、適切な交通対策を講ずるものとする。

(2) 交通規制

ア. 市は、道路の被害及び交通状況の把握を行い、それぞれの道路管理者と連携を密にし、応急対策を的確かつ円滑に行うために必要と認めるときは、県警察機関及び庄原警察署に通報し、県公安委員会と協議の上、区域又は区間を指定して、車両の通行禁止又は制限等交通規制の措置を講じる。

イ. 市は、交通規制を実施したときは、速やかに規定の標識を立てるとともに、適当なう回路を表示するなど、一般交通にできるだけ支障のないよう努める。

ウ. 市は、交通規制等を行ったときは、次の系統により禁止制限の種別と対象、規制する区間・期間・う回路とその他の状況を報告又は連絡する。



エ. 被災地区に交通規制の処置がなされた場合、規制の内容等を住民告知端末等により住民に周知するものとする。

オ. 震災時に一般交通規制（混雑緩和の措置、危険防止のための交通制限、禁止等）がなされた場合、市長並びに消防団員は、交通秩序が維持されるよう有機的な連携に努めるものとする。

(3) 交通確保対策

ア. 道路交通確保の実施体制

道路管理者、県公安委員会は、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て、道路交通の確保を行う。

イ. 緊急交通路の確保

(ア) 緊急交通路の確保は、市をはじめとする道路管理者及び庄原警察署が協力して行う。

(イ) 緊急交通路については、一般車両の通行を規制する。

(ウ) 緊急交通路の上の障害物は優先的に除去するとともに、亀裂等の被害を受けた道路は速やかに復旧し、緊急通行の確保に努める。

ウ. 道路施設の復旧

道路管理者は、建設業界等の協力を求め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

エ. 交通安全施設の復旧

県公安委員会は、緊急交通路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先し、交通安全施設の応急復旧を行う。

オ. 障害物除去等

- (ア) 地震によって道路等に運ばれた土砂、竹木等の障害物は、円滑な交通を確保するよう、空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地及び駐車場等に処分する。又、適当な処分場所がない場合は、避難路及び緊急通常路以外の道路の路端等に処分する。
 - (イ) 道路管理者は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。
 - (ウ) 道路管理者は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。
 - a. 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令
道路管理者は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。
 - b. 指定道路区間の周知
道路管理者は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。
 - c. 車両等の移動
道路管理者は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者等自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。
なお、道路管理者はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。
 - d. 土地の一時利用
道路管理者は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。
 - e. 損失補償
道路管理者は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。
- (4) 緊急通行車両の確認等
- 被災者の人命救助等の目的で、負傷者や医薬品等の物資を緊急に搬送又は輸送する必要がある場合は、事前の届け出に基づいて、県公安委員会から交付されている「緊急車両事前届出済証」を庄原警察署に提出し、緊急通行車両の標識及び証明書の交付を受け、災害時の救急活動等を迅速に行うものとする。
- (5) 除外車両の確認等
- 業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等公益上または社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、除外車両として「規制対象除外車両標章」及び「規制対象除外車両通行証明書」の交付を県公安委員会から受け、標章を掲示して業務を行うものとする。

3. 応急輸送対策

- (1) 被災者及び災害対策要員の輸送、応急対策のための資材、物資の輸送等に必要となる輸送力は、災害応急対策責任者で確保するが、市長はこれらが円滑に実施できるよう協力する。
 - ア. 輸送車両の確保
市は、災害時の輸送手段を確保するため、移送人員、物資数量または緊急度等に応じ、次の順序で、車両の確保、借り上げ、または移送依頼を行う。
 - (ア) 人員の移送
 - a. 市公用車
 - b. 備北交通株式会社車両
 - c. 市内事業所車両

- d. 営業用車両
- e. その他自家用車等

(イ) 物資等の輸送

- a. 市公用車
- b. 県公用車
- c. 日本通運株式会社車両
- d. 農業協同組合車両
- e. 市内事業所車両
- f. 営業用車両
- g. その他自家用車等

イ. 輸送手段の確保

車両による輸送が困難になった場合の空路輸送に備え、ヘリポートの整備を行うとともに、その利用の可否について定期的に確認するなど、必要な措置を講ずる。

- (2) 災害の規模等により必要とする輸送力を確保できない場合は、知事に協力斡旋を依頼する。

第8節 避難の受入れ及び情報提供活動

第1項 避難対策計画

1. 方針

地震により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流等が発生した場合には市長又はその他関係法令に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置を取り、人命の安全確保に努める。

この計画では、指定避難所の運用について定める。

2. 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、「庄原市避難所運営マニュアル」に基づき、市、自主防災組織、ボランティア団体、その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、市はあらかじめ施設管理者との調整を行うなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、自治振興区や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努める。

また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

なお、市は県と相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

ア. 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め、関係防災機関へ連絡する。

イ. 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保のた

め保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう、男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

- ウ．避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

- エ．指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

- オ．要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

- カ．「感染症予防対応避難所開設初期マニュアル」及び「広島県新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアル」を活用し、指定避難所における感染予防対策の適切な実施に努める。

県及び市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当課と保健福祉担当課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるように努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

- キ．市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- ク．市は指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

- ケ．市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- コ．やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

- サ．「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールの設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

県は、避難動物の種類や頭数について把握し、避難所での受け入れが難しい場合は、各動物愛護（管理）センターに対し、一時預かり先等について相談する。

市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

- シ．県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、市を支援するものとする。

(2) 広域的避難

市は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、当該市外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

県は、市からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市や他都道府県との連絡調整等を行う。

また、大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市に代わり必要な手続きを行うものとする。

被災県及び市等は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

なお、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

(3) 市が指定避難所を開設したときは、次の事項について、県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は、本部情報連絡班）に報告する。

ア. 開設の日時

イ. 開設の場所

ウ. 受入れ人員

エ. 開設時期の見込み

オ. その他必要と認められる事項

3. 避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、当該市町が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、市への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

4. 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、県及び市は、市民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

第2項 災害広報・被災者相談計画

1. 目的

この計画は、災害時における住民の不安解消、混乱の防止を図り、また、被災者の生活再建等を支援するため、市が実施する広報・被災者相談に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2. 実施方法

(1) 広報活動

ア. 広報の目的

市は、災害発生直後には、パニック、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実

施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活債権支援情報を中心に広報活動を実施する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

イ. 広報機関による広報の内容

市、備北地区消防組合は、庄原警察署、その他の関係機関と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。

(ア) 広報の内容

<災害発生直後の広報>

- a. 気象等に関する予警報及び情報
- b. 避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
- c. 医療、救護所の開設に関する情報
- d. 災害発生状況に関する情報
- e. 出火防止、初期消火に関する情報
- f. 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、ガス、水道等の措置）
- g. その他必要な事項

<応急復旧時の広報>

- a. 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- b. 電気、ガス、水道の復旧に関する情報
- c. 交通機関、道路の復旧に関する情報
- d. 電話の利用と復旧に関する情報
- e. ボランティア活動に関する情報
- f. 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- g. 臨時相談所に関する情報
- h. 住民の安否に関する情報
- i. 被災宅地危険度判定に関する情報
- j. その他生活情報等必要な情報

(イ) 広報の方法

- a. 住民告知放送等による広報
- b. 窓口による広報
- c. 広報車、ハンドマイク等による広報
- d. 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- e. ビラ配布等による広報
- f. 自主防災組織・自治会組織等を通じた連絡
- g. 県に対する広報の要請
- h. 報道機関への情報提供、放送要請
- i. 文字、手話、「やさしい日本語」あるいは外国語等を用いた広報
- j. インターネット等を利用した広報（ポータルサイト運営事業者等に対するポータルサイトのトップページの優先利用等の依頼を含む）
- k. 携帯電話による災害速報メールを利用した広報
- l. 登録制メール、エリアメール、緊急速報メールの活用

ウ. 放送機関に対する放送の依頼

知事及び市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別な必要があるときは、放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、あらかじめ協議して定めた手続きにより、依頼する。なお、市長は、知事を通じて依頼する。

エ. 外国人等への広報

言葉の面でハンディキャップのある外国人等に対する広報については、十分に配慮して行

うものとする。

(2) 被災者相談活動

ア. 被災者相談機関

災害が発生したときには、各防災関係機関は、被災者の生活環境の早期改善のため、速やかに被災者又は関係者からの相談・問合せに応じるとともに、要望や苦情等に対処する。

イ. 相談方法

各防災関係機関は、被災者等からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

(3) 安否情報の提供等

県又は市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第3項 住宅応急対策計画

1. 方針

地震が発生し、災害救助法が適用された場合には、知事は市長と協力して、被災者を受入れするための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じるものとする。

2. 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- (2) 市営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員住宅等の一時的供与
- (3) 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- (4) 民間賃貸住宅の情報提供等

3. 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保に努める。
- (2) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき市長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- (3) 災害救助法第13条及び同法施行令第17条の規定により、前各項の救助について知事が市長に実施を委任した時は、市長が実施する。

4. 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

(1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住宅が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

(2) 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

(3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市長が行う。

ただし、特別な事情がある場合には、市長の協力を得て、知事が実施する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

(4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

ア. 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、市長の意見を聞き、知事が決定する。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

イ. 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、あらかじめ把握している公有地で確保する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

ウ. 関係団体との協力協定

知事は、災害時に応急仮設住宅の建設を迅速に進めるために、住宅建設に係る関係団体とあらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

また、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。協定を締結した関係団体とは、平時から緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

なお、協定締結団体が複数となる場合の調達方針については、広島県応急仮設住宅建設マニュアルで定めるものとする。

エ. 資機材の調達

県（救助実施市）は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、国に資機材の調達に関して要請するものとする。

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等に当たっては、適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係団体等との連絡調整を行う。

(5) 民間賃貸住宅の借上げ

知事は、民間賃貸住宅の借上げを迅速に実施するため必要となる取扱い等について、あらかじめ検討を進めるものとする。

ア. 関係団体との協力協定

(ア) 知事は、災害時に民間賃貸住宅の借上げを迅速に進めるために、民間賃貸住宅に係る関係団体と、借上げ可能な民間賃貸住宅の空き家情報の提供について、あらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

(イ) 知事は、民間賃貸住宅の無報酬での媒介について、宅建業関係団体に対して協力を要請するものとする。

(ウ) 知事は、民間賃貸住宅の提供について、協定締結団体に対して協力を要請するものとする。

(エ) 知事は、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。

(オ) 知事は、平時から協定を締結した関係団体と緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

5. 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が市長に実施を指示し、市長が実施する。

ただし、特別な事情により市長が実施することが困難な場合は、知事自ら実施する。

(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急修理

ア. 対象となる者

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）の対象となる者は、住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

イ．修理の範囲

緊急の修理は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分とする。

ウ．対象世帯の調査

対象住宅の調査及び決定については、被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。

エ．必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ．実施期間

緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議を行う。

（2）日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア．対象となる者

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下、「応急修理」という）の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

イ．修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

ウ．対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により市長の意見を聞いて決定する。

エ．必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ．実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から 3 か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から 6 か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

6．市営住宅の提供

緊急対応として、災害対策基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、市営住宅の一時的目的外使用許可による受入れ施設の提供も考慮する。

7．被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる人的二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

（1）事前対策

ア．市は、的確な建築物判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

（ア）建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「建築判定実施本部」という。）の設置

（イ）建築判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

（ウ）建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

（エ）被災建築物応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）

の確保と判定実施体制

(オ) 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定及びその他必要な事項

(カ) 建築判定資機材の調達及び備蓄

(キ) その他必要な事項

イ. 知事は、市からの要請に対する確な支援を行う。

ウ. 県は、建築関係団体と協力し、建築物判定士等の養成を行う。

また、市は県の協力を得て、必要な判定要資機材を備蓄する。

(2) 建築物判定実施の事前準備

ア. 市長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

イ. 県及び市は、地震被害に備え市は建築判定実施本部を、県は被災建築物応急危険判定支援本部（以下「建築判定支援本部」という。）の体制について、あらかじめ準備しておく。

(3) 応急危険度判定の実施

ア. 市長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置とその他必要な措置を講ずる。

また、市長は、建築判定実施のための支援を知事に要請することができる。

イ. 知事は、市からの支援要請があったときは、建築判定支援本部を設置し、必要な支援を行う。なお、県は、建築判定士等の派遣等により、積極的に市の活動を支援するものとする。

ウ. 県及び市は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

エ. 県及び市は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域窓の移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じて宿泊場所の確保等を行うものとする。

オ. 県は、所定の建築判定用資機材が不足する場合には、市に代わってこれを調達する。

(4) 県と市間の連絡調整等

ア. 市は、建築判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ. 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

8. 民間賃貸住宅の情報提供

市長は、県知事を通じ民間賃貸住宅の情報提供や無報酬での媒介について（公社）広島県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会広島県本部協力に対して協力を要請するものとする。

9. 被災宅地危険度判定

地震により多くの宅地が被害を受けた場合、その後の余震により宅地の崩壊等による人的被害の発生を防止するため、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

また実施のための事前準備を行う。

(1) 事前対策

ア. 市は、的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。

(ア) 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置

(イ) 宅地判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請

(ウ) 宅地判定実施方法の決定等の基準

(エ) 初動体制整備のための宅地判定士の養成、確保

(オ) 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(カ) 判定資機材の調達、備蓄

(キ) その他必要な事項

イ. 知事は市からの要請に対する的確な支援を行う。

(2) 宅地判定実施の事前準備

- ア. 市長は、土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備する。
- イ. 市長は、宅地判定実施本部を、県は宅地判定支援本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

(3) 宅地判定の実施

- ア. 市長は、地震又は豪雨の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、市長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。
- イ. 知事は、市長からの支援要請を受けた場合は、宅地判定支援本部を設置し、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講ずる。
- ウ. 被災の規模等により市が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事が宅地判定の実施に関し必要な措置を講ずる。
- エ. 市は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。
- オ. 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、市に代わってこれを調達する。

(4) 県と市間の連絡調整

- ア. 市は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。
- イ. 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

第9節 救援物資の調達・供給活動

第1項 食料供給計画

1. 方針

市は、地震災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給又は給食を行う。

また、地震災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

2. 実施責任者及び実施内容

- (1) 市長は、災害時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。
- (2) 市長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。

3. 実施方法

- (1) 市長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調製粉乳等）供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。
必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。
なお、炊き出しは、市が開設する避難所内又はその近隣において実施する。
- (2) 市長は、知事等から食料供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておく。
- (3) 市長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。
- (4) 被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避

難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

4. 食料供給の適用範囲及び期間

- (1) 避難所に受入れされた者
- (2) 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者
- (3) 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。）
- (4) 旅館やホテルの宿泊人及び前記（2）、（3）の住家への宿泊人、来訪者
- (5) 被災地内に停車した列車等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者
- (6) 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

5. 使途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、災害救助法施行細則に定める使途及び支出限度額の範囲で行う。

第2項 給水計画

1. 方針

地震災害により水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対し県、市、水道事業者及び水道用水供給事業者は最小限度必要となる飲料水を確保する。

2. 実施責任者

地震災害により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の責務を有する。

給水が必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	知事(知事が実施を委任したときは市長)	災害救助法第4条・第13条 災害救助法施行令第17条
知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき	市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 第31条
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	水道事業者又は水道用水供給事業者 (以下「水道事業者等」という。)	水道法(昭和32年法律第177号) 第40条

なお、災害救助法等が適用される前において、水道により水を供給しているときは、その水道事業者等が供給の責務を有する。

3. 給水の基準

(1) 災害救助法による飲料水の供給

災害のため、飲料に適する水が得られない場合は、7日間以内（必要な場合延長ができる）の期間供給する。

(2) 感染症予防上必要と認め知事が井戸等の施設の使用停止を命じた場合、その停止区域の住民に対して1人1日20L程度を停止期間中供給する。

(3) 水道法による水道用水の供給

災害等により水道施設が被害を受けた場合、緊急に水道用水を補給することが、公共の利益のために必要かつ適切な場合、知事は他の水道事業者等に対して、期間、水量、方法を指示して供給させる。

4. 飲料水等供給方法

(1) 水道事業者等

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- ア 給水車、給水栓等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。
- イ 浄水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。
- ウ 避難場所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。
- エ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
- オ 給水用資機材の調整を行う。
- カ 関連事業者等の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。
- キ 飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、隣接する水道事業者等又は県に応援を要請する。
- ク 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。

(2) 市

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- ア 避難場所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。
- イ 給水用資機材の調達を行う。
- ウ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- エ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。
- オ 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

第3項 生活必需品等供給計画

1. 方針

市は、被災者に対し衣服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に務めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に務め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

県及び市は相互に協力し、被災者に対し生活必需品等を給与又は貸与し、被災者の応急救助を行う。

2. 実施責任者

知事は災害救助法を適用し、市長を補助者として生活必需品等を被災者に給与又は貸与をする。

なお、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により、知事が市長に生活必需品等の給与及び貸与の実施を委任したときは、市長が実施責任者となり実施する。

3. 実施基準

(1) 生活必需品等の給与又は貸与を受ける者

地震により住家に被害（全壊（焼）、流失、半壊（焼）、及び床上浸水）を受け、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具、その他生活上必要な最小限の家財を喪失した者であって、物資の流通機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者。

(2) 適用期間

災害発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期間の延長を行う。

(3) 生活必需品等の範囲

- ア. 寝具（毛布等）
- イ. 外衣（ジャージ等）
- ウ. 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）
- エ. 身の回り品（タオル、サンダル等）

- オ. 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）
- カ. 食器（コップ、皿、箸等）
- キ. 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ等）
- ク. 光熱材料（L Pガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

4. 実施方法

（1）市

あらかじめ生活必需品等供給計画を作成し、被災者のための生活必需品等の確保と供給に務め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町に対し応援を要請する。

（2）県

ア. 市からの生活必需品等の調達の要請があったときは、原則として、災害救助法施行規則の支出限度額内で、購入計画をたてる。

イ. 前号の購入計画に基づき、県の備蓄物資及び卸売業者又は大規模な小売店等から購入した生活必需品等を市に緊急輸送する。

ウ. 県内で生活必需品等の必要量の確保が困難な場合、近隣他県への応援を要請する。

第4項 救援物資の調達及び配送計画

1. 方針

市内で大規模な災害が発生し、市単独での物資の確保が困難な場合に、県は、市の要請等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに、市の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

また、県単独での対応が困難な場合は、国や他の都道府県等へ物資の供給を要請する。

なお、大規模災害により物資等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められ、かつ、市の要請を待ついとまがないと認められるとき、県は、市からの要請を待たずに必要な物資の供給を行うことができる。

2. 物資の調達及び受入体制

（1）市

ア. 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

また、災害により救援物資輸送拠点（庄原市民会館）が使用できない場合等を想定して、民間施設の選定に努める。

イ. 物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

ウ. 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者と救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

（2）県

ア. 市から物資の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、備蓄物資を速やかに市へ供給する。

イ. 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結している小売事業者等に物資を要請するとともに、必要に応じ、県災害対策本部へ連絡員の派遣を要請する。

ウ. 県単独での物資の確保が困難な場合、国や中国5県及び中国・四国地方における災害時の相互応援協定等に基づき物資の要請を行う。

エ. 災害により救援物資輸送拠点が使用できない場合等を想定して、民間施設の選定に努めるとともに、災害時に市町から要請があった場合、県倉庫協会等に対して民間施設の確保を要請する。

第10節 保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動

第1項 防疫計画

1. 方針

県及び市は、地震災害発生時において、生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下などにより感染症が予想されるため、防疫について必要事項をあらかじめ定め、感染症の予防及びまん延の防止のための防疫活動を実施する。

2. 実施責任者及び実施事項

感染症の発生予防及びまん延防止のための措置として、知事は、次の方法を用いることができる。このうち、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等については、知事が感染症患者若しくはその保護者又はその場所を管理する若しくはその代理をする者に対して命ずることができるが、これらの命令によって感染症の発生予防・まん延予防が困難であると認めるときは、市に当該措置を実施するよう指示することができる。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、市は生活の用に供される水を供給しなければならない。

実施の内容	条 項	対 象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「法」という。)第27条	一類感染症 二類感染症 三類感染症
病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第29条	四類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症
生活の用に供される水の使用制限等	法第31条	指定感染症
ねずみ族・昆虫等の駆除	法第28条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第32条	一類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第33条	指定感染症

3. 防疫活動

- (1) 県の指示に基づき、清掃・消毒、ねずみ・ハエ・蚊等の駆除、飲料水等の家庭用水の供給を実施する。
- (2) 避難所における防疫を実施する。

第2項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

1. 方針

震災時により、死亡者が発生した場合、市、県及びその他防災関係機関は、相互に連絡を密にして、遺体の搜索、処理及び埋火葬等を実施する。

また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

2. 遺体の搜索

知事は、災害救助法を適用した場合、市長を補助者として消防機関その他関係者の協力のもとに、災害救助法施行細則の基準に従い、遺体の搜索を行う。

なお、知事が市長に実施を指示したときは、市長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

- (1) 陸上における搜索

知事は、県警察の協力を得て遺体の捜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れする。

3. 遺体への適切な対応

遺体を発見したときは、次の措置を行う。

- (1) 遺体について、県警察と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。
- (2) 遺体の身元特定のために必要な資料等について、県警察等に積極的な提供を行う。
- (3) 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。
- (4) 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により対応する。
 - ア. 新型コロナウイルス等の感染症防止措置のため、必要な資機材を確保し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。
 - イ. 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体の腐敗防止措置を行った上で遺体安置場所のみに使用できる特定の施設（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）の確保に努める。

4. 遺体の埋火葬

市は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、市が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

県は市から応援要請を受けたときは、火葬場、棺等関連する情報を広域のかつ迅速に収集するとともに県内市町に対して応援要請する。また、状況に応じて災害時の相互応援協定に基づき近隣県に対して応援要請を行う。

なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に、措置する。
- (2) 身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等
 - ア. 知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。
 - イ. 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。
 - ウ. 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

第11節 応急復旧、二次災害防止活動

第1項 公共施設等災害応急復旧計画

1. 方針

震災によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2. 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、震災により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

3. 交通施設の応急復旧活動

道路、橋梁等の管理者は、震災により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

4. 治水設備等の応急復旧活動

(1) 河川

河川管理者は、震災により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防施設等

県及び市は、砂防施設等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵等の応急工事を実施する。

5. 治山施設等の応急復旧活動

県、市及び近畿中国森林管理組合は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

6. その他の公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7. 住民への広報活動

県、市及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対して広報する。

第2項 電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画

1. 方針

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧には、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、震災時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

2. 電力施設の応急対策

(1) 実施責任者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

(2) 震災時における危険防止措置

震災時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先する。

ア. 人命救助に関する病院

イ. 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道等の機関

ウ. 被災者受入れ施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

(4) 要員及び資機材等の確保

ア. 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。

また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

イ. 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社に融通を依頼する。

(5) 広報サービス活動の実施

震災時には、次により需要者に対する広報サービス活動を実施する。

災害時における広報

施設の復旧状況、公衆感電事故防止を主体とした被災者への広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発言及び広報車による巡回放送等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

3. ガス施設の応急対策

(1) 一般ガス導管事業

ア. 実施責任者

一般ガス導管事業者

イ. 情報の収集

地震計による地震の強さ、テレメータによる主要導管の圧力変化、移動無線車による緊急巡回点検及び事業所等の情報に加え、関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

ウ. 二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって、二次災害の発生が懸念される場合には、ブロック化された導管網を用い、他地域の供給を維持しながら、被害を受けた地域のガス供給を停止する。

エ. 要員及び資機材等の確保

(ア) 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害実況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。

また、単独復旧が困難な場合には、「非常事態における応援要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、他のガス会社へ応援を依頼する。

なお、他のガス会社に応援を依頼する場合は応援要員の宿舍と工事用車両の駐車場を確保する。

(イ) 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施する。不足する場合は、資材メーカーに融通を依頼する。

オ. 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(2) ガス小売事業

ア. 実施責任者

ガス小売事業者

イ. 応急対策、広報活動等

一般ガス導管事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

ウ. 相互援助活動

一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

(3) 液化石油ガス販売事業

ア. 実施責任者

液化石油ガス販売事業者

イ. 応急対策、広報活動等

一般ガス導管事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

4. 水道施設の応急対策

(1) 実施責任者

水道用水供給事業者等

(2) 応急対策計画

ア. 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努める。

イ. 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

ウ. 応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

(3) 資機材等の確保

応急復旧に必要な資機材等は、可能な限り備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

5. 下水道施設の応急対策

(1) 実施責任者

下水道管理者

(2) 応急復旧対策

ア. 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

イ．あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

ウ．応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。県は、県を越える広域的な支援を必要と認めるときは、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき支援体制を整える。

(3) 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じて、テレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(4) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確保に努める。

第3項 廃棄物処理計画

1. 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。

また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2. 災害廃棄物処理計画

県及び市は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

(1) 県災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物処理の基本的な考え方や手順、近隣他県や民間事業者等との連携・協力に係る事項、想定災害における県内の災害廃棄物発生推計量等の基礎的データ等を平時から整理し、県災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(2) 市災害廃棄物処理計画

市は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力に係る事項、市における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、市災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

3. 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、市が主体となって処理する。県は市を中心とした処理体制構築のための連絡調整や市の支援を行う。

市及び県の役割

市	県
・ 自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施 ・ 仮置場の設置運営 ・ 廃棄物の運搬・処分等 ・ 県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請	・ 県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整 ・ 被災市町への事務支援、人的支援 ・ 被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

4. 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

市は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。県は必要に応じて他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において市が必要と認める場合は、市が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

(3) 仮置場での保管・分別・処理

市は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

仮置場の区分

区 分	機 能
住民用仮置場	被災住民の自己搬入用仮置場
一次仮置場	二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別
二次仮置場	各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破碎・選別等の中間処理

(4) 処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

(5) し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。市はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

(6) 連携の促進等

ア 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

イ 災害廃棄物に関する情報のほか、国（環境省）による災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. W a s t e - N e t）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等で周知に努める。

5. 災害廃棄物処理実行計画の作成

市は、発災後、国が作成するマスタープランや市災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。併せて、広域的な対応が必要となる場合及び県が市に代わり廃棄物処理を行う場合には、県が「災害廃棄物処理実行計画」を作成し、全体的な管理を行う。

第4項 有害物質等による環境汚染防止計画

1. 方針

被災した工場又は事業所等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって市民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2. 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

(1) 有害物質の飛散・流失防止措置

ア. 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流失の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ. 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）

により、必要な措置を講じる。

ウ．環境影響の把握

有害物質の飛散・流失により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は速やかに公表する。

測定地点の選定にあたっては、被災状況等を勘案して定める。

3. 環境汚染防止の推進等

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に定めるもののほか、次の事項について実施する。

- (1) 水質汚濁防止法、PRTR 法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握
- (2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進
- (3) 事業者の化学物質の管理体制の整備の推進

第12節 ボランティアの受入れ等に関する計画

1. 方針

県、市及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に連携・協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するため、受入れに携わる要員の育成に努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

また、感染症流行時に、被害規模や被災者ニーズに応じたボランティア活動が展開されるよう、感染症対策の徹底に留意した適切な対応に向けて、社会福祉協議会等との連携を促進させる。

2. ボランティアの受入れ

(1) ボランティアの受入れ体制

災害時において、市は、庄原市社会福祉協議会が設置する庄原市被災者生活サポートボランティアセンターと連携・強化を図り、研修を強化するなど、ボランティアなどの受け入れや活動支援、情報収集・発信等のノウハウを更に充実させる。

(2) 市災害対策本部の役割

市は、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにボランティア団体と緊密に連絡、協議し、支援等を行うものとする。

ア．庄原市被災者生活サポートボランティアセンターへの支援

本部は、庄原市被災者生活サポートボランティアセンターへ被災地の状況、救援要請や救援活動の状況などの情報提供や情報収集を行う。

イ．専門ボランティアの派遣要請

災害時において、専門的なボランティアが必要な場合、県災害対策本部へ専門ボランティアの派遣申請ができる。

(3) 広島県被災者生活サポートボランティアセンターの役割

庄原市被災者生活サポートボランティアセンターや県災害対策本部等と連絡・調整し、庄原市被災者生活サポートボランティアセンターの後方支援を行うものとする。

ア. 庄原市被災者生活サポートボランティアセンターの運営支援

情報発信、人材の派遣、資機材、資金の調整等の支援を行う。

イ. 県内関係機関・団体及び全国への支援要請及び情報発信

県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポートボラネット」の構成機関・団体及び全国へ、被災地支援に向けた情報、人材、資機材の確保、資金の呼びかけ等を行う。

(4) 庄原市被災者生活サポートボランティアセンターの役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンターや市災害対策本部等と連絡・調整し、ボランティアなどの受入れや活動支援を行うものとする。

ア. 被災者の支援ニーズ等の把握

市災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

イ. ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

ウ. ボランティアのあっせん・活動支援

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

市から庄原市被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

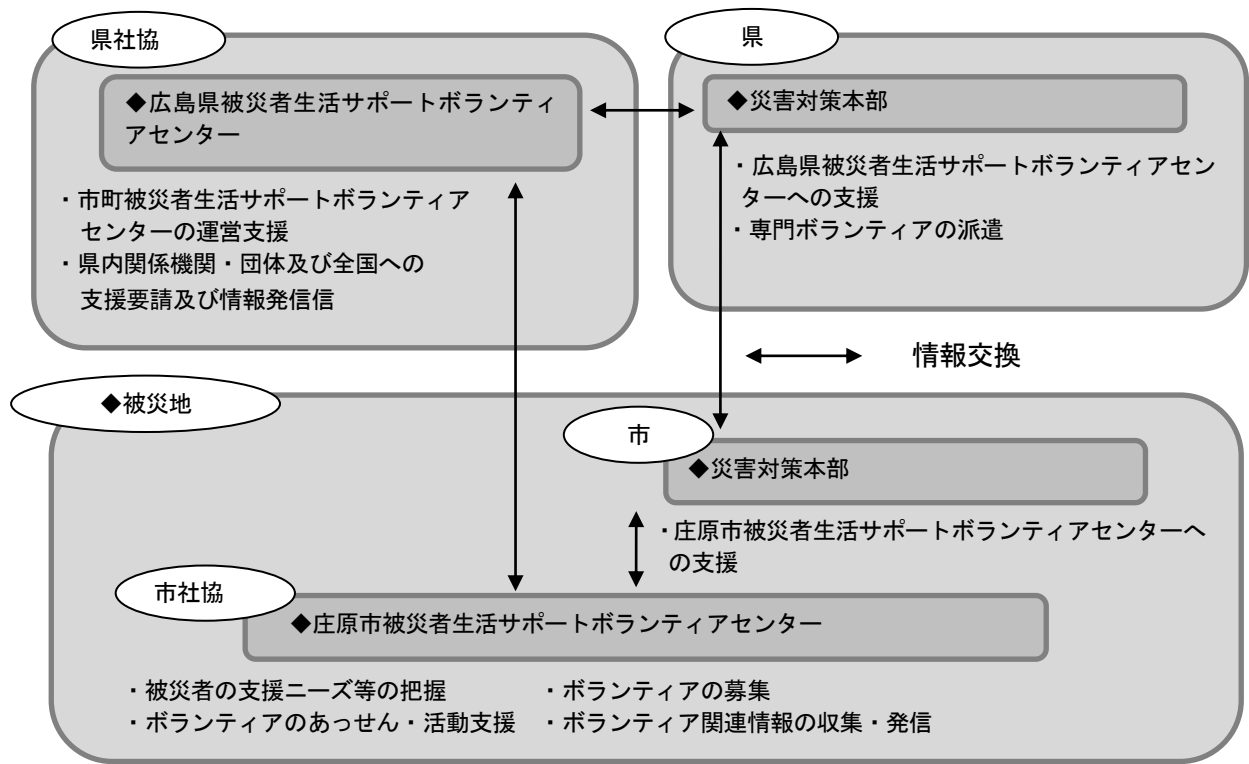
また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

エ. ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。

(5) 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

市に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市町が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。



3. 専門ボランティアの派遣等

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっせん要請があった場合、市被災者生活サポートボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあっせんする。

市は、専門ボランティアの受入れ及びあっせんの調整等を行う。

4. ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、庁舎、学校などの一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めることとする。

5. 災害情報等の提供

市は庄原市被災者生活サポートボランティアセンターへ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により、被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

6. ボランティアとの連携・協働

県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

7. 市被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により市被災者生活サポートボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び近隣の市社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

8. ボランティア保険制度

市は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

9. 海外からの支援活動の受入れ

海外からの支援活動は、国が受け入れたものについて、国及び県の受け入れ計画に基づき、市が受け入れるものとする。

その際には、県と連携しボランティアセンター等から通訳ボランティアを確保するなどの活動支援を行うものとする。

第13節 文教計画

1. 方針

この計画は、震災時において園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、震災後の生徒等の不安感の解消に努めるとともに、学校教育の万全を期するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

また、震災時において学校（私立幼稚園を含む。以下同じ。）や社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

2. 避難対策

（1）学校の管理者

- ア. 市立学校
市教育委員会
- イ. 県立学校
県立学校長
- ウ. 国公立大学
国公立大学長
- エ. 私立幼稚園
私立幼稚園理事長

（2）避難の実施

学校の管理者は、災害が発生した場合又は市長が避難の指示等を行った場合には、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

（3）在校児童生徒の安全確保

災害発生後、生徒等を保護者に引き渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定めた方法で、速やかに保護者と連絡をとるとともに、保護者と連絡がとれない等の理由で生徒等の引渡しができない場合は、学校等において保護するものとする。

3. 生徒等への相談活動

学校等の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行い、精神的に不安感の解消に努める。

4. 応急教育対策

（1）応急教育の実施

- ア. 応急教育の実施責任者
 - （ア）市立学校（幼稚園を除く。）
市教育委員会
 - （イ）県立学校
県立学校長

イ. 応急教育の実施場所

- (ア) 応急教育を実施するため、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて、校内施設の活用又は市内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議の上、実施場所を選定する。
- (イ) 応急教育実施場所がその市内で得られない場合は、実施責任者の要請により県教育委員会がその確保のためあつせんに当たる。

ウ. 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実情に即した方法により実施する。

- (ア) 児童生徒、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。
- (イ) 教職員を動員し、授業再開に務める。なお、被害の状況により、必要があるときは、市又は地域住民等の協力を求める。
- (ウ) 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。
- (エ) 児童生徒を学校に一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。
また、特別支援学校にあってはスクールバス等の利用が困難となった場合は、通学区域を分割し、公共施設を利用した分散授業に努める。
- (オ) 応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。
- (カ) 児童生徒等の登下校時における安全の確保に努める。

(2) 学用品の調達

ア. 教科書等学用品の確保

市教育委員会は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した児童、生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努める。

イ. 教科書等学用品の支給

知事は、災害救助法を適用した場合には、教科書等学用品を災害救助法施行細則により、次により調達し、支給する。また、知事がその実施を市長に委任した場合は、市長が実施する。なお、教科書及び教材の支給に関しては、県教育委員会の協力を得るものとする。

(ア) 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、必要な教科書等学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに義務教育学校の児童生徒並びに中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（特別支援学校の高等部生徒、中等教育学校の後期課程の生徒並びに高等専門学校、専修学校の生徒を含む。）

(イ) 支給範囲

- a. 教科書及び教材（県又は市教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）
- b. 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- c. 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

(ウ) 支給限度額

- a. 教科書及び教材 給与に要した実費
- b. 文房具及び学用品 災害救助法施行細則に定めるところによる。

(エ) 支給申請の期限

- a. 教科書及び教材 1か月以内
- b. 文房具及び通学用品 15日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

(3) 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合は、応急教育の実施責任者は県教育委員会にその状況を報告する。

この場合において、県教育委員会は、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保に努める。

(4) 給食

ア. 給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、設置者（県立学校にあっては校長）は、その状況を県教育委員会に報告する。

イ. 設置者（市教育委員会又は県教育委員会）は、被害物資料を把握し、関係機関と連携して、処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示する。

ウ. 避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

エ. 被災地においては、伝染病発生のおそれが多いので、保健衛生について、特に留意する。

(5) 高等学校生徒等の災害応急対策への協力

高等学校において、登校可能な生徒を教職員の指導監督のもとに学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう指導する。

大学、各種学校についても、高等学校に準じて、災害応急対策への協力を指導又は要請する。

(6) 授業料等の免除

県教育委員会は、県立高等学校の生徒が被害を受けた場合は、必要に応じ、授業料・受講料の減免措置を講ずる。

また、県は、私立幼稚園、私立小・中・高等学校、私立専修学校（3年制高等課程に限る。）及び私立各種学校（外国人学校に限る。）の園児、児童及び生徒が被災を受けた場合で、学校設置者が授業料・入学時納入金の減免措置を講じた場合、必要に応じて当該学校設置者に対して助成するとともに、県立看護専門学校の学生の保護者（学費負担者）が被害を受けた場合には必要に応じ授業料の減免措置を講じる。さらに、公立大学法人県立広島大学は、学生の学費負担者が被害を受けた場合、必要に応じて授業料等の減免措置を講ずる。

(7) 奨学金の貸付

県教育委員会は、災害等による家計急変のため、緊急に奨学金の貸付けが必要な場合は、奨学金を貸し付ける。

(8) 就学奨励費の再支給

県教育委員会は、災害により学用品等を喪失又は損傷した幼児、児童、生徒がある場合には、就学奨励費の再支給等必要な措置を講ずる。

5. 学校が地域の避難所となる場合の対策

(1) 学校の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全に期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

(2) 学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について市と必要な協議を行う。

6. 社会教育施設が地域の避難場所となる場合の対策

(1) 社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

(2) 社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について市と必要な協議を行う。

7. 文化財に対する対策

- (1) 災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、避難や救出体制等を計画しておく。
- (2) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに市教育委員会に被災状況を報告する。
- (3) 市教育委員会は、市指定の文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置をとるよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会へ被害状況を報告する。
- (4) 県教育委員会は、前項の報告を受けたときは、市教育委員会に対し必要な措置を取るよう指示し、国指定等の文化財については文化庁へ被災状況を報告する。
- (5) 所有者等に対して耐震診断等の措置の対策の必要性を啓発するとともに、補助金を活用した耐震診断・耐震補強等の実施を促進する。

第14節 保育に関する計画

1. 目的

この計画は、震災時において迅速、的確な措置を講じ、児童の生命を守り安全を確保することを目的とする。

2. 避難対策

- (1) 所長（不在の場合は、それに準ずる者。以下「所長等」という。）は、別に定める避難計画に基づき、状況に応じた緊急避難の指示を行う。
- (2) 災害の規模及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、必要な措置を講ずるとともに、児童福祉課又は各支所児童福祉担当室に報告する。
- (3) 児童は、保育所の管理下において、安全確保を第一とする。
- (4) 安全確認後、確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童を帰宅させるが、保護者の迎えがないときは、施設の安全を確認し、児童を保育所内に保護する。

3. 応急対策

- (1) 勤務時間外に災害が発生した場合において、職員は、災害応急対策活動及び復旧活動に協力し、施設の管理及び応急的な保育の実施のための体制を確立する。
- (2) 職員の被災等により人員が不足する場合は、関係部局と調整し必要な措置を行うとともに、児童等及び保護者に周知する。
- (3) その他、応急対策については文教計画に準ずるものとする。

第15節 災害救助法適用計画

1. 方針

知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある市に対し、災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

2. 災害救助法の適用基準

- (1) 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合

ア. 市の区域内の住家滅失世帯数が市町災害救助法適用基準の「1号基準世帯数」（広島県地域防災計画附属資料に掲載）以上であること。

イ. 県区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の住家の滅失世帯数が市町災害救助法適用基準の「2号基準世帯数」（広島県地域防災計画附属資料に掲載）以上であること。

ウ. 県区域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上（広島県地域防災計画附属資料に掲載）であって、市の住家滅失世帯数が多数であること。

エ. 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。

オ. 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(注) 住家滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

- (2) 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。
(同法第2条第2項に定める適用)

ア. 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部（特定・非常・緊急）を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島が告示されていること。

イ. 市において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

3. 災害救助法の適用手続き

- (1) 市における災害が前記2のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県に情報提供する。

- (2) 県は、市からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、国（内閣府）から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国（内閣府）へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、当該市町、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。

- (3) 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに告示する。

4. 救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、市は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対 象	期 間
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に 着工 供与期間 完成の日から2年以内
炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者	災害発生の日から7日以内
飲料水の供与	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内
医療	医療の途を失った者	災害発生の日から14日以内
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者）	分べんした日から7日以内
被災者の救出	1 現に生命・身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 ・住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大する恐れのある者 2 日常生活に必要な最低限度の部分の修理 ・住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 ・災害発生の日から10日以内に完了 2 日常生活に必要な最低限度の部分の修理 ・災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了）
学用品の給与	住宅が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から （教科書）1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内
埋葬	災害の際死亡した者 （実際に埋葬を実施する者に支給）	災害発生の日から10日以内
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内
遺体の処理	災害の際死亡した者	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体の処理 7 救助用物資の整理配分	各応急救助の実施が認められる期間以内
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する次の者 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各応急救助の実施が認められる期間以内

5. 市長への委任

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、市長が補助者になって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。

県から、市長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市町における災害や市の行政機能が損なわれる被災状況等、市の実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から市に通知することにより行うとともに、市へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、県において委任元としての責任をもって、市に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

市長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
市 長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の搜索・処理 11 障害物の除去
知 事	1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市が事務を実施 2 医療（DMATの派遣など）

第4章 災害復旧計画

第1節 目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

1. 方針

県及び市は、被災者の生活再建及び生業回復のため、市民への各種支援措置等の広報を行うとともに、国、県、市及び各種金融機関の協力のもとに、現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

また、各種の支援措置等を早期に実施するため、市は、罹災証明の交付体制を確立させるものとする。

なお、市は、災害により、市が保管する戸籍等のデータが喪失した場合に備え、データのバックアップを行うものとする。

2. 各種調査の住民への周知等

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとし、県は市の活動支援に努めるものとする。

また、災害後の復旧・復興を円滑に進めるために土地境界を明確にしておくことが重要なため、緊急性の高い地域で地籍調査を優先的に進める。

3. 罹災証明書の交付

市は、被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

4. 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

5. 各種支援措置等

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 支援制度及び救済制度

ア. 被災者生活再建支援法による支援金の支給等

イ. 国税及び地方税の減免等

(2) 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、市は、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害が生じた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害融資制度

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫その他金融機関の災害融資制度により、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。

6. 市内諸団体の資金の充実

市内の公共団体と協力して民生金庫の設置等により災害資金制度の充実を図る。

第3節 被災者の生活確保に関する計画

1. 方針

地震災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするためには、各種の支援策が必要である。ここでは、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策及び雇用の確保についての各種支援策を定める。

2. 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

関係行政機関は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

(1) 市

- ア. 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- イ. 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

(2) 県

- ア. 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- イ. 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ. 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

(3) 中国経済産業局及び中国四国農政局

- ア. 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- イ. 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ. 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

3. 被災者等に対する生活相談

市は相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。
また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努める。

4. 雇用の安定支援

(1) 雇用の確保

- ア. 災害による失業を防止するため、国等と連携して雇用調整助成金等の制度の啓発に努める。
- イ. 雇用を確保するため、事業所の被災による安易な解雇及び新卒者の内定取消し等の防止に努める。

(2) 雇用対策等

- ア. 被災者の雇用の安定を図るため、失業者の発生状況に応じて、労働局、市等と連携して、雇用に関する情報収集、就業に係る相談、職業訓練、労働相談等の対策を実施する。
- イ. 県外へ避難した被災者に対して、従前の居住地であった市、避難先の都道府県・市町村及び都道府県労働局と連携し、県内の求人情報や就職面接会等の就労支援に係る情報の提供に努める。

第4節 施設災害復旧計画

1. 方針

市は、応急対策を実施した後被害を受けた施設の復旧をできるだけ迅速に着工し短期間で完了するよう努める。

災害復旧については再度災害の原因とならないよう、完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、更に災害に関連した改良事業を行う等施設の向上を配慮する。

災害復旧対策推進のため、必要に応じ、国、県、他の公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

2. 復旧計画

災害復旧に関しては現行の各種法令の規程により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに、早期着工、早期完成を図ることを目途とする。

施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
道 路 法（昭和27年法律第180号）
河 川 法（昭和39年法律第167号）
砂 防 法（明治30年法律第29号）
地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
森 林 法（昭和26年法律第249号）
海 岸 法（昭和31年法律第101号）
港 湾 法（昭和25年法律第218号）
漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）
公 営 住 宅 法（昭和26年法律第193号）
生 活 保 護 法（昭和25年法律第144号）
児 童 福 祉 法（昭和22年法律第164号）
老 人 福 祉 法（昭和38年法律第133号）
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
売 春 防 止 法（昭和31年法律第118号）
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
海上交通安全法（昭和47年法律第115号）

第5節 激甚災害の指定に関する計画

1. 方針

地震による甚大な被害があった場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、所定の手続きを行う。

2. 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第6節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画

1. 方針

震災時には、国内、国外から多くの善意の救援物資や義援金を送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。

2. 受入れ体制の確立

（1）国内からの救援物資、義援金の受入れ

ア. 受付窓口の設置等

（ア）市

救援物資及び義援金の受付窓口を設置し、直接市が受領したものについて、原則として委託者に受領書を発行する。

（イ）県

救援物資及び義援金の受付窓口を設置し、県を経由するものについて、原則として委託者に受領書を発行する。

（ウ）日本赤十字社広島県支部及び広島県共同募金会等

義援金の受付窓口を設置する。

イ. 被災地のニーズの把握及び公表

市は、県と連携し、県民、企業等から救援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を報道機関等に要請して県民等に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

なお、救援物資を送付する際には、あらかじめ定めた色を塗布、貼付等の方法により、食料、医薬品、生活必需品等ごとに、物資の梱包を色分けするよう報道機関等を通じて広報するものとする。

ウ. 問い合わせ窓口の設置

本市以外の市町村が被災した場合、必要に応じ救援物資に関する問い合わせ窓口を設置するとともに、被災地のニーズについての広報などを行い、被災者に必要な物資が行き届くよう支援する。

エ. 保管場所の確保

（ア）救援物資

市は、大量の救援物資が送られてくことを想定し、適切な一時保管場所や避難所への輸送方法等を迅速に定めるとする。

（イ）義援金

市、県、日本赤十字社広島県支部及び広島県共同募金会等は、義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

（2）海外からの救援物資、義援金の受け入れ

市は、海外からの救援物資、義援金については、国を通して受け入れるものとする。国が受け入れを決定した場合は、前記（1）に準じ速やかに対応するものとする。

3. 救援物資及び義援金の配分

(1) 救援物資の配分

市は、相互の連携のもとに、避難所又は避難場所へ救援物資を配分する。

その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所又は避難場所でのニーズを把握し、適正な配分に努めるものとする。

(2) 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、県、市、日本赤十字社広島県支部及び広島県共同募金会等からなる義援金配分委員会を設置し、適正な配分について協議した上で迅速に行うものとする。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法等を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

第7節 災害復興計画（防災まちづくり）

1. 方針

(1) 県及び市は、市街地の復興に当たり、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指すものとする。

(2) 災害復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

2. 被災地における市街地の復興

県及び市は、市街地を計画的かつ迅速に復興するため、あらかじめ取り組みのプロセスや役割分担などの明確化に努めるものとする。

また、市街地開発事業等の実施により市街地を復興する場合には、住民の早急な生活再建の観点から、まちづくりの方向について、速やかに住民との合意形成に努めるものとする。

3. 学校施設の復興

県及び市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。